

平成25年2月28日（木曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 高橋勝文 | 議員 | 2番 | 阿部清 | 議員 |
| 4番 | 後藤健一郎 | 議員 | 5番 | 太田芳彦 | 議員 |
| 6番 | 國井輝明 | 議員 | 7番 | 沖津一博 | 議員 |
| 8番 | 工藤吉雄 | 議員 | 9番 | 杉沼孝司 | 議員 |
| 10番 | 辻登代子 | 議員 | 11番 | 荒木春吉 | 議員 |
| 12番 | 木村寿太郎 | 議員 | 13番 | 新宮征一 | 議員 |
| 15番 | 内藤明 | 議員 | 16番 | 川越孝男 | 議員 |
| 17番 | 那須稔 | 議員 | 18番 | 鴨田俊廣 | 議員 |

○欠席議員（2名）

| | | | | | |
|----|-------|----|-----|------|----|
| 3番 | 遠藤智与子 | 議員 | 14番 | 佐藤良一 | 議員 |
|----|-------|----|-----|------|----|

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------|--------------------------|-------|------------------|
| 佐藤洋樹 | 市長 | 那須義行 | 副市長 |
| 渡邊満夫 | 教育委員長 | 兼子昭一 | 選挙管理委員長 |
| 高子武 | 農業委員会会長 | 犬飼一好 | 総務課長 |
| 菅野英行 | 政策推進課長 | 奥山健一 | 財政課長 |
| 船田一彦 | 税務課長 | 安彦浩 | 市民生活課長 |
| 富澤三弥 | 建設管理課長 | 山田敏彦 | 下水道課長 |
| 小野秀夫 | 農林課長(併) 農業委員会 事務局長 | 宮川徹 | 商工振興課長 |
| 安孫子政一 | 情報観光課長 | 那須吉雄 | 健康福祉課長 |
| 阿部藤彦 | 子育て推進課長 | 横山一郎 | 会計管理者 (兼)会計課長 |
| 丹野敏幸 | 水道事業所長 | 安食俊博 | 病院事務長 |
| 荒木利見 | 教育長 | 工藤恒雄 | 学校教育課長 |
| 月光龍弘 | 生涯学習課長 | 大沼孝一郎 | 監査委員 |
| 大泉辰也 | 監査委員 事務局長 | | |

○事務局職員出席者

| | | | |
|------|------|-----|------|
| 丹野敏晴 | 事務局長 | 佐藤肇 | 局長補佐 |
| 佐藤利美 | 総務主査 | 兼子亘 | 総務係長 |

議事日程第1号

第1回定例会

平成25年2月28日(木曜日)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- 〃 4 行政報告
- (1) 市政の概況について
- (2) 新第5次寒河江市振興計画実施計画(平成25年度～平成27年度)について
- 〃 5 議第 1号 寒河江市副市長の選任について
- 〃 6 議案説明
- 〃 7 委員会付託
- 〃 8 質疑・討論・採決
- 〃 9 議第 2号 寒河江市教育委員会委員の任命について
- 〃 10 議案説明
- 〃 11 委員会付託
- 〃 12 質疑・討論・採決
- 〃 13 議第 3号 寒河江市醍醐財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 〃 14 議案説明
- 〃 15 委員会付託
- 〃 16 質疑・討論・採決
- 〃 17 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- 〃 18 議第20号 寒河江市議会議政務調査費の交付に関する条例の一部改正について
- 〃 19 議第21号 寒河江市課制条例の一部改正について
- 〃 20 議会案第1号 寒河江市議会基本条例の一部改正について
- 〃 21 議会案第2号 寒河江市議会会議規則の一部改正について
- 〃 22 議会案第3号 寒河江市議会委員会条例の一部改正について
- 〃 23 議案説明
- 〃 24 委員会付託
- 〃 25 質疑・討論・採決
- 〃 26 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成24年度寒河江市一般会計補正予算(第6号))
- 〃 27 議第 4号 平成24年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)
- 〃 28 議第 5号 平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 〃 29 議第 6号 平成24年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 〃 30 議第 7号 平成24年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)

- 〃 3 1 議第 8 号 平成 2 4 年度寒河江市立病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 〃 3 2 議第 9 号 平成 2 5 年度寒河江市一般会計予算
- 〃 3 3 議第 1 0 号 平成 2 5 年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- 〃 3 4 議第 1 1 号 平成 2 5 年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算
- 〃 3 5 議第 1 2 号 平成 2 5 年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- 〃 3 6 議第 1 3 号 平成 2 5 年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- 〃 3 7 議第 1 4 号 平成 2 5 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
- 〃 3 8 議第 1 5 号 平成 2 5 年度寒河江市介護保険特別会計予算
- 〃 3 9 議第 1 6 号 平成 2 5 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- 〃 4 0 議第 1 7 号 平成 2 5 年度寒河江市財産区特別会計 (高松、醍醐、三泉) 予算
- 〃 4 1 議第 1 8 号 平成 2 5 年度寒河江市立病院事業会計予算
- 〃 4 2 議第 1 9 号 平成 2 5 年度寒河江市水道事業会計予算
- 〃 4 3 議第 2 2 号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 〃 4 4 議第 2 3 号 寒河江市職員互助共済制度に関する条例の一部改正について
- 〃 4 5 議第 2 4 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び寒河江市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
- 〃 4 6 議第 2 5 号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 4 7 議第 2 6 号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 〃 4 8 議第 2 7 号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 〃 4 9 議第 2 8 号 寒河江市市税条例の一部改正について
- 〃 5 0 議第 2 9 号 寒河江市都市計画税条例等の一部改正について
- 〃 5 1 議第 3 0 号 寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正について
- 〃 5 2 議第 3 1 号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
- 〃 5 3 議第 3 2 号 寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 〃 5 4 議第 3 3 号 寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 〃 5 5 議第 3 4 号 寒河江市牧場設置に関する条例の一部改正について
- 〃 5 6 議第 3 5 号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
- 〃 5 7 議第 3 6 号 寒河江市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 〃 5 8 議第 3 7 号 寒河江市営住宅条例の一部改正について
- 〃 5 9 議第 3 8 号 寒河江市空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 〃 6 0 議第 3 9 号 寒河江市都市公園条例の一部改正について
- 〃 6 1 議第 4 0 号 寒河江市下水道条例の一部改正について
- 〃 6 2 議第 4 1 号 寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

- 〃 63 議第42号 寒河江市屋内多目的運動場新築工事請負契約の締結について
 - 〃 64 議第43号 社会資本整備総合交付金 公共下水道8-1号幹線(雨水)24-1工区工事請負変更契約の締結について
 - 〃 65 議第44号 市道路線の変更について
 - 〃 66 議第45号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
 - 〃 67 請願第1号 TPP交渉参加に反対する意見書の提出に関する請願
 - 〃 68 施政方針説明
 - 〃 69 議案説明
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

- 高橋勝文議長 ただいまから、平成25年第1回寒河江市議会定例会を開会いたします。
本日の欠席通告議員は、3番遠藤智与子議員、14番佐藤良一議員であります。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
なお、情報観光課より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可したことを申し伝えま
す。
本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

- 高橋勝文議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、5番太田芳彦議員、16番川越孝
男議員を指名いたします。

会 期 決 定

- 高橋勝文議長 日程第2、会期決定を議題といたします。
本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、そ
の結果について委員長の報告を求めます。沖津議会運営委員長。
〔沖津一博議会運営委員長 登壇〕
- 沖津一博議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申しあげます。

本日招集になりました平成25年第1回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る2月25日、委員6名全員出席、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問通告数などを勘案し、本日から3月21日までの22日間とし、その間の会議等につきましてはお手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○高橋勝文議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月21日までの22日間と決定いたしました。

第1回定例会日程

平成25年2月28日(木)開会

| 月 日 | 時 間 | 会 議 | | 場 所 |
|----------|---------|------------|--|-----|
| 2月28日(木) | 午前9時30分 | 本 会 議 | 開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、副市長選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、教育委員任命議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、醍醐財産区管理会財産区管理委員選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、人権擁護委員候補者推薦、議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案・請願上程、施政方針説明、議案説明 | 議 場 |
| 3月 1日(金) | | 休 会 (議案調査) | | |
| 3月 2日(土) | | 休 会 | | |
| 3月 3日(日) | | 休 会 | | |
| 3月 4日(月) | | 休 会 (議案調査) | | |
| 3月 5日(火) | 午前9時30分 | 本 会 議 | 一 般 質 問 | 議 場 |
| 3月 6日(水) | | 休 会 (議案調査) | | |
| 3月 7日(木) | 午前9時30分 | 本 会 議 | 一 般 質 問 | 議 場 |
| 3月 8日(金) | 午前9時30分 | 本 会 議 | 質疑、予算特別委員会設置、委員会付託 | 議 場 |
| | 本会議終了後 | 予算特別委員会 | 開会、議案説明、質疑、分科会分担付託 | 議 場 |

| 月 日 | 時 間 | 会 議 | | 場 所 |
|----------|----------------|------------------|--|---------------------------|
| | 予算特別委員会 終了後 | 総務文教常任委員会 分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 旧きらやか銀行 寒河江支店 第2会議室 |
| | | 厚生常任委員会 分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 総合福祉保 健センター 301会議室 |
| | | 建設経済常任委員会 分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 市 役 所 403会議室 |
| 3月9日(土) | 休 会 | | | |
| 3月10日(日) | 休 会 | | | |
| 3月11日(月) | 午前9時30分 | 予算特別委員会 | 分科会委員長報告、質疑・討 論・採決、閉会 | 議 場 |
| | 予算特別委員会 終了後 | 本 会 議 | 議案上程、委員長報告、質 疑・討論・採決、質疑、予算 特別委員会設置、委員会付託 | 議 場 |
| | 本会議終了後 | 予算特別委員会 | 開会、議案説明、質疑、分科 会分担付託 | 議 場 |
| | 予算特別委員会 終了後 | 総務文教常任委員会 分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 旧きらやか銀行 寒河江支店 第2会議室 |
| | | 厚生常任委員会 分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 総合福祉保 健センター 301会議室 |
| | | 建設経済常任委員会 分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 市 役 所 403会議室 |
| 3月12日(火) | 午前9時30分 | 総務文教常任委員会 分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 旧きらやか銀行 寒河江支店 第2会議室 |
| | | 厚生常任委員会 分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 総合福祉保 健センター 301会議室 |
| | | 建設経済常任委員会 分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 市 役 所 403会議室 |
| 3月13日(水) | 午前9時30分 | 総務文教常任委員会 分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 旧きらやか銀行 寒河江支店 第2会議室 |
| | | 厚生常任委員会 分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 旧きらやか銀行 寒河江支店 第3会議室 |
| | | 建設経済常任委員会 分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 旧きらやか銀行 寒河江支店 第4会議室 |
| 3月14日(木) | 午前9時30分 | 総務文教常任委員会 分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 旧きらやか銀行 寒河江支店 第2会議室 |

| 月 日 | 時 間 | 会 議 | | 場 所 |
|----------|----------------|------------------|------------------------|---------------------------|
| | | 厚生常任委員会 分科会 | 付託案件審査 | 旧きらやか銀行 寒河江支店 第3会議室 |
| | | 建設経済常任委員会 分科会 | 付託案件審査 | 旧きらやか銀行 寒河江支店 第4会議室 |
| 3月15日(金) | | 休 会(事務処理) | | |
| 3月16日(土) | | 休 会 | | |
| 3月17日(日) | | 休 会 | | |
| 3月18日(月) | | 休 会(事務処理) | | |
| 3月19日(火) | | 休 会(事務処理) | | |
| 3月20日(水) | | 休 会 | | |
| 3月21日(木) | 午前9時30分 | 予算特別委員会 | 分科会委員長報告、質疑・討論・採決、閉会 | 議 場 |
| | 予算特別委員会 終了後 | 本 会 議 | 議案上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会 | 議 場 |

諸 般 の 報 告

○高橋勝文議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行 政 報 告

○高橋勝文議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について、(2) 新第5次寒河江市振興計画実施計画(平成25年度から平成27年度)について

市長から報告を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

初めに、12月定例会以降の現在までの主な市政の概況について御報告を申し上げます。

まず、この冬の雪対策についてであります。

今冬は、例年より早い12月初旬からの降雪となり、降雪と融雪の繰り返して路面整備の除雪車出動回数がふえ、除雪経費についても増加しているところであります。1月15日には冬期間の市民生活の安全・安心を確保するため、庁舎内に豪雪対策連絡本部を設置し、市のホームページや広報チラシで雪関連事業を周知し、広報車での雪おろし事故防止等の啓発を行ったところでございます。また、さきの臨時会で御可決をいただいた雪対策事業のひとり暮らし高齢者等除雪費支給事業の補助対象拡大

や町内会やPTAなどで道路の一斉除排雪作業に対し独自の補助制度を創設するなど、雪対策に万全を期しているところでございます。

さらに、1月より雪の総合窓口を建設管理課内に設置して、市民の問い合わせに迅速に対応し、好評を得ているところでございます。

除排雪活動補助金については、市民との協働による除排雪を実施し、市道を初めとする地域の生活道路環境の向上が図られております。

一方、農林関係被害については現在のところ目立った被害は発生しておらず、雪解け後の詳細を見なければなりません。農地への融雪剤散布を促進するため、県の融雪剤購入に対する補助とあわせて支援をし、また農道除雪を実施するための除雪機械アタッチメント購入補助を行っており、農家の方々には作業道路を確保していただき、早目に枝の雪おろしを呼びかけているところでございます。

次に、雇用対策関係について申し上げます。国の1月の月例経済報告では景気は弱い動きとなっているが、一部下げどまりの兆しも見られるとしており、先行きについては当面は弱さが残るものの、輸出環境の改善や経済対策の効果などを背景に再び景気回復へ向かうことが期待されているとしております。

ことし1月末時点での西村山管内高校新卒者の就職内定率は99%で、前年同期比プラス3ポイントと県内の状況でも過去10年間で最高の内定率となっております。求人についても、建設業、宿泊・飲食サービス業を中心にスーパーなどの食品関係の卸・小売業が大幅な増と、明るい兆しが見られております。今後とも状況の変化に対応した効果的な雇用対策を進めてまいります。

次に、再生可能エネルギーについてでございます。県内の道の駅で初めてとなる電気自動車用急速充電器を道の駅チェリーランドに設置をし、昨年12月25日より利用開始をしております。この事業は県の市町村防災拠点再生可能エネルギー導入促進事業費補助金を活用して整備し、年中無休の24時間利用可能として協力金を500円に設定しておりますが、周知期間も含め今年度中に限り無料としております。2月20日現在121台の利用があり、1日平均2台程度の利用実績となっております。本市の再生可能エネルギー導入や環境政策への取り組みへのイメージアップが図られているものと考えているところでございます。

次に、日曜日の証明書発行業務開始についてであります。今年1月6日から市民への行政サービス向上のため毎週日曜日の午前中住民票や印鑑証明、税証明、戸籍証明などの各種証明書発行業務を市民生活課の窓口で開始をいたしました。日曜日開庁は県内自治体では2例目で、昨年まで毎週月曜日の夕方6時30分まで時間延長で実施をしておりましたが、市民ニーズのアンケート調査結果などを受けて日曜日の午前中に開庁したものでございます。

これまで、1月2月と8回実施をいたしました。利用者の実績は105名、証明書発行件数は160件の利用状況であります。1日平均約13名、20件、行政サービスの向上につながっていると考えております。

次に、図書館東口のリニューアルについてでございます。かねてより福祉関係団体から要望がございました。身障者用駐車場を図書館東口に2台分整備をいたしました。あわせて、屋根、手すり、スロープなどを設置し、一般の利用者も東口から出入りが可能となるよう改修を行い、去る12月19日にオープンをさせていただきました。また、図書館東側駐車場に高齢者や小さな子供連れの方のために、思いやり駐車場を3台分整備し、利用者の利便性を一層向上させたところであります。現在、約4割

の方が東口から利用していただいております、大変好評を得ているところでございます。

次に、東日本大震災による避難者支援についてでございます。2月21日現在、市内には135世帯417名の避難者の方が被災地との二重生活や雪道などのなれない地で生活を過ごされております。去る2月16日には福島や宮城など同郷の方々の情報交換の場となるふるさと交流会を実施したところであり、多くの方々が参加し、ふるさとの方々との交流や情報交換が前に進む大きな力の一助となったものと思っております。被災者の方々が一日も早くもとの暮らしに戻ることができるよう、その間支援を継続してまいる考えであります。

次に、災害時の物資供給協定締結についてであります。段ボール製造メーカーであります東北カートン株式会社と、災害時の物資調達に関する協定を昨年12月4日に締結をいたしました。災害時は段ボール製簡易ベッドや間仕切り、段ボールシートなど優先的に供給を受けることができ、避難所におけるプライバシー保護や健康面で有効であり、避難所生活の負担軽減、安全・安心につながるものと考えているところであります。

以上、12月定例会以降の市政の概況を申しあげましたが、今後とも議員各位の御理解、御協力をよろしくお願い申しあげる次第であります。以上であります。

次に、新第5次寒河江市振興計画実施計画について御報告を申しあげます。

実施計画につきましては、平成27年度を目標年度とする新第5次寒河江市振興計画の具現化のため、毎年3カ年ローリング方式で策定をしているものでございます。実施計画の内容につきましては去る2月18日の全員協議会で十分御協議をいただいているところでございますので、それにより報告にかえさせていただきますと思います。よろしくをお願いを申しあげます。

以上であります。

質 疑

○高橋勝文議長 行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないように議員において配慮されるようお願いいたします。

ただいまの行政報告中（1）市政の概況について質疑はありますか。川越議員。

○川越孝男議員 佐藤洋樹市長になってから、定例会の都度、前回の定例会以降の主な状況について行政報告などで市政の概況ということで御報告をいただいております、大変これはいいなと評価をしているところであります。

しかし、今お聞きをしても数値的なことなどもいっぱいあるわけでありまして。したって、私ども書き写してもなかなかできません。ところが、今市長が報告をしている間、当局の皆さんは同じようにページめくりながらこうなっているわけでありまして。したがってこの内容はもちろん議会の中継の中でも公表されていますし、議会の会議録が調整されればその中に全部出てくるものであります。したがって、私どもも、執行部と議員も常に一体となりながら今やっているものを市民にお知らせをしながらよりよい寒河江市政をつくるという観点では同じ気持ちでいるわけでありまして、ぜひ今報告されたことを内容をペーパーで議員のほうにも配付してもらうことによってスピーディーにそういう状況を市民にお知らせなども、議員という立場でもできますので、以後そういうことを御検討いただいて、ぜひ定例議会の中での市長の市政の概況については当局の皆さんもお持ちと同じペーパーを

議員のほうにも配付していただきたいということをお願いをしたいわけでありますけれども、市長の御見解をお聞かせをいただきたいと思ひます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 議会、定例会は年に4回ということでありますから、その間さまざまな面で市政運営、市政のいろいろな施策を展開させていただいている、もちろん議会の御承認をいただきながらという前提でありますけれども、そういう活動をしているわけでありますので、当然その間の定例会ごとの活動状況などを議会のたびに御報告をさせていただくことをしているわけでありますけれども、できる限りそういった状況については一番新しい情報をできるだけ議会の場で御報告させていただきたいということも考えているわけでありまして、きょうあの御説明した内容の中でも、実はきのうあたり新しい情報が入って修正をしてできるだけ新しい情報など御披露させていただくということで、説明をさせていただいているところでありますので、できる限り川越議員の御趣旨なども踏まえて我々も対応を検討していきたいと思ひます。ただ、施政方針、市政の運営方針などと一緒に10日前になどと言われるとなかなか大変なところがありますが、できる限りそういった意向を踏まえて対応を検討したいと思ひます。

○高橋勝文議長 ほかに。

次に、(2)新第5次寒河江市振興計画実施計画平成25年度から平成27年度について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

寒河江市副市長の選任について

○高橋勝文議長 日程第5、議第1号寒河江市副市長の選任についてを議題といたします。

この際、丹野敏晴議会事務局長の退席を求めます。

[丹野敏晴議会事務局長 退席]

議案説明

○高橋勝文議長 日程第6、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○佐藤洋樹市長 議第1号寒河江市副市長の選任について御説明を申し上げます。

本年3月2日をもって那須義行副市長が任期満了となりますので、寒河江市副市長に丹野敏晴氏を選任いたしたく御提案するものでございます。

また、任期につきましては平成25年4月1日から4年間とするものでございます。御同意くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

委員会付託

○高橋勝文議長 日程第7、委員会付託であります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○高橋勝文議長 日程第8、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第1号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより、議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第1号については、これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議第1号はこれに同意することに決しました。

丹野敏晴議会事務局長の着席を求めます。

[丹野敏晴議会事務局長 着席]

寒河江市教育委員会 委員の任命について

○高橋勝文議長 日程第9、議第2号寒河江市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

この際、荒木利見教育長の退席を求めます。

[荒木利見教育長 退席]

議案説明

○高橋勝文議長 日程第10、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○佐藤洋樹市長 議第2号寒河江市教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

本日2月28日をもって、本市教育委員会委員のうち荒木利見委員並びに菊地道子委員が任期満了となりますので、引き続き両委員を任命いたしたく御提案するものであります。

御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

委 員 会 付 託

○高橋勝文議長 日程第11、委員会付託であります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○高橋勝文議長 日程第12、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより、議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第2号については、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議第2号はこれに同意することに決しました。

荒木利見教育長の着席を求めます。

〔荒木利見教育長 着席〕

寒河江市醍醐財産区管理会 財産区管理委員の選任について

○高橋勝文議長 日程第13、議第3号寒河江市醍醐財産区管理会財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

議 案 説 明

○高橋勝文議長 日程第14、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 議第3号寒河江市醍醐財産区管理会財産区管理委員の選任について御説明を申しあげ

ます。

本年5月31日をもって醍醐財産区管理会財産区管理委員が任期満了となりますので、寒河江市財産区管理会条例第4条の規定により委員の選任について議会の御同意を求めるものでございます。

御同意くださいますようよろしくお願いを申し上げます。以上であります。

委 員 会 付 託

○高橋勝文議長 日程第15、委員会付託であります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第3号については会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○高橋勝文議長 日程第16、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第3号について質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 7名についてはいずれも私は可とするものでありますけれども、人事の同意案件ということでこの間さまざまな役職の兼職を、余り一部の人に集中しないようにということで市としても対応しているという旨の見解がこれまで議会にも示されているわけでありましてけれども、今回の財産区の管理委員についてもその対象になっているのかどうかと、そしてそういう市の基本的な考え方からして問題ないのかどうか、どのように検討されてなったのかだけお聞かせいただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 財産区の管理委員の方については、基本的には地元のほうでいろいろ話し合いをしていただきまして、その中から地元で選んだ方を市のほうでも議会のほうに御提案するような形をずっととってきております。そういうことから、市の方針とは基本的には関係ないといえますか、そういう方針を地元押しつけるということはできませんので、そういう形でずっととってきているところでございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 もちろん地元のそういう財産区の管理会というか地域の中で醍醐財産区は醍醐の中でということだと、もちろん私も理解をします。しかし、国のほうでも兼職を禁止しながら余り余計な、ならないようにと国の方針なども出されているわけでありまして、寒河江市が強制するとか何かでなくてそういう分担をし合うという基本的な姿勢というか考え方というのは、それぞれの独自の団体であってもそういう考え方というのは話をして何ら差し支えないのではないかという思いをしておりますので、そういう私の見解だということをお申しあげながら、ただ強制はしないけれども、市のそういう考え方からすればそういう数的なものでは何ら支障ないものなのか、関係ないからそういうことは検討もしていなかったということなのかだけ教えていただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 那須副市長。

○那須義行副市長 これまでの慣例を尊重するといいますか、そういうことも市としての一つの態度だと思しますので、そのような形で今おっしゃられるような検討とかそういうものについてはやってきませんでした。

○高橋勝文議長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより、議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第3号については、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議第3号はこれに同意することに決しました。

人権擁護委員の候補者の推薦に 関し意見を求めることについて

○高橋勝文議長 日程第17、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件についてはお手元に配付しております文書のとおり、委員候補者3名の推薦について人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長より意見を求められております。

お諮りいたします。これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の候補者の推薦については市長の諮問のとおり同意することに決しました。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第18、議第20号から日程第22、議会案第3号までの5案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○高橋勝文議長 日程第23、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 まず、議第20号寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について御説

明申しあげます。

地方自治法の一部改正に伴い、政務調査費の名称変更、さらには寒河江市行財政改革に基づき交付額の減額などについて所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第21号寒河江市課制条例の一部改正について御説明を申しあげます。

さくらんぼに重点を置いた観光誘客事業の拡充など施策課題に迅速に対応するとともに、効率的でわかりやすい組織とするため、所要の改正をしようとするものであります。

私から以上2案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御承認・御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

委 員 会 付 託

○高橋勝文議長 日程第24、委員会付託であります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第20号から議会案第3号までの5案件については会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○高橋勝文議長 日程第25、これより質疑・討論・採決に入ります。

まず、議第20号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします、

これより、議第20号を採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第20号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

これより、議第21号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより、議第21号を採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第21号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議会案第1号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより、議会案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議会案第1号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議会案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議会案第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより、議会案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議会案第2号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議会案第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより、議会案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議会案第3号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議会案第3号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 高橋勝文議長 日程第26、承認第1号から日程第67、請願第1号までの42案件を一括議題といたします。

施政方針説明

- 高橋勝文議長 日程第68、施政方針説明であります。

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長 本日、平成25年第1回寒河江市議会定例会の開会に際し、平成25年度の当初予算案や関係諸議案を御審議いただくに当たり、市政運営に臨む基本方針と施策の概要を申し述べさせていただきますと存じます。

私は、さきの市長選挙におきまして多くの市民の方々から温かい御支援をいただきながら、再選を果たさせていただくことができました。改めて4万3,000市民の寄せる期待と責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。

これまで、「子どもからお年寄りまで安心して元気に暮らせるまち寒河江」の構築を目指し、一貫して市民の声に耳を傾け市民主体のまちづくりを基本姿勢として本市の確かな未来づくりのため、誠心誠意取り組んでまいりました。今後も初心を忘れることなく、市民とともに歩む寒河江のまちづくりを進めてまいり所存であります。

一昨年3月、少子高齢化の進展や景気の低迷、安全・安心への関心の高まり、環境への配慮など市を取り巻く状況の大きな変化を踏まえて新第5次寒河江市振興計画を策定し、現在市民と協働による市政運営を着実に進めているところでありますが、今後一層「夢集い 人・緑かがやく さくらんぼの都市 寒河江」の将来都市像の実現に向かって取り組む覚悟であります。とりわけ、7つの重点プロジェクト31事業については市民の評価をいただきながら、また市民とともに達成していかなければならないと考えているところであります。

我が寒河江市は今後もさらに大きく飛躍発展する力、可能性を持ったすばらしいまちであります。慈恩寺に代表される歴史・文化、美しい景観と清流、さくらんぼや神輿、さらには市民の地域づくりやまちづくりへの積極的な取り組みなど数多くの寒河江の宝があり、こうした宝をさらに磨き上げていくことが私に課せられた責務であります。2期目の市政運営のスタートに当たり寒河江の将来を思い、今後4年間で取り組むべき課題、目標を6つの思いとして掲げさせていただきます。

1つ目の思いは「オンリーワンのまちづくり」でございます。

先ほども申しあげましたが、市民一人一人がこの寒河江の地で、自信と誇りを持って暮らしていける寒河江ならではのまちづくり、寒河江らしい地域づくりを目指して力を合わせていくことが発展につながっていくものと確信しております。

2つ目の思いは、将来を担う子供たちへの支援の充実であります。子育て支援の充実を望む市民の声は一層高まっております。医療費無料化の拡大、学童保育の充実、第3子への支援、病後児保育な

ど多様な保育事業などの対策をさらに前進させてまいります。また、老朽化が進んでいる保育所については、全体の再編見直しを進め、子供たちの学びの場であります学校など教育環境も充実を図ってまいりたいと考えているところであります。

3つ目の思いは、安全・安心への取り組みの強化であります。

高齢者福祉に関しては、まず生涯学習の一層の推進に取り組み、健康で意欲的な方々の知識や技能・経験をまちづくりに生かせる仕組みづくりを整え、生きがいのある生活をサポートしてまいりたいと考えております。

また、ひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせるよう見守りネットワークを整備してまいりたいと考えております。加えて、防災体制の整備は極めて重要な課題でございます。現在、市の公共施設の耐震化を進めておりますが、各公民館・分館の耐震化に対する支援を充実するとともに、防災行政無線の整備を急がなければならないと考えております。

また、市民生活を支える道路の整備も着実に進め、市民の命と健康を守る市立病院についてもさらにニーズに応え整備してまいります。

4つ目の思いは、産業の振興であります。

本市の農業は担い手の育成や農地の集積を進めながら、より一層特色のある産地形成を図っていく必要があります。寒河江生まれの紅秀峰は、市場での評価は大変高いものがあり、栽培を拡大しブランド化の確立・定着を図らなければなりません。また、つや姫については昨年ヴィラージュが組織されましたが、これを拡大し、名実ともに「つや姫の里寒河江」を関係団体とともに目指してまいります。

また、景気が低迷する中、商工業の振興は極めて重要でございます。これまで3年間実施した住宅建築推進事業については各方面からの要望も強く引き続き実施し、経済効果を大いに期待したいと考えております。また、企業誘致活動を推進し、1社でも多く1人でも多くの雇用が生み出せるように、中央工業団地の売り込みを進めるとともに中心市街地の活性化に向け、フローラ・SAGAEを以前のような多くの市民が集まる場と再生させていかなければなりません。

5つ目の思いはスポーツ・文化の振興であります。

スポーツの振興は元気の源であります。最上川寒河江緑地の多目的水面広場、ことしオープン予定の屋内多目的運動場などの施設を生かして、青少年の健全育成や市民の健康づくりのみならず市内外からも大勢の人が集まるスポーツイベントを実施して地域の活性化を図ってまいります。

また、本市には古刹慈恩寺という大変貴重ですばらしい財産があります。国史跡指定を地域全体の振興、観光誘客の取り組みの一つの大きな契機として進めてまいりたいと考えております。

そして6つ目の思いは、住みやすく働きやすい環境づくりであります。まちづくりの最終目標は市民一人一人が住んでよかった、働いてよかったと実感できる寒河江づくりを進めていくことであります。そのため、働きやすい職場環境に努めていくことが必要でありますし、需要に応じた宅地開発を進めなければなりません。さらに、市民の皆さんが幸せを実感できるような力強いまちをつくるためには、各自治体が共同で進めていく広域連携も多方面で大いに進めていかなければいけないと考えているところでございます。

以上、私の所信の一端を申し上げましたが、この6つの思いを胸に夢と希望の持てる元気な寒河江の実現のために全身全霊で諸課題の解決に向かって取り組む覚悟でありますので、議員各位には引き

続き格別の御指導・御理解を賜りますようお願いを申しあげる次第であります。

続きまして、平成25年度当初予算について申しあげる次第であります。

長引くデフレ不況からの脱却は国・地方を通じた喫緊の課題であります。国において編成された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」の補正予算に基づき、本市においては需要創出効果が早期に見込まれる事業について有利な制度を活用し、都市再生整備計画事業、都市防災推進事業、道路事業、学校施設環境改善交付金事業などを前倒しで実施することとして、約4億8,000万円の補正予算を計上したところであります。平成25年度当初予算を合わせ、13カ月予算として切れ目ない経済活性化策を実施してまいります。

まず、歳入予算について申し上げます。

市税は、給与所得の動向などから個人市民税が減額を見込んだものの、法人の緩やかな回復基調やたばこ税の税源移譲、固定資産税の家屋分の増額要因などから、全体で増額となる見込みであります。

地方交付税については、国の地方財政計画により平成24年度当初予算よりマイナス2.4%の減額を見込んでおります。

市債については、公共施設耐震化事業の投資的事業を初め、地域総合整備資金貸付事業などへの充当により、全体では増額を見込んでおります。

一方、歳出予算については、新第5次寒河江市振興計画の着実な実現に向け、子育て支援を初め安全・安心なまちづくり、環境保全対策、産業の振興と地域雇用対策、元気なまちづくりなどを重点として予算編成を行ったところであります。

その結果、一般会計当初予算は前年度当初予算対比0.4%増の154億3,000万円となり、特別会計と企業会計を合わせた予算総額は291億4,224万4,000円となりました。

以下、新第5次寒河江市振興計画の6つの施策の柱に沿って、施策の概要を申し上げます。

1つには、「いきいきと健やかに暮らせる地域社会の創造」であります。

初めに、「みんなで子育てを支える地域づくり」についてであります。昨年オープンした「ゆめはひと寒河江」は本市における子育て支援の拠点施設として、今後さらに親子の遊び場の提供と交流の促進、子育てに関する相談・助言や情報提供機能の充実強化を図ってまいります。

また、ことし1月から外来医療費の無料化を小学校6年生まで拡大いたしました。今後も無料化のさらなる拡大について検討してまいります。

市立保育所については、耐震化工事が全て終了いたしました。施設整備の老朽化が進んでおります。また、ニーズの多様化に伴い、入所を希望する施設の偏りが見られるなどの課題を抱えております。このため、民間の幼児施設も含めた市全体としての今後の保育施設のあり方を検討し、市立保育所の整備・運営方針を考えてまいります。

また、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年から実施される運びとなり、本市における子ども・子育て支援事業計画を策定するため、ニーズ調査の実施や検討委員会を開催するなど準備を進めてまいります。

保育所及び認可外保育施設については、小学校3年生以下の兄弟姉妹が3人以上いる世帯の第3子以降の保育料無料化を図るとともに、私立幼稚園就園奨励費補助金に関して支給額を増額し、保育所同様小学校3年生以下の兄弟姉妹が3人以上いる世帯の第3子以降について、所得制限を撤廃し保育料の無料化を図ってまいります。

また、新たにおたふくかぜ、水痘ワクチン予防接種に一部助成を行うなど予防接種の充実を図り、安心して子供を産み育てる環境を整えてまいります。

放課後児童対策に関しては、新たに高松地区に平成25年度より学童保育所を開設するとともに、寒河江小学校区の学童保育所「きらきらクラブ」をフローラ・SAGAE内に移設し、安全な保育環境の整備を図ります。また、低所得者世帯への利用料軽減事業についても継続して実施してまいります。

次に、「生涯を通した福祉社会の形成」についてであります。

地域福祉の推進については、「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」に基づき、協働、支え合いを基本に地域住民、福祉関係団体、行政が連携しながら地域の実情に合った地域福祉見守りネットワークの構築に取り組んでまいります。

また、高齢者が住みなれた地域で安心して自立した生活を送れるように、高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画に基づき、介護サービスの給付と地域包括ケアの円滑な実施に努めてまいります。この計画に基づき、新たに「グループホーム」が開設されるなど施設整備が進み、さらなる介護サービスの充実が図られるものと考えております。

また、地域の高齢者が生きがい活動として自主的な運営をしている「ふれあい元気サロン」の拡大とさらなる充実を図るため引き続き支援をしてまいります。

介護予防事業については、参加しやすい身近な介護予防教室を展開するとともに、今後増加が予想される認知症高齢者に対する支援の強化に努めてまいります。

障がい者福祉については、障がい者の自立と社会参加促進するため、福祉タクシー券、給油券助成事業や、特別支援学校通学支援事業を継続して取り組みます。また、本市初めての施設となる共同生活介護事業所（ケアホーム）へ助成を行うとともに本年10月に本市で開催されます第25回山形県知的しょうがい者福祉大会の支援を行うなど、障がい者との共生社会の実現に努めてまいります。

次に、「心と体の健康づくり」についてであります。

市民の心身の健康の維持向上・健康寿命の延伸は大きな課題であります。「健康元気がえ21 第2次計画」を策定し、がんを初め、心疾患・脳血管疾患など、3大生活習慣病予防対策の推進に努めてまいります。また、運動習慣の定着化を図るため、市民が取り組みやすい「寒河江型健康運動メニュー」を作成し、市民全体に周知を図ってまいります。

健康診査については、健診受診動向の把握とともに、啓発活動の強化や健康診査の土曜日実施など、引き続き検診受診率の向上に努めてまいります。

近年、家庭生活や職場環境、対人関係などからくるストレスがふえていると言われる中、心の病気対策、心の健康づくりの推進が課題となっております。このため、医療機関や相談機関と連携を強化し、専門医による「こころの健康相談」を継続しながら、相談支援体制の充実や精神疾患への理解を深めるための普及啓発を行い、心の健康づくりの推進に努めます。

次に、「連携・協力に基づく医療体制の整備」についてであります。

本市の医療については、県の「西村山地域の医療提供体制将来ビジョン」に基づき、県や山形大学医学部、地区医師会などの医療関係機関と連携し、1次医療から3次まで病態に応じた医療提供体制の整備を図るとともに、在宅医療の推進についても新年度発足する「寒河江市在宅医療推進協議会」で検討いただきながら、市民が安心して暮らせる医療体制の確保に努めてまいります。

市立病院については、「市立病院アクションプラン」に基づき、高齢社会に対応し、本年1月から

は医療保険適用型の療養病棟を開設したところであります。また、平成25年度は、広域的な医療情報ネットワークへの参加を見据えた地域連携・共有対応型の医療画像システムや高性能磁気共鳴断層撮影装置（MRI）を導入し、良質で安心できる医療を提供してまいります。

また、本年1月に山形大学医学部の臨床実習生を受け入れる「県広域連携臨床実習協定」を同医学部と締結し、医学部の学生に実践的な医療技術の習得と本市地域医療の実情を理解してもらうことにより、将来的に市立病院の医師確保につながるものと期待しているところであります。

2つには、「地域を元気にする産業の創造」であります。

まず、「地域特性を生かした農業振興」についてであります。本市の農業はさくらんぼを中心とする果樹や野菜などの園芸作物と水稲との組み合わせにより、バランスよく発展してまいりました。

紅秀峰やつや姫のブランド化と生産基盤の整備を推進し、持続可能な力強い寒河江の農業の実現に取り組んでまいります。

まず、本市の基幹作物であるさくらんぼについては、「紅秀峰の里づくり」を推進するために、紅秀峰の新植や改植を支援し、栽培面積の拡大と雨よけハウスなどの施設整備を進めてまいります。また、栽培労力の軽減を図るため、さくらんぼY字仕立て栽培の普及や高所作業車の導入支援を行ってまいります。さくらんぼの販売・消費拡大に関しては、引き続き首都圏等においてトップセールスを実施するとともに、新たに海外での販路拡大に取り組むため、日持ちもよく食味にすぐれた紅秀峰を高級品の贈呈文化が根強い台湾への輸出に向け、食の国際博として世界中の職が集まるイベントである「フード台北」に出店し、可能性を探ってまいります。

また、ブランド米つや姫の生産販売については、「つや姫の里寒河江」の確立に向けてよりおいしいつや姫の生産を目指すつや姫栽培団地「つや姫ヴィラージュ」の拡大を進めてまいります。また、福島原発事故を契機に食の安全への関心が高くなっている中、安全で良質な寒河江産農産物の生産と安全・安心を発信するため安全安心シールを配布するとともに、ホームページでの動画配信さらには生産者みずから実施する農産物放射性物質検査に対する支援などに取り組んでまいります。

本市の農業従事者については、高齢化が急速に進行していることから地域農業経営安定推進事業を推進し、青年新規就農者への支援や農地集積に取り組んでまいります。また、早期退職者等の就農促進と経営安定化を図るために、担い手新規就農支援事業を拡充し、青年就農者に加え、中高年就農者の農業用施設整備や機械導入農地集積を支援してまいります。

耕作放棄地については、農業委員会が「耕作放棄地解消プロジェクト」に取り組み成果を上げてきました。市として、農用地利用改善組合の活動を支援するとともに国の耕作放棄地再生利用交付金に市独自のかさ上げを行うなど、耕作放棄地の解消に努めてまいります。

農業者の減少に伴い、農地や水路の保全管理は大きな課題となってきましたが、地域の中で共同で取り組む「農地・水保全管理活動」を引き続き支援してまいります。

中山間地域においては、中山間地域等直接支払制度への取り組みを支援し、耕作放棄地発生の防止と多面的機能の維持を図るとともに、小規模な土地改良事業を支援するなどさらに中山間地域の活性化に努めてまいります。

また、地産地消と食育については、安全・安心な地元食材の使用を推進するとともに農業の6次産業化について新たな商品開発のための調査研究を推進してまいります。

農業生産基盤の整備については中向東地区の農道整備と最上堰頭首工の改修工事を進めるほか、老

朽化した幹線農業用水路新堰改修のため、寒河江南部地区農村災害対策整備事業に着手するとともに八楯東地区の農道改良工事や平野山樹園地排水調査などに取り組み、農業生産基盤の整備を進めてまいります。

次に、「寒河江の宝を活かした観光振興」についてであります。

観光事業による交流人口の拡大は、地域を元気づけ、にぎわい創出による本市の活性化に大きな役割を果たすものであります。本市の宝であるさくらんぼ、慈恩寺など観光素材の磨き上げによる魅力向上を図るとともに、新たなイベントの開催により本市の魅力を全国に発信し、誘客を促進してまいります。

さくらんぼの観光客については、北関東からのツアー客や宮城県等隣県からの個人誘客を重点に新たに物産販売も行うなど、規模を拡大してさくらんぼキャンペーンを展開し、誘客に努めてまいります。「全国さくらんぼの種吹きとばし大会予選会」を北海道を含む全国10カ所に拡大して展開するとともに、仙台圏や岩手盛岡、福島郡山で新たに本市観光のPRを実施し誘客を図ってまいります。

さらに、さくらんぼ祭り期間中に1市4町をめぐる「ツール・ド・さくらんぼ」を新たに開催するとともに、寒河江まつり「神輿の祭典」にイベントPR貸し切り列車を運行し、さらなる誘客を図ってまいります。

慈恩寺については、案内ガイドを配置するとともに、「慈恩寺秘仏展」を4月から開催し情報発信してまいります。

次に、「活力ある工業の振興と雇用の創出」についてであります。

ことし1月末現在での西村山管内の高校新卒者の就職内定率は先ほど市政の概要でも申しあげましたが、99%と前年同期比プラス3ポイントと過去10年間で最高の内定率と改善傾向が見られるわけですが、引き続きさらなる産業振興と雇用の創出について重点的に取り組んでまいります。

産学官連携を一層進めることは、産業振興にとって極めて重要であります。山形大学や技術振興協会等との連携を深め、各企業が直面する課題解決や魅力ある製品・独自性のある製品の開発支援などを通して地元企業を応援してまいります。

雇用の確保に関しては、国の緊急経済対策や緊急雇用対策を活用するとともに、県が昨年2月に策定した「やまがた新雇用安定プロジェクト」に沿って県と連携を図りながら安定雇用の創出に取り組んでまいります。寒河江市就業支援サポーターを引き続き配置し、新高卒者を初めとする雇用の確保に努めるとともに、「地域企業の新規雇用開発等にかかる雇用創出特別奨励金制度」を新設し、企業の地域に密着した雇用開発への取り組み、若者等地元定着への取り組みを支援してまいります。

企業誘致の推進については、平成24年度は工業団地の分譲契約を2社と締結したところであり、そのほか物流関連企業1社が第4次拡張エリア内で初めて操業を開始し、さらに製造業1社が工業団地内の空き工場を利用し進出したところであります。引き続き、山形県東京事務所に職員を派遣し、精力的に企業誘致に取り組み、本市産業の活性化と雇用確保に努めてまいります。

次に、「人が集う、賑わいのある商業の振興」であります。

景気低迷、ニーズの多様化、消費人口の減少及び商圈の広域化などにより商業を取り巻く環境は年々厳しさを増してきております。特に、中心市街地における商業機能の面的充実が望まれており、商工会を初め関係各団体との十分な連携を通して、個店の魅力アップ、企業・創業者の育成等に力を注いでまいります。また、それぞれの地域商店街と地域住民が一体となった集客に結びつく自発的な

イベントや祭りによるにぎわいづくりが必要であり、引き続き中心市街地での各種イベントや団体等への支援を行ってまいります。

さらに、空き店舗の活用を図る事業者を積極的に支援し、地域に密着し愛される商店街とまちづくりを推進し、商業の振興に努めてまいります。

フローラ・SAGAEについては平成24年度に市民の声や専門家のアドバイス、外部委員による検討委員会の意見等を踏まえ策定した中心市街地活性化センター利活用促進計画に基づき、一部リニューアルを行うとともに、新たな事業者の誘致を図り、中心市街地の核として機能充実に努めてまいります。

さらに、駅前駐車場と本町駐車場の適正管理と利用者の公平感を確保するため、機械管理による有料化を進めてまいります。

3つには、「暮らしに便利な都市基盤づくり」であります。

初めに、「住みやすい快適なまちづくり」についてであります。これまで3年間実施してまいりました「寒河江市住宅建築推進事業」については、住宅の新築、増改築及びリフォーム等の住環境の整備と地域経済の活性化に大きく寄与したところであり、引き続き実施し、市民の住環境の改善と建築需要の拡大による景気浮揚及び地元関連業界の振興を図ってまいります。また、子育て世代への支援や市内への定住人口の増加を図るため、平成23年度より実施しております「子育て定住住宅建築事業補助金」については、補助対象件数を倍増し、子育て世代の住宅取得の促進と定住人口の増加を図ってまいります。

民間住宅の安全・安心対策として実施している耐震化事業については、支援を継続し、木造住宅の耐震化を促進してまいります。

木の下土地区画整理事業については、平成24年度中に換地処分等を実施し、また都市計画道路下釜山岸線の完成し、良好な住宅地としてより期待されておりますが、最終年度として円滑な事業完了に向けて支援してまいります。

昨年11月から本格運行を実施しているデマンドタクシーについては、実証実験運行やアンケート調査結果を踏まえ、乗降場の増設や運行日の拡大など利便性の向上に努めた結果、利用人数・乗車率とも増加しており、今後より一層改善に取り組み、利用促進を図ってまいります。また、市街地における循環バス運行について、路線バス事業者等との協議や需要調査を行い、可能性を検討してまいります。

次に、「くつろぎのある都市空間づくり」についてであります。

ライフスタイルの変化や健康志向、少子高齢化、さらには安全・安心なまちづくりのための都市防災機能など、公園・緑地などが果たす役割が大きくなっておりますが、身近な公園の再整備を着実にを行い、地域住民のニーズに応えた公園づくりを進めてまいります。長岡山については、「花咲か山」として市内外から愛される公園にするため、総合的な再整備計画に基づき整備を進めてまいります。

また、慈恩寺地区は市民が誇る大切な歴史的・文化的景観であり、国史跡指定に向けた取り組みと連携を図りながら、市民参加による景観の形成を進めてまいります。

寒河江八幡宮の門前町の歴史と、文化の薫る町並みの形成を進めている「流鏝馬通りまちづくり協議会」の活動に対して引き続き支援するほか、地域が抱える環境改善の取り組みを推進するグラウンドワーク推進団体等に支援し、協働のまちづくりを進めてまいります。

「花咲かフェア IN さがえ」は、これまで10回の開催を重ね、本市の魅力を発信するイベントとしてさくらんぼの時期の誘客の推進に寄与してまいりました。これまでの基本コンセプトは生かしながら、リニューアルを行い、チェリークア・パーク全体でさまざまなイベントを開催し、年間を通して来場できるオープンガーデンを整備するとともに、特に子育て家族の誘客が見込めるような空間を創出して、さらに交流の拡大を図ってまいります。

次に、「安全で機能的な道づくり」についてであります。

交通量が増加し、安全対策が求められている市立病院前の都市計画道路山西米沢線は、引き続き用地買収・物件補償を実施し、事業の着実な進捗を図ってまいります。

また、県施行で進められている都市計画道路柴橋日田線（主要地方道天童大江線）は、本町3丁目から八幡町の用地買収・物件補償・道路整備工事が進められており、早期完成に向けて県に対し要望してまいります。

市民の暮らしに密接にかかわる生活道路の改良や側溝、舗装、交通安全施設等については「寒河江市公共事業整備優先順位基準」に基づき順次整備を進めるとともに、現在実施している地域住民による側溝のふた板設置や道路補修など、市民との協働による道づくり引き続き推進してまいります。

老朽化している橋梁については、将来にわたる維持管理費の節減を図るため長寿命化計画により予防的な修繕を行い、橋梁の保全と安全性の向上に努めてまいります。平成25年度は、稲沢橋と鶯沢橋の補修工事を実施してまいります。

冬期間における生活道路の安全確保と維持については、計画的で効率的な作業を進め、市民満足度の向上に努めてまいります。また、平成24年度から取り組んでいる「除排雪活動補助金交付事業」については、事業の検証を行い、協働活動のさらなる促進をしてまいります。

さらに、ことし1月より雪に関する相談や苦情の受け付けを一本化した「雪の総合窓口」を開設したところであり、引き続き積極的に情報発信してまいります。

次に、「暮らしを支える上下水道の整備」についてであります。

本市の水道は普及率は99.6%と市民皆水道が実現し、建設から維持管理、量から質の時代を迎えております。平成25年度においては、引き続き老朽管の布設がえによる管路の耐震化を重点的に進め、災害に強い安全・安心な水道水の供給に努めるとともに、将来にわたって維持可能な水道事業を推進してまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

河川等の身近な公共用水域の水質保全と水洗化による生活環境の改善を図るため、引き続き公共下水道事業並びに浄化槽整備事業を推進してまいります。

公共下水道事業については、寒河江中央工業団地内3次拡張までのエリアについて平成25年度から平成30年度までの整備計画により、汚水管渠の布設を実施してまいります。

また、越井坂地内の雨水幹線整備を最終年度として引き続き行うとともに、汚水管渠未整備箇所の解消に向け、計画的な管渠整備を行ってまいります。浄化センターについては、適切な汚水処理を行うとともに、平成25年度は国の指針に沿って策定した長寿命化計画の承認を得てまいります。

浄化槽整備事業については、引き続き市町村設置型による「寒河江市浄化槽整備事業」の普及整備に努めてまいります。さらに、浄化槽からの放流先について、用排分離を進めるため、浄化槽排水管の整備をあわせて行ってまいります。

また、水道使用料金と下水道使用料金など納入の利便性向上のため、平成25年8月からコンビニ納入の導入を進めてまいります。

4つには、「安全安心で支え合う地域社会と快適な環境づくり」であります。

まず、「災害につよい地域づくり」についてであります。

東日本大震災からはや2年になろうとしていますが、被災地の復興なくして本市はもとより東北、そして日本の発展は語る事ができません。昨年10月より、本市の技術職員を宮城県岩沼市に派遣して支援を行っており、さらに継続してまいります。

市民が安全で安心して暮らせる基盤づくりのため、引き続き、緊急用広報ポール、消防ポンプ、備蓄倉庫の設置等を進めるとともに、地域の防災力向上を目指して自主防災組織への支援を行い、組織率向上を進めてまいります。

また、原発事故に係る放射線対策については、定期的な空間放射線量測定や水道水の放射性物質検査及び下水道汚泥の放射線量測定等、また小中学校及び保育所給食の放射性物質検査を引き続き実施するとともに、農作物の放射性物質検査に対する支援を行い、さらに各地区で側溝清掃を行う場合には事前に汚泥の放射性物質検査を実施し、国が定めたガイドラインに沿った適正な処理を行うなど、市民の安全確保、不安の解消に積極的に努めてまいります。

次に、「交通事故や犯罪のない地域づくり」についてであります。

交通安全活動の推進については、市民一人一人の意識の高揚が何よりも重要であり、「第9次寒河江市交通安全計画」に基づき地域の実情や年代に応じた交通安全教室の充実に努めてまいります。特に、高齢者の交通事故防止対策の強化を図るとともに、市内の事故多発路線をモデル路線として、関係機関、団体、地域住民と一体となって事故防止対策を講じてまいります。

また、防犯活動の推進については各地区の防犯協会と連携し、「青パト」車による地域パトロールを実施し、防犯活動の促進を図ります。さらに計画的に市内全ての防犯街路灯のLED化を進め、地域の防犯や通学路の安全確保に努めてまいります。

消費者保護の推進については、消費者トラブルの防止を図るため、市民への迅速な情報提供や高齢者教室、出前講座等を実施してまいります。

次に、「環境を守り快適な暮らしの実現」であります。

環境美化の推進については環境基本条例に基づく環境基本計画を策定し、環境保全に関する施策を総合的に推進するとともに、地球温暖化対策についても地球温暖化対策計画を策定し、実行に移してまいります。

地球温暖化対策のみならず、防災対策としても注目されている再生可能エネルギーの導入促進について、これまで小学校や浄化センター、チェリーランドへの太陽光発電システム及び電気自動車用急速充電器を導入してまいりました。さらに、電気事業者によるメガソーラー発電事業や風力発電事業について検討するとともに、本市をモデルに実施されたスマートコミュニティー構築に係る事業化可能性調査の結果を踏まえた、農業用施設への地中熱利用の事業化について、県及び農業者とともに取り組みを進めてまいります。

廃棄物対策の推進についてはごみ排出量の抑制と適正処理、リサイクルの推進をより一層高めるため、ごみ処理基本計画の見直しを進めます。

次に、「市民のニーズに応じた住民サービスの推進」についてであります。

市政の概況でも申しあげましたが、各種証明書の発行業務については、本年1月から毎週日曜日に証明発行業務を開設して、市民への利便を図ったところであります。総合的な案内窓口の設置については、機能及び各種表示等の検討を行い、利用しやすい庁舎の環境設備とサービスの向上に努めてまいります。

5つには、「新しい時代を切り拓く人づくり」であります。

まず、「美しく豊かでたくましい心、元気な身体を育む人づくり」についてであります。「さがえっこ育みアクションプラン」の推進については、基本的な生活習慣の確立、食育の推進、確かな学力の習得など、子供たちの生きる力を社会全体で育むために、「さがえっこの育み10か条」に基づいて、学校・家庭・地域が連携した取り組みを引き続き推進してまいります。命と心を育む学校づくりの推進については、学校の特性に応じ、地域の人や自然、歴史・文化などのかかわりを通した豊かな体験活動を取り入れた教育活動を行い、子供たちの道徳性や社会性を養ってまいります。

また、各学校に読書活動充実のための読書活動推進員を配置し、読み聞かせやブックトークなどの実践を通して読書好きな子供の育成を図ってまいります。あわせて学校図書館については、蔵書の充実を図るとともに、蔵書電算管理システムを活用し、児童生徒がより読書に親しめる環境整備を行ってまいります。

食育の推進については、学校給食の実施とあわせ家庭との連携を図りながら学校の教育活動全体の中で、子供たちが食に関する知識を身につけ実践に生かせるよう一貫した食育に取り組みます。また、中学校給食においては、生産者団体の協力を得て、地場産野菜の安定供給体制の構築を図り、地産地消、食育の推進に努めてまいります。

国際理解教育の推進のために、外国語指導助手ALTを2名配置し、中学校英語学習と小学校外国語活動の充実を図るとともに、国際理解教育を推進してまいります。

市立図書館では、利用者の利便性の向上のために、利用者への東口解放と身障者駐車場の整備を行うとともに、図書館情報システムの更新及び図書館ホームページの新設やメールマガジンの配信を行っており、さらに市民に親しまれる図書館を目指し、著名人を招聘しての読書講演会や利用者参加型の朗読会などのイベントを計画的に実施してまいります。

スポーツは、「いつでも」「どこでも」「だれでも」が親しむことができるよう、関係団体と連携を図りながら、市民のニーズに合った各種スポーツ教室などを実施し、「1人1スポーツ運動の展開」を進め、特に成人層のスポーツ参加率の向上を目指してまいります。

また、最上川寒河江緑地の全面供用開始を行い、指定管理者による管理のもと施設の有効利用を図り、関係団体と連携しながら、カヌーの競技・練習の拠点施設として全国的に発信してまいります。さらに、市民の元気づくりの推進ため、年間を通してスポーツに親しめるようチェリークア・パーク内に「屋内多目的運動場」の整備を進め、年内の完成を目指します。

次に、「郷土を愛し、次世代を担う意欲ある人づくり」についてであります。

児童生徒の学ぶ力の育成のため、実態に応じた指導を行い、学力の向上を目指すとともに、学校研究や研修活動の充実を図り、教師の指導力を育成いたします。不登校等の問題を抱える子供にかかわる教育相談員や特別に支援が必要な子供のための学習補助員の配置など、児童生徒を支援する体制を整備してまいります。

緊急な課題となっている暑さ対策については、全小中学校の特別室、職員室、事務室に空調設備の

整備を行います。また、情報教育の推進に向け、ICT機器の整備として電子黒板を柴橋小学校と陵南中学校に配置いたします。

次に、「歴史と文化を活かし、新たな文化を育む人づくり」についてであります。

まず、慈恩寺国史跡指定に向けた取り組みを一層推し進めてまいります。本山慈恩寺並びに地元住民と連携し、引き続き慈恩寺の史跡としての価値を明らかにする各種調査・研究を進め、総合調査報告書を作成してまいります。これらをもとに、指定のための意見具申書を整え、国に具申し、国史跡指定の実現化を図ってまいります。加えて、昨年に引き続き慈恩寺シンポジウムなどを実施し、慈恩寺文化を広く県内外に発信するとともに、慈恩寺の総合的な発展を図るための基本計画策定を進めており、慈恩寺の歴史的財産を守りながら観光資源として活用するための体制整備や美しい景観の保全を着実に推進してまいります。

すぐれた芸術文化に直接触れ親しむことは、豊かな心の醸成や地域社会の活性化につながり、極めて大切であります。引き続き、著名芸術家のコンサートを企画するとともに、市民のさまざまな芸術文化活動を支援し、本市の文化力の一層の向上を図ってまいります。

次に、「地域主体の活動による心豊かな人づくり」についてであります。

まちづくり、地域づくりを担う自主的で創造力ある人材を育成するために、地域住民の学習ニーズを把握し、「(仮称)寒河江さくらんぼ大学」の開設に向け準備を進めるなど、ライフステージに応じた学習会、講座を展開し、生涯学習活動の一層の充実を図ってまいります。

また、小中学校保護者向けの「子育て講座」や、幼稚園・保育所保護者向けの「家庭教育講座」、「幼児共育ふれあい広場」を実施し、家庭の教育力向上を支援するとともに、放課後子ども教室推進事業の実施により子供たちの安全で健やかな居場所づくりの推進と、地域の教育力向上に取り組んでまいります。

6つには、「市民が主役のまちづくり」であります。

まず、「市民による人輝くさがえづくり」についてであります。

住民が地域づくりについて主体的に考え、みずから実践していく「地域いきいき元気づくり事業」を引き続き実施し、みずからの地域はみずからの手でよくしていく事業を支援してまいります。

市民100人評価委員会は3回目を迎えますが、より一層市民にわかりやすい評価制度となるよう努めるとともに、評価結果について事業の推進に反映させることはもとより、事業の再点検を行い改善した内容については広く市民に公表してまいります。

また、都市部の若者が地域に住み込んで地域協力活動を展開する「地域おこし協力隊」や、地域課題の解決に向けた取り組みを推進する「集落支援員」を配置し、地域において主体的に地域づくりを進める基盤の強化を図ってまいります。加えて、市商工会青年部や青年会議所などまちづくりや市の活性化に取り組む若者の団体を「若者寒河江応援隊」と位置づけ、支援し、若者の発想とエネルギーをまちづくりに生かしてまいります。

結婚支援対策事業につきましては、「仲人」さんが活動しやすいように講座を開催し、さらなるスキルアップを図るなど、結婚コーディネーター登録制度を充実してまいります。

次に、「未来志向の行財政運営」についてであります。

本市イメージキャラクター「チェリン」の活用を促進し、知名度アップを図るため、「ゆるキャライベント」を初めとする市内外の各種イベントへ積極的に参加し、本市の情報発信に努めてまいりま

す。

広域行政の展開については、平成24年度山形どまんなか探訪プロジェクトにより、西村山地域が連携して広域観光に取り組んでまいりましたが、平成25年度は県及び村山地区の市町において仙台市内で物産展を開催するなど、さらに連携を深めながら地域の観光PRを積極的に展開して、交流人口の拡大を図ってまいります。

国際交流の推進については、姉妹都市締結25周年となるトルコギレスン市との記念事業として相互交流を実施してまいります。また、平成26年度姉妹都市締結40周年となる韓国安東市との文化交流についても検討してまいります。

税の公平性と納税意識の高揚を図るため、昨年開設した市税等電話納付案内事業（納税コールセンター）を推進し、新規滞納の発生を未然に防止するとともに、累積滞納の抑制に努めてまいります。また、平成26年4月からのコンビニ収納サービスの導入に向け準備を進めてまいります。

行財政改革推進指針前期アクションプランについては、平成24年度が最終年度となるため、現在平成25年度・26年度で実施する後期アクションプランの策定作業を進めております。東日本大震災を契機とした防災意識の高まりや高齢化の進展などを踏まえ、引き続き「市民が安心して豊かに暮らせる行財政基盤の確立」を目標に市民主体の行財政改革を推進してまいります。

以上、市政運営の基本方針並びに施策の大要を申しあげましたが、平成25年度は新第5次寒河江市振興計画の中間年度であり、着実に計画を推進していかなければなりません。市民一人一人がこれまで以上に寒河江市民の幸せのため役に立つ人がある寒河江市役所になっていくとの意識を強く自覚し、私はそのリーダーとしてより一層市民の声に真摯に耳を傾け、市民との対話を大切にして、心を新たに市政運営に当たってまいります。

市議会議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申しあげる次第であります。

以上であります。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午前11時25分とします。

休 憩 午前11時10分

再 開 午前11時25分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 案 説 明

○高橋勝文議長 日程第69、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 提案理由の説明に先立ちまして、先ほど施政方針の説明を申しあげましたが、最後のくぐり職員一人一人がこれまで以上にと申しあげるべきところを、市民一人一人がと間違えて申しあげました。改めて訂正させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、議案説明に入らせていただきます。

初めに、承認第1号平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

今冬の大雪による除排雪経費の追加を内容とする平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）について議会を招集する時間的余裕がなく急を要しましたので、専決処分を行ったものであります。その承認を得ようとするものでございます。御承認くださいますようお願いを申し上げます。

次に、議第4号平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、国の緊急経済対策に係る都市再生整備計画事業や学校教育等施設整備事業等を追加するものであります。その結果、4億9,789万3,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ169億5,309万9,000円とするものでございます。

次に、議第5号平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。このたびの補正予算は、公共下水道建設事業費の減額と公共下水道建設事業の年度内の完成が困難なために翌年度に繰り越すものであります。その結果、5,495万9,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ16億2,185万4,000円とするものであります。

次に、議第6号平成24年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、介護給付費の変更交付決定に伴い、介護給付費負担金及び介護給付費交付金を減額し、介護保険給付費準備基金繰入金を追加する財源調整を行い、介護認定審査会共同設置特別会計繰出金を減額して一般管理費を同額追加するものでございます。

次に、議第7号平成24年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、介護認定審査会の審査判定会議の開催件数減少等に伴う介護認定審査会費の減額を行うものであります。その結果、95万1,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ2,539万6,000円とするものであります。

次に、議第8号平成24年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、患者減少による入院収益の減額に伴う他会計補助金の追加等を行うものであります。その結果、予算総額は収益的収入及び支出それぞれ18億2,685万3,000円とするものであります。

次に、議第9号平成25年度寒河江市一般会計予算について御説明を申し上げます。

先ほども御説明申しあげましたが、新第5次振興計画の目標具現化のため、重点プロジェクトを初めとした諸施策の推進、少子高齢化対策や子育て支援の充実、災害に強い安全・安心なまちづくり、快適な環境づくりや産業の振興と雇用機会の拡大、活力に満ちた元気なまちづくり等を重点テーマとして予算編成を行ったところであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ154億3,000万円で、前年度当初予算と比較し5,500万円の増となっています。

次に、議第10号平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

下水道事業については、公共用水域の水質保全と快適で文化的な生活環境の改善を目指し、適切かつ効果的な整備促進に努めるとともに、社会構造の変化を踏まえ事業内容を精査し、一層の経費節減に努めながら予算編成を行ったところであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ14億

5,189万7,000円で、前年度当初予算と比較して1億3,723万7,000円の減となっております。

次に、議第11号平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算について御説明申し上げます。

浄化槽整備事業については、浄化槽整備区域における公共用水域の水質保全並びに生活環境の改善を目的に予算編成を行ったところであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ2億2,137万1,000円で、前年度当初予算と比較して1,406万8,000円の減となっております。

次に、議第12号平成25年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

田代簡易水道施設の維持管理等に要する一般管理費などを計上するものであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ503万7,000円で、前年度当初予算と比較して314万8,000円の減となっております。

次に、議第13号平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

国民健康保険は、地域医療の確保と地域住民の健康増進に極めて重要な役割を果たしております。国民健康保険税の収納率の向上や医療費適正化対策を強化するとともに、保健事業を充実し被保険者の健康保持増進を図り、健全財政の維持と効率的な事業運営に努めるべく予算編成を行ったところであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ44億33万1,000円で、前年度当初予算と比較して4,284万1,000円の増となっております。

次に、議第14号平成25年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算について御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は県内全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合を実施主体として、保険料徴収と各種申請などの窓口業務などを行うための経費を計上するものであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ4億2,562万5,000円で、前年度当初予算と比較して697万7,000円の減となっております。

次に、議第15号平成25年度寒河江市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

高齢者などが住みなれた地域で老後を安心して暮らせる制度として継続したサービスが受けられる体制の整備に努めるとともに、介護保険給付額の増に対応するため、安定した財政運営を行うべく予算編成を行ったところであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ33億4,864万6,000円で、前年度当初予算と比較して5,632万8,000円の増となっております。

次に、議第16号平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について御説明を申し上げます。

被保険者の介護の必要性とその程度を審査判定する機関である介護認定審査会に係る経費を計上するものであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ2,553万4,000円で、前年度当初予算と比較して81万3,000円の減となっております。

次に、議第17号平成25年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について御説明を申し上げます。

各財産区とも管理運営のための経費を計上するものであります。歳入歳出それぞれ76万7,000円で、前年度当初予算と比較して10万4,000円の増となっております。

次に、議第18号平成25年度寒河江市立病院事業会計予算について御説明を申し上げます。

地域の医療ニーズに的確に応えるべく、年間を通じた療養病床の開設など寒河江市立病院アクションプランの具現化に取り組むとともに、市民がいつでも安心して受診できる病院づくりと深刻な状況にある病院経営の再建を目指し予算編成を行ったところであります。収益的収入及び支出については

収入総額及び支出総額とも18億6,577万2,000円とし、資本的収入及び支出については収入総額を2億5,902万1,000円、支出総額を3億290万5,000円とするものであります。

次に、議第19号平成25年度寒河江市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

安全・安心な水道事業の確保は市民生活や社会経済活動に欠くことのできない重要なライフラインであります。老朽管の布設がえによる耐震化を重点的に進め、寒河江市水道ビジョンに基づきながら経営基盤を強化し健全経営に努めることを重点目標として編成したところであります。収益的収入及び支出については収入総額10億7,752万8,000円、支出総額9億8,957万円とし、資本的収入及び支出については収入総額3,260万4,000円、支出総額6億7,478万9,000円とするものであります。

次に、議第22号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

白血病等の有効な治療法である移植療法のドナーとなる場合に取得可能な特別休暇等について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第23号寒河江市職員互助共済制度に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

平成25年4月1日から山形県市町村職員互助会が一般社団法人へ移行するため所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第24号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び寒河江市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

障害者自立支援法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第25号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

非常勤職員として空き家等調査対策審議会委員、集落支援員及び地域おこし推進員を設けることに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第26号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

行財政改革指針を踏まえ、市長等の給与減額期間を延長するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第27号寒河江市一般職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

山形県人事委員会勧告を踏まえ、38歳に満たない職員の給料の号給調整について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第28号寒河江市市税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

東日本大震災の被災者等に対し、入湯税の課税の減免措置を行う期間を1年間延長するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第29号寒河江市都市計画税条例等の一部改正について御説明申し上げます。

町及び字の区域並びに名称の変更に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第30号寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

寒河江市立田代小学校が平成25年4月1日をもって寒河江市立白岩小学校と統合することに伴い所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第31号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

東日本大震災の被災者等に対し、市民浴場の使用料を無料とする期間を1年間延長するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第32号寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明を申し上げます。

介護保険法等の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるため本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第33号寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について御説明を申し上げます。

介護保険法等の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定めるため本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第34号寒河江市牧場設置に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

寒河江市葉山高原牧場の畑牧区の廃止に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第35号寒河江市道路占用料条例の一部改正について御説明申し上げます。

道路法施行令の改正に伴い、道路占用料等について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第36号寒河江市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について御説明申し上げます。

道路法等の法律の一部改正に伴い、市民の安全性や利便性の確保に寄与し、市が管理する市道の構造の技術的基準等を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第37号寒河江市営住宅条例の一部改正について御説明申し上げます。

公営住宅法の改正に伴い、入居者の資格の収入基準及び市営住宅等の整備基準を定めるため所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第38号寒河江市空き家等の適正管理に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

市民の快適な住環境の確保と活力あるまちづくりに寄与するため、新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議第39号寒河江市都市公園条例の一部改正について御説明を申し上げます。

都市公園法及び高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、都市公園等の設置基準などについて所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第40号寒河江市下水道条例の一部改正について御説明申し上げます。

下水道法の一部改正に伴い、公共下水道の構造基準などを定めるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第41号寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について御説明申し上げます。

水道法の一部改正に伴い、水道の布設工事管理者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議第42号寒河江市屋内多目的運動場新築工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

工事請負契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、議第43号社会資本整備総合交付金 公共下水道8-1号幹線（雨水）24-1工区工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

越井坂地内の公共下水道事業雨水幹線の工事請負契約の工期を変更するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、議第44号市道路線の変更について御説明申し上げます。

円滑な道路交通の確保と市民生活の向上に資するため、路線の起点と終点表示を変更しようとするものであります。

次に、議第45号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について御説明申し上げます。

幸生辺地及び田代辺地の公共的施設整備については、第8期辺地総合整備計画に基づき実施しているところでありますが、新たに市道整備事業を実施する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、辺地総合整備計画を変更しようとするものであります。

以上、41案件を御提案申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認御可決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

散 会 午前11時52分

○高橋勝文議長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

発言の申し出

○高橋勝文議長 那須義行副市長から発言の申し出がありますので、これを許します。那須副市長。

○那須義行副市長 初めに、私のために退任挨拶の時間をとっていただき御礼を申し上げます。

このたび、3月2日付をもちまして任期満了により副市長を退任することになりました。平成21年3月に副市長を拝命して以来、佐藤市長を補佐するという職務を大過なく過ごさせていただきました。これもひとえに議員の皆様の御指導、御鞭撻のたまものであり心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

結びに寒河江市と寒河江市議会のますますの発展を祈願し、退任に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○高橋勝文議長 大変御苦労さまでした。

平成25年3月5日（火曜日）第1回定例会

○出席議員（15名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 高橋勝文 | 議員 | 2番 | 阿部清 | 議員 |
| 4番 | 後藤健一郎 | 議員 | 5番 | 太田芳彦 | 議員 |
| 6番 | 國井輝明 | 議員 | 7番 | 沖津一博 | 議員 |
| 8番 | 工藤吉雄 | 議員 | 9番 | 杉沼孝司 | 議員 |
| 10番 | 辻登代子 | 議員 | 11番 | 荒木春吉 | 議員 |
| 12番 | 木村寿太郎 | 議員 | 13番 | 新宮征一 | 議員 |
| 15番 | 内藤明 | 議員 | 16番 | 川越孝男 | 議員 |
| 18番 | 嶋田俊廣 | 議員 | | | |

○欠席議員（3名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 3番 | 遠藤智与子 | 議員 | 14番 | 佐藤良一 | 議員 |
| 17番 | 那須稔 | 議員 | | | |

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------|------------------|-------|--------------------------|
| 佐藤洋樹 | 市長 | 渡邊満夫 | 教育委員長 |
| 兼子昭一 | 選挙管理委員会委員長 | 高子武 | 農業委員会会長 |
| 犬飼一好 | 総務課長 | 菅野英行 | 政策推進課長 |
| 奥山健一 | 財政課長 | 船田一彦 | 税務課長 |
| 安彦浩 | 市民生活課長 | 富澤三弥 | 建設管理課長 |
| 山田敏彦 | 下水道課長 | 小野秀夫 | 農林課長（併） 農業委員会 事務局長 |
| 秋場礼子 | 商工振興課長補佐 | 安孫子政一 | 情報観光課長 |
| 那須吉雄 | 健康福祉課長 | 阿部藤彦 | 子育て推進課長 |
| 横山一郎 | 会計管理者 （兼）会計課長 | 丹野敏幸 | 水道事業所長 |
| 安食俊博 | 病院事務長 | 荒木利見 | 教育長 |
| 工藤恒雄 | 学校教育課長 | 月光龍弘 | 生涯学習課長 |
| 大沼孝一郎 | 監査委員 | 大泉辰也 | 監査委員 局長 |

○事務局職員出席者

| | | | |
|------|------|-----|------|
| 丹野敏晴 | 事務局長 | 佐藤肇 | 局長補佐 |
| 佐藤利美 | 総務主査 | 兼子亘 | 総務係長 |

議事日程第2号

第1回定例会

平成25年3月5日(火曜日)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、3番遠藤智与子議員、14番佐藤良一議員、17番那須稔議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

○高橋勝文議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は一議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成25年3月5日(火)

(第1回定例会)

| 番号 | 質問事項 | 要旨 | 質問者 | 答弁者 |
|----|---------------------|--|--------------|-----|
| 1 | 田代小学校校舎の 利活用について | (1) 閉校後の校舎や体育館の利活用について (2) 地区民との話し合いや意見・要望について。また実施に向けての今後の取り組みについて | 10番 辻 登代子 | 市長 |

| 番号 | 質問事項 | 要 旨 | 質問者 | 答 弁 者 |
|----|------------------------------|--|-------------|-------------|
| 2 | 田代地区の活性化について | (1) 田代地区地域おこし協力隊の受け入れ及び集落支援の実施内容について (2) グリーンツーリズムや教育旅行の受け入れ可能な宿泊施設にすることについて (3) 各種体験実習や、広範囲な会合・イベントなどが実施可能な施設にすることについて (4) 定期的なツアーを企画しインターネットで全国PRすることについて | | 市長 |
| 3 | 第4次拡張工業団地への企業誘致と中小企業の活性化について | (1) 昨年一年の成果と現在の進捗状況について (2) 今後の課題と取り組みについて (3) 地域経済を支える中小企業への支援策について | 7番 沖津一博 | 市長 |
| 4 | 山形県ドクターヘリ運航について | (1) ドクターヘリ要請の概要について (2) ランデブーポイントの課題について | | 市長 |
| 5 | 寒河江川の鮎を観光資源として活用することについて | (1) 日本一の鮎を釣りや観光に最大限生かすことについて (2) 鮎イベントについて | | 市長 |
| 6 | 火災全般について | (1) 住宅火災の発生状況と避難誘導等について (2) 自主防災組織について | 5番 太田芳彦 | 市長 |
| 7 | 街路樹について | (1) 街路樹の管理と今後の対応について | | 市長 |
| 8 | 安全安心なまちづくりについて | (1) 街頭防犯カメラの設置について (2) LED青色防犯灯設置について | 4番 後藤健一郎 | 市長 |
| 9 | 中心市街地活性化について | 中・長期的展望に立った、フローラのあり方について | | 市長 |
| 10 | 寒河江市のイメージアップ戦略について | 統一した情報発信、イメージアップ戦略を行うための体制について | | 市長 |
| 11 | 防犯カメラの設置について | 事故、トラブルを防ぐために市有施設に防犯カメラを設置することについて | 2番 阿部清 | 市長 教育委員長 |

| 番号 | 質問事項 | 要旨 | 質問者 | 答弁者 |
|----|--------------------|-----------|-----|-----|
| 12 | 地域の防災力向上 対策について | 防災マップについて | | 市長 |

辻 登代子議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号1番から2番までについて、10番辻 登代子議員。

○辻 登代子議員 おはようございます。

早朝からの傍聴席は、きょうは女性多いようございまして、また田代地区のほうからも来ていただきまして、本当にお寒い中御苦労さまでございます。

早いもので、東日本大震災からあと1週間で丸2年になろうとしております。いつ起きるかわからない自然災害です。常に警戒心を持ち、命を守るためには最も大事なことは準備が必要であると思っております。

市長におかれましては、改めまして2期目の御当選、まことにおめでとうございまして。多くの市民から大きな期待を得ての当選でありました。これからの4年間、公約目的達成を目指していただきますよう頑張ってくださいますようよろしくお願い申し上げます。

新政クラブの一員として、通告番号に従い質問させていただきます。

通告番号1番、田代小学校校舎の利活用についてお伺いいたします。

明治11年の開校以来135年の歴史と伝統のある寒河江市立田代小学校は、今年度3月31日をもって本市で初めて閉校となる小学校であります。昨年11月18日に閉校記念式典が盛大に開催されました。式典後12名の児童からこれまでの学校の歩みや学校行事など紹介され、子供たちが創作したイメージソングを歌い、これからの決意として田代の自然を守り大黒舞を踊り続けていきたいと力強く述べられました。

田代地区は葉山の南麓にあり、豊富な山林資源と四季折々の美しい景観や山菜とおいしい水が湧き出る自然豊かな地域であります。まさに、本市の宝でもあります。子供たちの力強い願いでもある美しい自然や文化をいつまでも守り継承していくことが、市民の願いであります。4月1日から田代の児童12名は白岩小学校に統合いたしますが、一日も早く学校生活になれ、楽しく過ごせることを願っています。

佐藤市長は、昨年12月16日に寒河江市長2期目の当選をされました。その公約として、オンリーワンのまちづくり、田代小学校校舎の利活用による地域活性化を挙げられています。市長は、今後閉校後の校舎や体育館の利活用はどのようにされるのか、お伺いいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

ただいま辻議員からは田代小学校校舎の利活用について御質問をいただきましたので、早速お答え申し上げたいと思います。

閉校した後の田代小学校校舎並びに体育館の利活用については、市に対し昨年1月10日付で早稲田大学の堀口教授から、また昨年2月には田代地区から要望書が提出をされております。

早稲田大学の堀口教授からは早稲田大学の学生や卒業生が実習などの際に宿泊できるような施設整備の検討ということで要望がありました。また、田代地区からは宿泊施設への改造と温泉開発による地域活性化の要望ということで要望がございました。閉校後の小学校の利活用については、こうした要望なども十分踏まえながら検討していくということになるわけでありましてけれども、これまで市役所庁舎内で活用についての基本的な方針と活用の素案などを検討させていただいて、まとめていると

ころであります。

基本的な方針として5つの項目を上げさせていただいております。1つは、地域の活性化に資する活用すること。当たり前だと思います。2つ目は、田代地区による施設の運営を基本とすること。3つには、10年以上続く早稲田大学との交流を生かしたものにすること。そして4つ目は、田代地区の意向を十分踏まえたものにすること。そして5つ目として、先ほど申しあげましたけれども、庁内で検討いたしましたその結果を素案としてお示しをしますけれども、それは地域の協議を十分踏まえて決定していただくことという5つの基本的な方針をまとめてお示しをしています。

また、具体的な活用の素案、事例を7例ほどお示しをしております。第1案については1つの案なんですけれども、田代地区の歴史記念館的な活用。2つ目の案としては地区の高齢者世帯などの冬期間の居住施設。3つ目の案としてはスポーツ団体や大学のサークルが使用できる合宿所。4つ目の案としては、地元の食材にこだわった郷土料理や創作料理を提供する食事どころ。5つ目の案としては、早稲田大学のセミナーハウスの活用。6つ目の案としてはアトリエハウスとしての活用。7つ目として、最後ですけれども、小学校の学外授業の場としての活用ということで7つの案をまとめているところであります。

先ほど、田代地区からの要望がございました温泉開発については、採算性なども考慮し、また田代地区としてのビジョンなども踏まえてさらに検討していくということにしているところであります。

今お答え申しあげましたように、閉校後の校舎の利活用については市で一方的に方策を示すということではなく、田代地区において地域活性化のためにどのようなことを求め、またどのように取り組んでいくかということをお伺いいただき、もちろん市側とも一緒になって協議をしていただき方策を決定していこうという考えでありますので、その辺のところ御理解を賜りたいと思います。

○高橋勝文議長 辻議員。

○辻 登代子議員 御答弁ありがとうございました。

次に、これまで閉校後の校舎の利活用について地区民との話し合いは行われてきたのでしょうか。行われてきたのであれば、その中で出された意見や要望などはどのようなものであったのかをお伺いいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 もちろん、地域の皆さんとお話し合いをさせていただいているわけですが、実際参加をしている政策推進課長から具体的な状況について御答弁させていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 それでは、地区での具体的な説明を私のほうでさせていただきますので、その内容について御答弁させていただきます。

先ほど市長が御答弁いたしました庁内の検討会議の結果につきまして、11月に田代地区の役員会の際に御説明をさせていただきます、意見の交換をさせていただきます。

結果的には要望書に出されましたように宿泊施設と温泉開発という要望がやはり強く出されたという状況でございます。その際、役員の皆様にはただ宿泊施設をつくるとか温泉を整備するというだけでなく、地域活性化のためにどのような活用を考えられるのか、また地区でどんな運営をしていただけるのかということをお伺いいただきまして活用策と一緒に考えていきたいと思います。

その結果、若い人の意見も聞こうと、若い人から考えてもらおうということになりまして、田代地区の地域づくり推進協議会があるんですが、そちらのほうで検討をしていただくということになったところでもあります。

また、4月以降常には学校が使われなくなりますので、その維持管理というか、除草でありますとか清掃、警備などの点で心配という声がございまして、一定程度の必要な維持管理をしてほしいという要望が出されたところでもあります。以上です。

○高橋勝文議長 辻議員。

○辻 登代子議員 御答弁ありがとうございました。

地域からの要望についてどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 続けてお答えさせていただきます。

ただいまお答え申しあげました役員会の結果を受けまして、1月に田代地区地域づくり推進協議会が開催されまして、その際に改めて説明をしてほしいということがございましたので、その場に臨みまして検討会議の結果あるいは役員会での話で出されたことなどを御説明をいたしまして、さらに意見の交換をさせていただきました。協議会の中では、田代小学校閉校後の校舎、体育館の利活用については真剣に時間をかけて考えるべきだという御意見が出されまして、ほかの事例といたしますか、よその事例の研究も含めまして十分検討していこうということがまとめられたところでもあります。そこで、協議会における検討を推進するあるいは支援するというふうなことから来年度に集落支援員を配置しようという考えに立ちまして、さらに視察などにも対応できるように予算措置をさせていただいているところでもあります。

また、役員会で要望が出されました閉校後の維持管理につきましては、引き続き維持管理が必要であると考えましたので、要望の内容を財政課と教育委員会にお伝えいたしまして必要な予算計上をさせてもらっているところでもあります。以上です。

○高橋勝文議長 辻議員。

○辻 登代子議員 ぜひ、地域の要望を十分に受け入れていただき、子供たちの願いである自然や文化を守り継承していただきたいと思うのですが、この件について御所見をお伺いいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 田代小学校閉校後の校舎等の利活用はさることながら、地域全体をどういうふうこれを機会にさらに活性化していくかということを我々も一緒になって考えているわけでありまして。いろんなことで地域の皆さんにも御説明を申しあげているわけでありましてけれども、その際重要なのは地域の皆さんが納得をして理解をして一緒になって取り組んでいくということが基本だろうと思っております。

そういった意味で、基本的な案、素案などもお示しをしているわけでありましてけれども、地域の皆さんといろいろ協議を重ね、いろんな検討をしていく、そして先ほどありましたように若い皆さんの御意見などもお聞きをして地域としてこういうことをやっていく。しかも将来的に持続可能な活性化策というものをつくっていかなくちゃなんということに思っておりますので、今後ともそうした地域の皆さんの要望を踏まえながら、また何十年と地域が栄えていくような振興策というものを一緒に協議をしていくということが大事だろうと思っておりますので、今後とも地域の皆さんとさまざまなアイデア

を出し合いながら要望に応じて活性化策を検討してまいりたいと考えております。

○高橋勝文議長 辻議員。

○辻 登代子議員 御答弁ありがとうございました。

次に、通告番号2番、田代地区の活性化についてお伺いいたします。

閉校後の跡地を宿泊施設にすることについてであります。活性化を目指すには人を呼び込むことであります。地域の利点が最大限に生かし、地域活性化につながる方法として豊かな自然、農山村の歴史と伝統のある地域に滞在して農作業や地域の自然、生活、文化を体験することができる訪れる側と受け入れる地域の人々の触れ合いの交流ができるグリーンツーリズムや教育旅行が注目を浴びております。

2月18日に、新第5次振興計画の平成25年度から平成27年度までの実施計画が表示されました。市民が主役のまちづくりの中の、地域づくり推進事業として田代地区の集落支援員の配置が挙げられていますが、その実施内容についてお伺いいたします。

また、地域おこし協力隊の田代地区での活動はどのようになるのかお伺いいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 辻議員がおっしゃるように、田代地区の恵まれた自然というのは寒河江の宝の一つであります。そうした意味で田代地区をさらに活性化していく方策をいろいろ検討していく、実施に移していくということでもあります。そういった意味で、御質問の集落支援員制度というものを平成25年度から取り入れるということにしているわけですが、この制度というのは地域の実情に詳しい集落支援の推進に関して、ノウハウとか見識を有する人材を自治体が委嘱をして市町村職員と連携をし、集落の点検、話し合い、必要な施策の実行を行うというもので、国の特別交付税措置により支援をしていくというものであります。

先ほども御答弁申しあげましたけれども、小学校の校舎等の利活用については地域活性化を目指して地域づくり推進協議会で検討をしていくとなっておりますので、この支援員の方には校舎等の利活用のみならず田代地区全体の活性化について調査研究を行うとともに地域協議会における検討をリードしていただく役割を考えているところでございます。

また、お尋ねの地域おこし協力隊についても、これも国において特別交付税措置による支援を行う制度であります。自治体が首都圏など都市住民を受け入れて地域おこし活動の支援に従事してもらうという制度であります。

寒河江市においては、地域おこし推進員として主に中心市街地の活性化に向けた取り組みに従事してもらう考えであります。田代あるいは幸生地区の活性化に向けた取り組みにも場合によっては従事してもらおうと考えております。そうした場合には、集落支援員と協力しながら都市の感覚を田代地域の活性化の検討に生かしてもらおうと思っております。以上です。

○高橋勝文議長 辻議員。

○辻 登代子議員 御答弁ありがとうございました。

次に、田代地区の持つ自然、豊富な環境と人々の優しさはグリーンツーリズムや教育旅行の受け入れが可能な地域として最適地であります。閉校後の校舎に宿泊機能を持たせることにより地域活性化につながるとは思うのですが、この件についてどのように考えているのかお伺いいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど、前段でもお答え申しあげたかと思いますが、地域からの要望としてあるいは早稲田大学からの要望なども宿泊施設という要望があるわけでありまして。先ほど、我々の基本的な考えの中で案の中にもそういう案を御提示させていただいているところであります。有効な活用方法の一つではないかと思っております。

そういった意味で、先ほどから御答弁申し上げているとおり、地域の皆さんといろいろ検討させていただいて納得していただいて御理解をいただいて一緒になって進むという形がいいのではないかと考えているところであります。これからも引き続き地域の皆さんともども検討していくということで進めたいと思っております。

○高橋勝文議長 辻議員。

○辻 登代子議員 次に、各種体験実習や広範囲における会合、イベントなどが実施可能な施設にすることについて伺います。

田代地区では毎年8月に実施されている早稲田大学生の体験農業、葉山村塾、また田代地区以外の地域に東京農業大学生や大阪市立大学生の体験実習が行われております。大学生体験実習のほかに、小学生の体験学習や研修、会合、イベント等広範囲において実施可能な施設にすることにより地域活性化につながると考えますが、市長はどのように考えておられるのか伺います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど、素案としてお示しした中にも、大学のセミナーハウスの活用ということも案としてお示しをしているわけでありまして。要望、早稲田大学の堀口先生からも要望があったことを踏まえてそういう案を提示させていただいているのであります。具体的に早稲田大学でどう考えているかということも我々のほうで調査をさせていただきました。その調査なども踏まえて今後どういう展開をしていくかということについて、政策推進課長が先生とお会いしていろいろお話を伺ってまいったところでありますので、その結果なども踏まえて御答弁させていただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 それでは、早稲田大学の堀口先生と直接お会いしましてお話を聞いてきましたので、そのことにつきまして御説明申し上げます。

早稲田大学の堀口先生からは昨年1月に実習などに使用できるような宿泊施設の検討をという要望がありましたので、地域のほうでも大分期待をしておりました。ぜひ、堀口先生と直接会って話を聞いてきてほしいということがありましたので、大学にお邪魔して聞いてきたんですが、結論を申しあげますと大学としてセミナーハウスの活用は難しいという結論でありました。既に新潟に持ってございまして、田代地区でそれを使用すると既にあるものをやめてしなければならないと、新潟のほうもかなり長い期間使っているということで、そちらをやめるわけにはいかないということもございまして、残念ながら大学としてのセミナーハウスとしては難しいという結論でありました。

ただ、これまでどおりゼミでの活用はさせていただきたいということと、例えばということでありましたが、アーチェリーの例を出しまして、アーチェリーの練習施設などこの大学でも場所がなく合宿など困っているということがありまして、そういったいろんな大学で困っているというものができる施設を併設したものにすれば、早稲田大学だけでなくいろんな大学も使えるようになるんじゃないかというアドバイスをいただきまして、そういった利活用については今後大学としてもアドバイス等の支援はさせていただくというお答えをいただいたところであります。

早稲田大学との交流は地域の活性化に非常に大きく役立っているといえますか、貢献してきたと思っております。さらに、ほかの大学との交流にもつながればと思っております。地域におきましても同じような考えをお持ちであります、ぜひ特に早稲田大学でありますけれども、交流が途切れないようにという考えをお持ちでありますので、そういった大学との連携に役立つような施設整備が進めば地域としても非常に喜ばしいといえますか、地域としても喜ばしいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 辻議員。

○辻 登代子議員 御答弁ありがとうございました。

次に、質問させていただきます。近年都会から農山村の持つ美しい景観や農産物、伝統文化等触れ合いを求めて訪れる人が多いようです。定期的な田植えツアー、山菜とりツアー、さくらんぼ狩りツアー、蛍狩りツアー、稲刈りツアー、雪遊びツアーなどの企画をして子供からお年寄りまで楽しい施設であることをインターネットなどで全国にPRし、全国から客を呼び込むことについて御所見をお伺いいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 田代地区についてそういう全国PRの活動をさらに展開してはどうかという御質問だと思いますが、田代地区の地域づくりの推進協議会におきまして平成22年3月に地域づくり計画というものを策定しているわけでありすけれども、その中で地域づくりの目標というものを「ふるさとの田代を愛し、交流の輪を大きく広げよう」という目標を掲げているわけでありす。交流の拡大というものを大きなテーマに掲げているわけでありす。そうした中で、具体的な事業としてはホームページを作成して情報発信するあるいはさまざまなイベント、自転車のツーリングなどのようなイベントを開催してPRする、誘客をする、グリーンツーリズムの実施などもしていくということを具体的な計画として掲げております。そういった中で、ホームページなども実際作成をして情報発信をしているというところでありますし、今回の校舎の閉校後の利活用などについても、先ほど議員おっしゃいましたように自然あるいは葉山観光などの基地にもなるのではないかという意見も出されているわけでありすので、我々としてもそういうさまざまな地域の宝、寒河江の宝というものを新たな観光誘客の資源としてさらに取り組んでいく、その際イベントなどについても新たに取り組んでいくということを検討していく必要があるということで地域の皆さんとも話し合っているところでもありますし、市としても御案内のとおり地域がますます元気になっていただくということで地域いきいき元気づくり事業なども実施をしております。地域の皆さんがみずから取り組んで発想していくことについて行政も支援をしていく事業であります、こうした事業などを大いに活用していただいてさらなるPR、さらなる情報発信に積極的に一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋勝文議長 辻議員。

○辻 登代子議員 情報発信に積極的に取り組んでいただくということを答弁いただきまして、ありがとうございます。

田代小学校閉校後は地域がますます衰退することは絶対にあってはならないことであります。閉校がきっかけとなり活性化に向けた取り組みが本市の発展にもつながると思っております。ぜひ、市長の公約にも挙げた田代小学校校舎の利活用による地域活性化早期実現を目指していただきますよう御要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

沖津一博議員の質問

○高橋勝文議長 次に、通告番号3番から5番について、7番沖津一博議員。

○沖津一博議員 おはようございます。

私は新政クラブの一員として通告してある番号に従って質問させていただきます。

昨年暮れの総選挙で自民党が圧勝し、雰囲気だけは景気が上向いた感もあります。公共事業のばらまきや円安で大企業は一時的によくなるのではないかと思います。円安も余り進むとガソリンの高騰や電気料金の値上がりなどで国民や中小企業にとりましては大変であります。

日本の約97%は中小企業と言われております。地方の企業のほとんどは中小企業です。ここが元気にならないと、地方経済はよくなりません。国も、ものづくりや技術開発をするための資金を今年度補正予算、また平成25年度予算案でも多額の投資をするようであります。この予算をうまく使って市内の企業が元気になる支援策はないのか、また企業誘致はどのような方法でできるだけ早く来ていただける策はないのか伺います。

通告番号3番、第4次拡張工業団地への企業誘致と中小企業の活性化について伺います。

我が寒河江市は、西村山の中核都市として寒河江市民の雇用はもちろん大江、朝日、西川、河北、1市4町の若者に働く場を提供していくことが重要と考えます。一昨年前9月にも企業誘致についてできるだけ土地を安くしたり減税などで企業に来ていただきやすい環境をつくるべきという質問をさせていただきました。ここへきて二、三決まったようであります。

また、市長はこの4年間で子育て支援に力を入れてこられました。ことし1月から小学校6年までの医療費無料化の実施を初め、さらにその年齢を拡大する予定もあります。子供を産み育てやすい環境づくりを目指し多くの支援を行ってまいりました。これも大変重要なことと思います。

その子供たちが、やがて高校や大学を卒業した後に地元で働く場所がなくては市外や県外に出て行かなければなりません。今の子供たちに将来いかに地元で定着してもらうか、これもまた、子育てしやすい環境づくり同様重要なのであります。

そこで、できるだけ早く企業の誘致を進むように企業誘致の専門家を雇うとか、市の職員の退職された方を有償のボランティアで働いていただくとか、企業誘致に力とお金をもう少しかけてもいいのではないかと思います。市長の御見解を伺います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 沖津議員からは中小企業の活性化と、そのための企業誘致について御質問いただきましたが、おっしゃるとおり中小企業の元気が出ない限り地域の活性化というのは出てこない。経済の活性化は出てこないと思います。そういった意味で、寒河江市においても企業誘致のために努力をしてきたところであります。

一般の市政運営方針の中でも若干申しあげましたけれども、寒河江市における企業誘致の状況、若干御説明申しあげます。

昨年10月に、ヨークベニマル県内全店舗へ生鮮食品を配送する株式会社ロジスティクス・ネットワークの山形寒河江物流センターが営業を開始しております。従業員は55人ですが、そのうち47人が地元からの採用ということになっているようであります。また、9月には新潟県に本社を置く段

ボールメーカーの森井紙器工業株式会社との間で営業所・倉庫用地として約2,000平方メートルの分譲契約を締結いたしました。さらに、10月にはさがえ西村山農業協同組合と農機・車両総合センターなどの建設用地として1万3,000平方メートルの分譲契約を締結しております。加えて、埼玉県に本社を置き電子部品などの切断加工に高い技術を有します株式会社ダスティックが工業団地の空き工場を利用して進出をして、10月から操業を始めております。私も先般本社を訪れて社長といろいろな意見交換をさせていただいたところでございます。

そうした実績の結果、工業団地の残る分譲面積は約20ヘクタールとなっているところであります。寒河江市としては、さらに企業誘致活動というものを強化していく必要があります。平成23年度から、企業とのつながりが強い商工部門とともに積極的な企業誘致を推進するという観点から商工振興課内に企業誘致推進室を設け、私を先頭にして副市長初め、総力を挙げて企業誘致活動を展開しているところでございます。

また、企業誘致活動の基本は御案内のとおり何といたっても企業情報を収集することに尽きるわけです。そういった意味で、平成23年度から山形県に関する企業のさまざまな情報が集約されている県、とりわけ東京事務所に職員を派遣して広い視野から情報収集をしながら取り組みを進めているということでもあります。東京事務所派遣については、新年度についても引き続き派遣をしていくことで考えておまして、総力を挙げながら、私が先頭に立って引き続き企業誘致活動を展開してまいりたいと考えております。

○高橋勝文議長 沖津議員。

○沖津一博議員 答弁ありがとうございます。

残り20ヘクタールということでもありますけれども、昨年10月に視察に行ったところのある市では、副市長を2名置いてそのうちの1名を企業誘致専門に行っていたらいいんだということでも伺ってきたところであります。本市では副市長2名というのはなじまないかもしれませんけれども、こういった思い切った方策も必要なのではないかと思います。また、ことし1月に千葉県で受けた研修会では、日本の企業がこれから発展をしていくためには5年から10年後くらいに海外に展開していかざるを得ない状況になってくるという大学の教授の話でありました。そういったことを勘案しますと、この二、三年が寒河江市にとって企業誘致の勝負の年になるのではないかと考えているところでありますけれども、市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今、2点について御質問いただいたと思いますが、自治体によってはそういう副市長なりを専門に体制を組んでということであろうかと思いますが、寒河江市においても先ほど申しあげましたとおり、東京事務所の職員として派遣をしている。ということは、東京事務所全体が寒河江市の企業誘致活動と一緒に頑張っていただいていると思っております。

というのは、やはり企業にとっても、前にも申しあげましたが、県の支援を受ける、市の支援を受ける、もちろん国の支援を受ける、ずっと支援を受けることによって進出しやすいという状況がありますので、県と一緒に寒河江の工業団地の誘致活動を展開していただいていると我々は思っております。ですから、1人職員を派遣するのみという効果だけでなく、県の東京事務所も一緒になって、副市長1人置くに匹敵するかどうかわかりませんが、そういう意味で体制を充実をされているのではないかと思います。

それから、海外展開の話もありましたけれども、企業誘致の推進室の今の仕事というのは新しい誘致の企業を探すということもありますが、逆に今立地している企業が引き続き寒河江の地でずっと雇用して頑張っていていただくということをケアしていくということも我々の仕事であります。そういった意味で、立地企業の御要望なども十分お聞きした上でそれなりの対応を考えていくということが、おっしゃるような引き続き寒河江で頑張っていていただくような対応を十分していかなければならないと思います。

そういう意味では企業立地の推進室の役割は2面あるということで、今両方頑張らせていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 沖津議員。

○沖津一博議員 どうもありがとうございます。それでは、企業誘致、ぜひ頑張っていていただきたいと思います。

次に、中小企業の支援策について伺いたいと思います。国では、先ほども言いましたけれども、平成24年度補正予算、平成25年度予算案中で中小企業、小規模事業者、地域商店街活性化事業などの支援のために多くの予算をつけております。このような予算を市の企業や業者に利用促進していただくために職員に少し勉強していただいて、素早く企業に対してアドバイスや補助金の説明会など行政としてできないものかどうなのか伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 沖津議員御質問の中にもありましたけれども、補正予算も含めて平成25年度予算も含めて経済対策、景気対策ということですが、その中でも地域経済の活性化のために中小企業・小規模事業者の支援などにも力を入れた内容も含まれているということは承知をしておりますし、そういう支援策あるいは新たな制度などについていち早く情報をキャッチをして提供していくということは市の役割でもあろうかと思っております。もちろん、国や県とも十分連携を図りながらそういう情報を提供していく、そのためのいろんな説明会なども催されているところであります。そういったところを十分把握しながら情報提供していくということが必要だと思いますし、県内でも3月には鶴岡でもされるようでありますし、隣県の仙台市でも企業の皆さんや自治体などを対象にした国あるいは県のさまざまな経済支援の説明会が予定されているということでもありますし、もちろん寒河江からも行ってその内容を聞いてきたいと思っております。

それから、御案内かと思いますが、東北経済産業局の中に山形県の村山地域を担当する山形サポーターという方が配置されているのでありますので、そういった方をぜひ我々もPRをして企業の皆さんあるいは各寒河江のほうにも来ていただく、あるいは国の支援策などについてもPR活動をしていただくということで、取り組ませていただきたいと思います。

そういった意味で、我々としては情報をキャッチしながら、市内においては商工会、あるいは技術振興協会、あるいは中央工業団地の振興協会などとも十分連携を図りながら、こうした情報あるいはそういうサポーターなども活用しながら大いにPRをしていくということが我々の仕事の一つでもありますし、早い情報の提供ということに一層努力をしていかなければならないと思っております。

○高橋勝文議長 沖津議員。

○沖津一博議員 ありがとうございます。

市内の中小企業が元気になるために、素早い説明会とかアドバイスなどもどんどんやっていただきたいと思います。ちなみに緊急経済対策ということで、補正予算、先日可決になりましたが、

5,430億円余りありますし、また平成25年度予算案の中にも相当額の予算が入っております。こういったことを素早く地元の企業が有利に使えるように努力していただきたいなど申しあげておきます。

次に、通告番号4番、山形県ドクターヘリの運航についてお伺いいたします。吉村県知事の肝いりで、ドクターヘリが昨年11月半ばに1年前倒しでいよいよ始まりました。ドクターヘリは、医療機器や医薬品を搭載した小型ヘリコプターに緊急医療専門医と看護師が搭乗し、一刻も早く患者に救命治療を行うものと承知しております。そこで、初めにドクターヘリの出動規準及び要請判断はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 昨年11月から県で運航いたしましたドクターヘリでございますけれども、その出動の基準というのは運航ハンドブックというのがあります、その中に基準というのが示してあるわけがありますけれども、1つには重篤な傷病者、要するに傷とか病気とか、そういう傷病者であること、あるいは救急現場で処置を行う必要があること、さらには搬送時間を短縮する必要があることとなっているのであります。

また、ドクターヘリを要請する判断でありますけれども、要請判断については、119番の通報内容、さらには救急現場などにおいて消防署の通信司令員さらには救急隊員が、「出動要請判断基準」というものがありますので、それに基づいて行うということになるわけであります。

この基準でありますけれども、119番への通報内容を通信指令員が判断するその基準でありますけれども、1つには自動車事故あるいは転落・墜落、窒息事故などによる重篤な外傷、また突然倒れたなどの意識障害、呼吸困難などの呼吸循環不全、多数の傷病者の発生などが予想された場合などというふうに決められております。

また、救急隊員による判断する場合、判断する基準といたしましては、救急現場で傷病者と接触した際の症状が重篤な外傷、それから生命の危機がある意識障害・呼吸循環不全、救急隊現場到着後に心肺呼吸停止に陥った場合などということが基準として定められております。その定められた基準に従って要請を行うとなっているところであります。

○高橋勝文議長 沖津議員。

○沖津一博議員 ドクターヘリの離着陸場、ランデブーポイントというそうではありますが、寒河江市には何カ所となっているのか教えていただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 健康福祉課長から具体的なお答えをさせていただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 一刻も早い患者の救命治療を行う医療専用のヘリコプターとして、山形県ドクターヘリは昨年11月15日から運航開始していただいているところでございます。その機能を十分に発揮するためにはドクターヘリと救急車を結ぶ臨時離発着場、いわゆるランデブーポイントの確保が重要であります。

当市でも、西村山消防本部とともに県による現地確認を受けながら市陸上競技場あるいは文化センター、市内小中学校のグラウンドなどほぼ市内全域となる23カ所をランデブーポイントとして選定しているところでございます。以上であります。

○高橋勝文議長 沖津議員。

○**沖津一博議員** それでは次に、これまでの運航状況と、ランデブーポイントの冬期間の除雪体制について、また今後の問題点はないのか伺いたいと思います。

○**高橋勝文議長** 那須健康福祉課長。

○**那須吉雄健康福祉課長** 当市においては、昨年11月26日に初めて搬送事案があり、これまで8回の傷病者の搬送をしていただいております。

また、冬期間の体制であります。施設側で除雪が可能なところのランデブーポイント、先ほど23カ所と申しあげましたけれども、その中で市の文化センター駐車場、それから中央工業団地JA会館の駐車場、山形交通寒河江営業所駐車場、最上川ふるさと総合公園第2駐車場、白岩にあります建設技能安全センターの駐車場、以上5カ所を選定しているところであります。そのうち、市の文化センター駐車場、最上川ふるさと総合公園第2駐車場の2カ所において傷病者の搬送を行っていただいております。

現在、除雪体制における問題点というのは特に取り出されてはいないんであります。西村山消防本部とも連携を密にしながらそういう問題点が出た場合は随時対応してまいりたいと考えておりますし、また除雪体制のみならずそれ以外の部分につきましても、県で実施しております搬送事例等の検証を行う症例検討会というものもございますので、その中でも検討を続けていきたいと考えておるところであります。

○**高橋勝文議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** ランデブーポイント、夏場は23カ所で冬は5カ所ということでもありますけれども、冬場にももう少しふやしていただければ今後いいのではないかと思います。

最後になりますけれども、通告番号5番、鮎を観光資源として活用することについて伺います。

平成19年8月30日高知県で開催された「第10回清流めぐり利き鮎会」において、寒河江川の鮎がはえあるグランプリに輝いたそうであります。この賞は240名の舌で清流を吟味したもので、参加した鮎は味だけでなく姿、香り、わた、総合の5項目の審査をしたものであり、全国45河川もの参加があったそうです。最もすぐれた鮎を育てた河川をグランプリ、日本一の鮎としたものであります。

この大会の趣旨は、「天然鮎は同一の河川であってもとれた場所や時期によって味が大きく違うことは理解しております。しかしながら、河川や水になじみのない方々に河川環境の大切さをわかっていただくためには数値よりも鮎の味で理解してもらおうほうが早道と考え、全国の釣り人に協力を得て開催しております。本当においしい鮎を食べていただくことにより、多くの方が環境保全に関心を持っていただければうれしいと思います」とのことです。

寒河江川の環境と水質のよさが鮎のおいしさで証明されたものであります。寒河江市の観光には農業、観光地、周年観光がありますが、これに寒河江川観光を入れるべきだと思います。魚釣りなど川に親しんでいただき、にぎわいを取り戻すことはできないものかと思いますが、これにつきまして市長の考えをお伺いしたいと思います。

○**高橋勝文議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江川を新たな観光資源の一つとして推進していくべきではないかという御質問かと思いますが、鮎については御案内のとおりでありまして、私の公約の中にも鮎という字は入っておりまして、食文化を推進していくということも努力をしていきたいと思っております。

御案内のとおりであります。寒河江川については非常に月山、それから朝日連峰を源としてサケの遡上、それから鮎ということで、淡水魚の豊富な清流ということで知られております。サケの釣獲調査においては、北は青森から南は京都からということで大勢の皆さんが訪れていただいております。寒河江市の観光資源の一つ、宝ではないかと思っているところでもあります。

また、鮎についてもさくらんぼ観光につながっていく、夏から秋にかけてと大変重要な観光素材としてあるわけでありますので、これを磨き上げていくことが必要であろうかと思っております。

そういった意味で、鮎のみならず寒河江川全体を観光資源として捉えていく、沿川、それから河川敷公園なども含めて春は桜もありますし、秋はコスモスなどということでこのごろ名所になりつつありますので、そういった四季折々の景観をPRしていく、さらに充実をしていくということが必要であろうかと思っております。また、子供たちが遊ぶ親水空間としても貴重な資源であろうかと思っております。

そういった意味で、少し幅広く歴史的な臥龍橋なども含めてエリア一帯を例えば回れるような散策コースあるいはサイクリングコースなども含めて資源開発を図りながら、その観光資源として充実をしていくということで検討していきたいと考えているところでもあります。

○高橋勝文議長 沖津議員。

○沖津一博議員 前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

寒河江川は釣り人の中でも全国的に有名な川でありまして、おいしい鮎を釣って楽しむ、鮎を県外にPRしたり寒河江市に多くのお客さんに来ていただくような市内観光業あるいは飲食業の活性化につなげていかなければならないのではないかと考えておりますので、もう一度市長の答弁をお願いします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 鮎については鮎釣りの寒河江川の場所としては大変有名になっているのではないかと思います。大勢の釣り人が訪れるわけですが、我々としては釣りのお客さんだけでなくおいしい鮎を何とか旬の料理としてつくっていくあるいは育てていく、それを資源として誘客観光につなげていくということもぜひ推進していく必要があると思っております。

いろんな形で、例えば料理飲食業組合の皆さんでありますとか先ほどいらした食生活改善の皆さんなどにも呼びかけをしながら、何とか鮎を素材にした旬の料理というものを提供できるようにしていくということが必要なのではないかということで、これからいろんな形で検討を加えてぜひ実現を図っていききたいと思います。

なかなか鮎については知っている人は知っておりますけれども、一般的に寒河江川の鮎が有名だということは知られていない面もありますので、ぜひこの際誘客を図るための鮎の里寒河江的なPR看板などの設置もぜひ検討していきたいと考えているところでもあります。

○高橋勝文議長 沖津議員。

○沖津一博議員 PR看板も検討していただけるということでありますので、ぜひ行っていただきたいなと思っております。

次に、イベント開催についてお伺いいたします。例えば鮎釣り大会の市長杯の大会でありますとか鮎祭りあるいは来寒者へのサービス、加工品の製造など、さまざま考えられると思っております。おいしい鮎を食べることによって河川の環境保護にもつながる鮎観光にもっと力を入れて、来年あたりから行っていただきたいなと思っておりますが、最後に市長の見解をお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 鮎釣りの愛好家の皆さんは御存じなんでしょうけれども、いろいろ寒河江川で釣り大会的なものが毎年やられているようでありまして、報知新聞社主催のものでありますとかドコモさんの主催でありますとか、あるいは釣り具メーカーのダイワさんの主催の大会なども来年度は予定されているようでありまして。そういった意味で鮎釣りの愛好家の皆さんにはいろいろイベントなども周知をされていると思いますが、先ほど来申しあげましたけれども、一般の市民の皆さん、県内外の皆さんに対してのいろんな形での周知あるいはイベントということがこれから課題だと思っておりますし、ぜひ釣っても楽しいし、食べてもおいしいと、こういう鮎でありますので、ぜひこの際鮎料理なども、先ほど申しあげましたけれども、いろんな形で提供していただくということをお願いしたいと思いますし、また寒風干しなどというのは本当に手間暇かけた鮎料理、鮎の調理法でありますから、そういうものをぜひ多くの皆さんに味わっていただきたいと思っておりますし、特に寒河江川沿いのチェリーランドなどではいろんな形でさらにメニューを考えていただくということで話を申しあげておりますから、そこら辺で検討いただきたいなと思っております。

これからはなりますけれども、温泉組合の皆さん先ほども申しあげましたけれども、料理飲食業組合の皆さんなども一緒になって協議して、寒河江の宝鮎を情報発信していくようなことを具体的に形として進めていくということが必要と考えているところでありますので御理解を賜りたいと思っております。

○高橋勝文議長 沖津議員。

○沖津一博議員 美しい自然環境を後世に残していくためにも、やはりこういった川に親しんでいただいておいしい鮎を食べることで自然環境の保護につながればと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

太田芳彦議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号6番、7番について5番太田芳彦議員。

○太田芳彦議員 おはようございます。

新政クラブの太田芳彦です。私も、議員になりましたはや2年が過ぎようとしております。が、時間のたつのは本当に早いものだなと思うきょうこのごろであります。

昨年末には衆議院、市長選、年が明けて県知事選挙と大きな選挙が続き、皆様にとりましても忙しく慌ただしい年末年始を過ごされたのではないのでしょうか。

それでは、通告番号6番、寒河江市における火災全般についてお尋ねをいたします。

皆様にもまだ記憶に新しいことと思っておりますが、昨年9月に私の町会であります6町会より火災を出してしまいました。その際は、行政、消防署、消防団を初め関係各位には大変な御難儀をかけ、おかげさまで類焼を免れ1人の犠牲者を出すことなく消火できたことに関しまして深く感謝申しあげる次第であります。

六供町地区では数年前にも大きな火災があり、2名のとうい命を失っております。災害はないにこしたことはないのですが、昔から災害は忘れたころにやってくるといった格言もありますので、あ

えて今回質問をさせていただきます。

昨年の私の地区であった火災が一段落した後にはですが、地区民よりいろんな反省点、今後こうやったほうがよいのでは等の意見を頂戴しましたのでお尋ねをしたいと思います。

1点目ですが、避難についてお尋ねをいたします。出火当日は私も9月議会の関係で家をあけておりまして、母が一人で留守の状況でした。私のように年寄りがいって一人で留守をしているお宅が隣組で4軒ありました。幸い、我が家には親戚の人が通りかかった際、茶の間にいた母を避難させてくれたとのことで事なきを得ましたが、避難して玄関を出る際は火勢がすごくて類焼は免れないと思って家を出たそうであります。出火元の向かいのお年寄りは、ある寺の住職さんが背負って避難させてくれたそうです。隣に住んでいる方は年も若く、一人で避難したとのことでした。もう一方は出火元から3軒ほど離れた方でしたが、火を見て動揺したらしく、電話で近所に助けを求めたとの話を後日伺いました。

本来であれば家族が連れ立って避難させるのが当たり前のことなのでしょうが、仕事に行ったり用事をしたりしてお年寄りに留守を託す人も多いのではないかと思います。いかなる災害でも人命が最優先されなければならないと考えますが、火災当日避難誘導に関してどんな対応をとられたのかお尋ねしたいと思います。

私は今回の質問で責任がどうのこうのじゃなくて、今後もあってはならないことですが、災害はあると思うんです。そうした場合に今回の反省点が活かされるよう消防関係各位には周知・教育が必要と思われるがいかがでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 太田議員からは住宅火災の際の避難誘導についての御質問をいただきましたのでお答えを申しあげたいと思います。

火災の現場において、人命を守ることが何よりも最優先の事項であるということは自明のことです。消防組織法第1条にも、消防の任務として火災等の災害から市民の生命、身体及び財産を保護することと規定されているわけですので、人命尊重が最も大事だと考えております。

昨年の六供町の建物火災については私も現場に駆けつけさせていただきましたけれども、折からの南風にあおられてまたお蔵の中も延焼したということも、燃え方も激しいところがございました。消火までに結構時間がかかったということでもあります。

御案内のとおり、現場には消防本部がいち早く駆けつけて現場本部というものを立ち上げて消防長の指揮のもとに火元の住民の皆さんの安否確認、消火活動、そしてさらには類焼への対応ということで、そういった一連の消火活動全体については適切に対応がなされてきたと私は認識しているところであります。

なお、敷地が広がったことなどから、消防署と消防団が連携をして四方からの注水によって消火活動に当たってきたわけでありますので、そういったことから人がなくということで無事に消火することができたものと考えております。

避難誘導に関してお尋ねでありましたが、現場指揮者からは火災の状況からして類焼の危険性というのがないと現場で判断をしていたということで、後ほど聞いております。確かに近所のお年寄りの方々には非常に危険あるいは恐怖を感じて避難された方も大勢いらっしゃるわけでありますが、改めて協力していただいた皆さんには感謝申しあげる次第であります。また、現場にも消防後援会の皆さん

んとかあるいは御近所の皆さんも一緒に手伝っていただいて対応できたと思っているところであり
ます。

太田議員からはいろいろ反省点もあるのではないかとということでもあります。確かに最近のいろいろ
災害というのは想定のほかという災害も数多くありますし、状況に応じて対応していくということに
関しては日々の研さんも必要だと思います。そういった意味で、市の消防団、さらには自主防災組織
などもあるようでありますので、そういった方々を対象にして人命救助や災害時の適切な対応・活動
などについてさらに研修を重ねていくということも必要であります。また、消防署本部においても
日々そういう訓練を積んでいるわけでありまして、さらにいろいろ地域の皆さんの心配を解消
していくということもやはり役目だと思いますから、その辺も私から改めて申しあげていろんな訓練
に役立てていただく方策を検討し、進めてまいりたいと考えております。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前11時10分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

太田議員。

○太田芳彦議員 答弁、ありがとうございました。

寒河江市の消防団を初め、関係各位については常日ごろから災害予防に御尽力いただき、頭が下が
る思いでありますけれども、先ほど答弁にありましたが、やはり被災に遭った側と対応する側では若
干の考えの違いがあるかなと思ったんでありますけれども、いずれにしましても優先すべきは人命
としますので、よろしく対応をお願いしたいと思います。

次に、ついでというわけでもないのですが、防災に関したことについて何点かお尋ねをしたいと思
います。

本市でも各地区に自主防災の組織ができてから何年かたつかと思いますが、組織割りはどんなふう
になっているのでしょうか。町会単位とか公民館単位とかであります、お尋ねいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の自主防災組織、昭和63年から曙町防災会と寿町の自主防災組織が設立され
ております。それで毎年結成されて現在53団体というところであります。

組織の規模については、1つには市民が連帯感を持って地域の防災活動を効果的に行える規模であ
ること。2つには、地理的な状況や生活環境から見て市民の日常生活上の範囲として一体性を有する
規模であることが望ましいということが基本にあるかと思えます。全国的に見ても90%以上が町会、
町内会単位で組織されているというようであります。

寒河江市におきましては、組織設立をされる住民の皆さんの自主的な判断で町会あるいは公民館、
事業所という単位で設立をしてきている経過があるわけでありまして、防災の活動拠点、さら
には資機材の配備などを考えますと公民館の分館単位が、ケース・バイ・ケースではありますけれど
も、望ましいのではないかと考えているところであります。

○高橋勝文議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

次に、何地区立ち上げたのかということでしたが、53団体ということなので、それで結構かと思えます。

次に、自主防災会の分館単位が望ましいとかありましたけれども、実際の活動事例等を紹介していただきたいんですが、よろしくをお願いします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 具体的な活動事例については総務課長から御答弁申しあげたいと思います。

○高橋勝文議長 犬飼総務課長。

○犬飼一好総務課長 お答え申し上げます。

自主防災会の組織の目的につきましては、相互協力と扶助、防災知識の研修、さらには防災訓練の実施等により、地域の防災力を強化し災害に備えるということでございます。自主防災組織の名前のおり、自主的な活動を行っているものでございまして、防災研修会や初期消火訓練、避難訓練から炊き出し訓練までの総合訓練、また昨年からは地域の防災マップ作成というものの団体などもあるということと、さまざま各地域の防災組織の中で特色ある活動、訓練を実施していただいているという状況でございます。

また、組織のリーダーの方々には山形県の自主防災リーダー研修会や庄内の三川町にございます県消防学校で実施されている宿泊研修等に数多くの方々が参加していただいているという状況ございまして、防災知識の研さんに励んでいただいているということと、さらに地元の活動にそれらを生かしていただいているという状況でございます。以上でございます。

○高橋勝文議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

私の六供町でも何年前に立ち上げられたようでございますけれども、地区民にとってはどんな活動を行っているのか、何を目的に立ち上げられたのかわからないでいらっしゃる方が多数いらっしゃるようでありますので、あえて質問させていただきました。

自主防災組織の役割ってどんなものかなと思って調べてみました。防災というように地域住民が協力して日ごろの火災の防止、火の用心の見回り、啓発、防災グッズの購入、避難訓練を行うことであって、実際の火災等の突発事態が発生した場合における自主防災組織の役割は、当局への通報あるいは消火器を住民みずからが駆使しての初期消火及び応急処置に努めることにあります。また、大規模災害において地域住民同士の連携による避難及び避難生活に必要な活動、災害弱者の情報を把握し、安否確認について必要な情報を消防に連絡するか、消防に頼れない状況において身近な工具等を使用して主体的に救出するなどの事柄であります。

有事における非常勤公務員の立場にある消防団員や、法律上設置が義務づけられている事業所等の防災組織とは異なり、あくまでも住民の善意と自主性に基づく活動であります。よって、自主防災組織の構成員には、特に公の責任や権利義務というものは発生しません。有事の際には行政から任意で何らかの協力を要請されることもあるが、これを引き受ける義務はないとのことでございます。

防災をめぐる情勢として、近年は地震や台風などの自然災害の頻発により地域における突発事態に際してはその役割は大いに期待されるところであり、都市化の進展や少子化、高齢化、核家族化などあらゆる要因が相まってコミュニティーの希薄化が顕著である一方、地方分権の進展の中で情報公開の進展により住民の行政活動への関心の高まり、行政参加、住民参画といった形で地域住民としての

公共活動の高まりも見受けられております。

とりわけ、災害に対しては大規模災害時における地方公共団体並びに消防の装備資機材や公共サービス業務のマンパワーも限界が指摘されているところでもあります。地域住民主体の自主防災活動への取り組みが期待されているところでもあります。

近年の突発事態の事例から導き出される課題は、消防が駆けつけるまでの間、自主防災組織が被害を最小限に食い止めんと努力することができるか否かであります。これには、地域住民が消火器の使用方法や応急救護処置の要領あるいは危険な現場から迅速に避難する要領を心得ていることが重要であって、いずれにしましても地域住民にとりましては心強い組織と思いますので、防災会で発電機を買った、訓練を行ったも大切であります。実際に火災等が起きたときにどう対処すべきかが最も重要と考えられますので、行政サイドからの指導をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、火災報知器の設置率と住宅火災の火災報知器の設置状況と啓発活動についてお尋ねをしたいと思います。

火災報知器の設置は、新規住宅では平成18年6月1日から、既存住宅については平成20年6月1日から順次設置の義務化がされております。平成24年6月消防庁予防課発表によりますと、火災報知器の設置率は全国平均77.5%のことであります。そこで管内の火災発生状況と昨年からの火災発生住宅の報知器の設置状況を伺いたいと思います。最初に、住宅火災発生件数はどのくらいだったのでしょうか。

○高橋勝文議長 犬飼総務課長。

○犬飼一好総務課長 お答え申し上げます。

本市の昨年の火災件数は10件でございました。この件数につきましては、過去10年間で平成21年の7件に次ぐ低い件数でございました。このことは、市の消防団が各地域におきまして日ごろから予防消防として行っている広報活動等の啓蒙活動の成果によるものではないかと考えているところでございます。

なお、火災件数の10件の内訳でございますが、建物火災が6件でございます。また車両火災が1件、そして野火等のその他の火災が3件でございました。以上でございます。

○高橋勝文議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

次に、今火災の内容についても申し添えてくれましたので、いいですか、住宅火災発生の内容についてどんなものかお伺ひしたいと思います。

○高橋勝文議長 犬飼総務課長。

○犬飼一好総務課長 内容についてでございますけれども、先ほど申しあげました建物火災の6件の内容としては住宅火災が3件でございました。また、工場等の施設の火災が3件ございました。計6件でございました。そのうち全焼が1件、部分焼が3件、火事になる前に消しとめられたいわゆるぼやが2件でございました。先ほど説明申しあげましたように、10件の火事の中では死傷者、けが人等はございませんでした。以上であります。

○高橋勝文議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

件数が10件ということでありました。1人の命も失われることなく対処できたことに関しては消防

関係各位には常日ごろの訓練、啓蒙のおかげと深く感謝申しあげる次第であります。

次に、寒河江管内の火災報知器の設置率はどれくらいかお聞かせください。

○高橋勝文議長 犬飼総務課長。

○犬飼一好総務課長 火災報知器の設置率ということでございますけれども、最初に山形県全体の住宅用火災報知器の設置率につきましては、昨年6月現在で79.5%でございました。寒河江市の設置率につきましては、消防団の集計で79.7%となっているところでございます。県とほぼ同数となっている状況でございます。なお、醍醐、三泉地区では特に90%以上の設置率となっているところでございます。

今後におきましても、自主防災組織や消防団と連携しながら世帯訪問やチラシ配布等により火災報知器の設置勧誘を行いながら、設置率の向上に向け今後とも努力してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○高橋勝文議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

やはり、火災報知器の設置は義務と申しましてもなかなか進まないのが現状のようでありますけれども、79%ということなので、決して低い数字ではないなと思って今お聞きしたところであります。

しかし、火災報知器が設置されていれば煙に反応して警報器が鳴り、早い段階で火事に気づき避難ができると思われれます。若い人ならいざ知らずお年寄りにとっては値段はどうか、取りつけが大変そうだと思っている人が多いようです。事実、私もそう思っておりましたが、いざ取りつけてみると値段もそう高くなかったですし、取りつけも非常に簡単でした。消防団員の方が各家庭を回られて啓発活動に当たってくれていますが、値段や取り扱いについても説明してくれたら普及率アップにつながると思いますので、消防団員の方にもそんな指導を今後は行っていただきたいと思っております。

次に、通告番号7番、街路樹についてお尋ねをいたします。寒河江の路線を車で走っておりますと春から秋にかけて花を咲かせる樹木や実がなる樹木までいろいろです。

街路樹は約3,000年前ヒマラヤ山麓の都市を結ぶ街道に並木を植えたものが始まりと言われております。その後、道しるべの役割だけでなく建築物と同様に都市の風格をあらわす生きたオブジェとして都市計画の中に組み込まれました。日本でも、奈良時代には旅人の食料も兼ねて果樹を植栽していたとの記録があります。時代背景とともに街道や寺社の参道、掘割などに並木が植えられておりました。近代以降は都市の幹線道路の整備とともに、さまざまな街路樹が植栽されました。

そして、現在の街路樹は都市環境と景観を改善するための役割を持ち、また都市のシンボルとしての役割を期待されています。道路の歩道や中央分離などに植えられている高木や低木などの植物です。主に同じ種類の木を等間隔で並べた並木の形になっています。

街路樹は道路法で標識などと同じ道路の附属物として位置づけられ、道路管理者が設置・管理していると思っております。何年前かに国交省が緑陰道路プロジェクトというのを立ち上げて、全国からモデル地区を募集してやっていました。御存じだと思いますけれども、この目的は良好な景観を形成し、温室効果ガスの吸収など大気環境への負荷を軽減するため良質な緑の空間を構築する道路緑化を積極的に進めてきましたが、市民にとりましてはそういったプラス面だけを見て「すばらしい」とは思っていないようです。幅の狭い歩道における街路樹の肥大化や根上がりによる通行への支障、信号機等が見えにくくなるなどの交通安全上の問題、さらには枝の伸びによる私有地への侵入や日照・落ち葉の

問題など解決すべき問題がたくさんあるようです。そこで何点か質問をさせていただきます。

最初に素朴なことをお尋ねをいたします。街路樹は何のために植えてあるのでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 太田議員の御質問の中にもありましたけれども、街路樹の効用というんですかね、そういったものはさまざまな機能があると言われております。一般的には大きく3つの機能があると言われております。

1つには、樹木が人工的な景観を和らげて運転者と道行く人々に安らぎと潤いを与える、いわゆる景観向上機能があると言われております。2つには、歩行者に日陰を提供する、日陰形成機能を初めとして樹木の葉からの水分蒸発によって気温の上昇を緩和して涼しさを与える効果。さらには、二酸化炭素や二酸化窒素などの吸収や吸着によって大気汚染を緩和する効果などがございます。先ほど太田議員も御指摘がありましたが、沿線沿道の住民の方々に対して道路からの騒音を遮る効果などということで、総称して生活環境保全機能というようであります。そういう効果もある。3つ目は、街路樹によって歩行者と自動車との空間分離、さらには運転者に道路の形状をわかりやすくして事故を未然に防止するなどという交通安全機能、こういう大きく3つの効果、機能があると言われております。

一言で申しあげますと、街路樹を含む道路の緑化というのは道路景観の向上、沿道の生活環境の保全というものを図っていくとともに、道路交通の快適性、安全の確保、自然環境の保全等に資していくという目的でありまして、これらの機能が総合的に発揮をされて親しみのある、そして潤いと安らぎの都市空間の創出が図られていくと考えているところであります。

○高橋勝文議長 太田議員。

○太田芳彦議員 答弁ありがとうございます。

本当に素朴な質問をしたわけでありまして、市民の中にはややもすると田舎には街路樹は必要でないのではないかという御意見も多数頂戴するわけでありまして、あえて質問をさせていただきました。ありがとうございます。

次に、市内には何種類の樹木が植栽されているのでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 具体的には建設管理課長からお答え申し上げます。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 街路樹の樹木の種類でございますけれども、市で管理しております街路樹の種類につきましてはハナミズキ、ソメイヨシノ、カツラ、ケヤキ、サルスベリなど33種類の樹木の植栽をしているところでございます。

○高橋勝文議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

次になんですけれども、植栽本数はどのくらいでしょうか。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 済みません、先ほど33と私申したような気がするんですけれども38種類でございます。訂正させていただきます。

植栽の本数でございますけれども、緑地のツツジなど低木を除く高木に限っての本数では全体で

2,972本ということで、私どもで管理させていただいております。

○高橋勝文議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

路線によって常緑樹だったり落葉樹だったりしていますけれども、何かこれ検討されて樹木は決定されているのでしょうか。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 樹木の選定でございますけれども、時代によって好み等がございますが大変樹種の違いがあったようでございますけれども、基本的にこれまでは主に地域の関係団体の方などから一応御意見を聴取、お聞きしまして選定してきたものとお聞きしているところでございます。

○高橋勝文議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

次に、年間の管理費というのはどのくらいかかっているのでしょうか。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 街路樹に要する年間の維持費でございますけれども、病虫害の防除とかあるいは支障木の剪定とか伐採、あるいは路線ごとに計画的に剪定作業を行っているところでございますけれども、平成24年度の見込みでは547万円ほどでございます。平成23年度を見ますと567万円ほどでございます、大体平均的にそのぐらい500数十万円の維持管理費で実施させていただいているところでございます。

○高橋勝文議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

思ったより低い数字で管理されているんですね。最近地域の方に何か困ったことがないか尋ねるとほとんどの方が街路樹何とかならねのかといった相談であります。要約すると、次に挙げる理由のようです。

- 1、樹木の根が歩道面を持ち上げでこぼこにしているため、つまづくことが多く危険である。
- 2、信号機や道路標識が遠くから見えなく危険である。
- 3、落葉がひどく、多いときには日に何回か落ち葉拾いを行わなければならない大変だ。
- 4、樹木が茂ってくると防犯灯が茂みの中にすっぽり入り、防犯灯の役目を果たさない等の問題点が挙げられました。

そこで、お尋ねしますが、1の樹木の根が歩道面を持ち上げるに関しては多くの市民からも苦情が出ているかと思いますが、市ではどういう対応をとっているのか、またとろうとしているのかお聞かせください。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 街路樹の根上がりによる主に歩道のでこぼこということでございます。個々の路線について要望をいただいているところもございまして、また私どもの道路パトロールなどによって調査確認しているところもございまして。

改良の手法としては樹木と植樹のます、そのアンバランスに対応するため植樹ますを大型化しながら舗装の修繕など、あるいは植樹ますとバランスがとれる街路樹の大きさになるように剪定などを実施しているところでございます。

平成24年度ですけれども、ちょうど石川西洲崎線、陵東中学校の西側から二ノ堰までの区間と、それから仲谷地地内の山西船橋町線の根上がりにつきまして、これはひどいかなという状況もありましたので、改良工事、舗装工事を実施しております、順次そういった場所については対応してまいりたいと考えております。

○高橋勝文議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

次に、花いっぱい運動のことかと思うんですが、木の周りに花を植える事業があるのですが根がはびこって植えるのに苦労しているとお話をよくお聞きしているんですけれども、そんな苦情はないですか。ありましたら、どんな指導を行っているのかお聞かせください。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 街路樹の植樹ますに花を植えていただいておりますけれども、これは花いっぱいまちづくり事業により実施しているものでございまして、平成14年度に開催されました全国都市緑化フェアを契機に市街地の幹線道路の環境整備や道路の美化などを目的に始めさせていただいた事業でございまして。本市を訪れた方々からは、寒河江のまちは非常にきれいだなということで大変好評をいただいているのではないかなと思っております。

根上がり等による御質問の植栽作業に苦労しているという箇所につきましては、植栽の客土の補充なりあるいは花苗の種類変更等によって対応させていただいているところもございまして、地元地域の管理していただいている方からの要望などを聞きながら適時対処してまいりたいと考えております。

○高橋勝文議長 太田議員。

○太田芳彦議員 よろしくお願ひしたいと思います。

次に、2の信号機や道路標識が遠くから見えなく危険ではないかとの指摘がありました。具体例を挙げますと、石山鉄工所さんから西に向かって栄町、若葉町、元町から陵南中学校までの県道元町高屋線でありますけれども、ここを昨年議員で視察させていただきました関係上、ここを例に挙げさせていただきました。ここが非常に交通事故が多く発生し、昨年も死亡事故が起きている状況です。私たち議会でも石山鉄工所さんから陵南中学校まで歩いて寒河江警察署の指導のもと視察させていただいた経過がございまして、つぶさに見せていただきました。

見た目にはさして危険な道路形状とは思いませんでしたけれども、若葉町から本町への坂道にかけての街路樹が植栽なっていますが、もしかすると街路樹が見えにくいことも原因しているのかなとも考えられます。市道についても歩行者が見えにくい箇所は多くあり、市全体を考えた場合、見えにくいところに関して今後こうやっていきたい等のお考えがありましたらお聞かせください。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 お答え申し上げます。

本市で街路樹が植栽されている路線はほとんど都市計画道路でございまして、拡幅された車道と整備された歩道の境界付近に街路樹が植栽されているのが一般的でございまして。

御質問の中にごございました死亡事故等の大きな事故が発生した県道でございまして、同様に都市計画道路でございまして。県道ではございまして。

それで、最近の私どもの都市計画道路の整備では下釜山岸線あたりが一番近いわけではございまして

れども、交差点付近には一応街路樹の植栽をしない、交差点の見通しが悪いということで植栽をしない、あるいはその直近については本数を減らすという施工を実施しているところがございます。

また、実際これまで植栽されている部分の街路樹につきまして、地域の交通安全の活動の推進員の皆さんや町内会などから御指摘をいただきました標識とか案内板の付近につきましては、枝の剪定や樹木の伐採なども実施させていただいているところがございますけれども、今後とも新たな道路交通、道路の設置あるいは工事等に関しては、道路交通の安全確保のためにそういったものを勘案しながら、適時必要な街路樹と安全のためにこの部分は植えるべきでないというところを適時検討しながら実施してまいりたいと考えております。

○高橋勝文議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

時間がないのではしよって質問をさせていただきます。

次に、3の落ち葉がひどく多いときには日に何回か落ち葉拾いを行わなければならない大変だとの苦情をいただきました。これに関しても皆さんが常に聞いたり感じたりしていることと思います。大量の落ち葉が発生していますが、その地域の方々にどのようなお願いをしているのかお聞かせください。秋になって、落ち葉の季節ともなれば処理というか清掃は大変なことと思います。どんなふうに管理されているのか、お尋ねします。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 街路樹、特に広葉落葉樹の落ち葉については大変地域の皆様に御難儀をかけている部分があるのかなと思います。ただ、地域の居住なされている皆さんがみずからの環境をきれいにするというので自主的にボランティア活動していただいていることについては本当に大変ありがたく思っているところがございます。

市では、そういった中でボランティア袋などを提供しながら御協力を随時お願いしているということでございますので、引き続きよろしくお聞きしたいと考えているところがございます。

○高橋勝文議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

無償で近隣の町会で協力してくれている、いわゆるボランティアだということのようですけれども、私もボランティアは大賛成です。市民の皆さんがみずから進んで落ち葉拾いをしているなんていうお話を伺うと、何と寒河江市はすばらしいまちなんだろうと思われまますけれども、私の耳に届く市民の声は「落ち葉拾いが大変だ、日に何回もしなければならない」といった苦情めいたお話ばかりでございます。住民の方々から御意見はないのか、お聞かせください。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 落ち葉について私どもに苦情というのは直接的にはないわけでございますけれども、落ち葉の内容につきましては大変御苦勞なされているというのはお聞き及びしているところでございます。

ですけれども、先ほど申しあげたとおり、街路樹だけでなく公園等も含めましていろいろ地域の住環境の整備の中では市民の皆様方の御協力もいただきながら環境保全をしていくというのも私どもの願いでもございますので、その意味では、大変な作業の部分になる部分あると思いますけれども、引き続き御協力を賜ればと考えているところがございます。

○高橋勝文議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

私の提案なんですけれども、些少で謝礼を差し上げることができないでしょうか。例えば1回につき500円を支払うとか、そういうことでありますけれども、いかがなものでしょうか。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 些少でも謝礼ということがあればよろしいのではないかという話でございます。現時点では私どもではまだそこまでは考えていないところでございます。市内では花いっぱい運動のほかにも例年皆様のほうに御苦労をおかけしておりますけれども、フラワーロードなどの維持管理活動など多くのボランティア活動で維持管理していただいている部分もございますので、そういった全体との均衡も考慮しながら検討しなければならない課題かなと思っておりますけれども、喫緊にその部分、謝礼という部分まではまだ検討に至っていないところでございます。

○高橋勝文議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

この問題も、これは永遠に続くような問題でありまして、行政と市民間で話し合いをしていい方向にいくように今後努力していただきたいと思っております。

次に、街路樹の剪定を行っている風景をよく今見かけますけれども、毎年全て実施しているんですか。お聞かせください。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 街路樹の剪定管理につきましては、必要箇所につきましては適時実施をしておりますけれども、単年度で市内の街路樹全部を剪定するというのは現実にはなかなか難しい分もございまして、毎年路線ごとにローテーションを組ませてもらいながら剪定作業を実施して管理しているところでございます。ただ、住民の方、町内会の方から適時管理等の要望があったものについては適時対応させていただいているところでございます。

○高橋勝文議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

次に、4の樹木が茂ってくると防犯灯が茂みの中にすっぽり入り防犯灯の役目を果たさないについてでありますけれども、私も市民の方よりお話を伺ってから注意して見て歩いているのですが、今時分の照度と夏分の照度の違いが大きく違っているのがわかります。そこでこの点、行政サイドでもどんな見解をお持ちかお尋ねをしたいと思います。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 防犯灯についてでございますけれども、私どもでは車道を照らすというのが基本的に私どもで管理している街路灯でございます。防犯灯については主に歩道あるいは歩道のない車道の中で防犯のために設置されているものかなと思っております。街路樹がそれにかかるものについては多分歩道のある街路灯、防犯灯かなと思っております。

防犯灯につきましては、街路樹によって照度が下がるという部分、街路樹の伐採なりあるいは枝落としをすることによって車道も少し明るくなるんでないかという効果もあるかと思っておりますけれども、そういった事例、実際の事例があることにつきましては、先ほどの県道などの事例をお聞きしますとそういったものもあるのかなと承知しております。

必要な箇所については剪定や伐採を随時実施をしておりますけれども、今後とも道路パトロールや、町内会あるいは先ほど申しあげました交通安全の連絡会から御指摘等ありましたら、防犯上問題のある箇所については随時対応してまいりたいと考えております。

○高橋勝文議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

やはり地域の方にしますと少し奥まった住宅街に住んでいらっしゃる住民にすれば防犯灯でありますので、薄暗いと人間の心理としては怖いというのがありますので今尋ねてみたわけですが、照度を確保するために街路樹の間引きや伐採を行っていくということでもありますので、そのようにひとつお願いしたいと思います。

多くの質問に丁寧に御答弁いただきましてありがとうございました。私も今回の質問で街路樹の必要性みたいなものを学ばせていただきましたので、市民の方より「田舎には街路樹は必要でないのでは」等の質問がありましたら、街路樹のよさをぜひお教えいただきたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時49分

再 開 午後 1時00分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤健一郎議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号8番から10番までについて、4番後藤健一郎議員。

○後藤健一郎議員 それでは、早速ではありますが、質問に入らせていただきたいと思います。

通告番号8番、安心安全なまちづくりについてです。まず、街頭防犯カメラの設置についてお伺いさせていただきます。

御案内のとおり、街頭防犯カメラは客観的証拠収集のみならず、犯罪予防にも効果が絶大で、犯罪の起きにくい社会の実現のため、全国的に整備が推進されております。

2002年に全国的に先駆けて設置された日本一の繁華街新宿歌舞伎町では、設置後4年間で刑法犯の発生件数が約2割減少したというデータがあります。山形県内他市でも平成25年度予算で繁華街への街頭防犯カメラを設置予定しているところがあるようですが、寒河江市の場合、飲食店街が見通しのよい大きな通りに面していることや元町交番が駅前に移動したために飲食店街の治安は問題ない水準になっているようです。しかし、いろんな人が集まりやすい、車が蟻集しやすい場所では、ごく少数ですがトラブルが起きたということを耳にいたしました。

平成25年度予算に公園整備事業としてチェリーランド駐車場への防犯カメラの設置が盛り込まれております。チェリーランド駐車場は、最も車が蟻集しやすい場所だと思いますので、まず最初の設置はここが私もベストだと思います。しかし、車が蟻集しやすい場所や犯罪につながりそうな場所は、寒河江市内にもまだ幾つかあると思いますが、今後の市有地や街頭への防犯カメラ設置について市長はどのようにお考えでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 安全・安心なまちづくりについて後藤議員から御質問がありましたのでお答え申し上げますけれども、寒河江市の防犯活動といいますと基本的には防犯協会、市内には8つの支部があるわけがございますけれども、地域見守りのパトロールとかさくらんぼの盗難防止のパトロールなどということで大変活発に活動していただいております。地域の犯罪発生を抑止力として大変寄与していただいていると思います。特に、寒河江の防犯協会、青色回転灯つきのパトロール車ということで青パトが、最初は南部支部を初めでありますけれども、現在6つの支部で青パトの活動を展開していただいております。平成25年度には、全ての支部、全ての地区で青パトによる防犯パトロールが展開されるということになっているところでありまして、非常にそういった意味では防犯活動、心強い限りでありまして、平成24年度の市内での犯罪の状況でありますけれども、侵入窃盗、自転車盗、車上狙い、万引きなどの街頭犯罪件数、前年度を下回ってずっと減少傾向が続いているところがありますし、刑法犯の総数を見ても、平成24年は戦後最多となった平成14年683件でありましたが、それに比較して51.8%に減少しております。354件ということで過去10年間で最も少ない発生件数、平成24年、そういう状況になっております。こういう状況は地域の皆さんと防犯協会初め、各支部初め地域の皆さんのたゆまぬ御尽力のたまものだと思っております。

後藤議員から街頭防犯カメラの設置についてお尋ねがありましたけれども、警察署からお話をお聞きしますと、街頭防犯カメラについては市内金融機関とかコンビニなどではほとんど設置をされているという話などもお聞きをしております。市関係の施設では駅の駐輪場、さらに小中学校の一部に設置されているところであります。来年度はチェリーランドの駐車場にも設置予定だということで考えているところであります。

御指摘のように防犯カメラの普及というものは犯罪の抑止効果というものに大変すぐれている、効果があるということで、駅前でありますとか繁華街などにも数多く最近では普及してきているということでもあります。寒河江市内におきましては、御案内のとおり犯罪の発生が特に顕著な箇所というものは確認はされていないわけでありまして、いつどこでどういう犯罪が起きるかわからないという状況でありますので、警察当局と十分情報交換をしながら人の集まりやすい場所については未然防止の観点から防犯カメラの設置についても検討していかなければならないと思っております。また、街頭への設置ということもあろうかと思いますが、そういう街頭への設置についても今後大いに他の設置事例なども研究しながら検討していきたいと考えているところでございます。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

そうですね。プライバシーという問題といろいろ防犯カメラというのはあると思いますが、やはり安心・安全、そしてそれがあってというだけで防犯につながるというところがあると思いますので、ぜひ、危険というところではないと思いますが、先ほど市長がおっしゃられたように人が集まりやすいところですか、そういったところには今後検討していただければと思います。

この質問については、この後阿部議員も同様な質問がございますので私はこの質問はこの程度にさせていただきます。

次に、LED青色防犯灯の設置についてお伺いさせていただきたいと思っております。

先駆けとなりました奈良県を初め、全国的にも広がりを見せている青色防犯灯。当初は「青色が持

つ生理的、心理的効果で犯罪が抑制される」ということで導入しているところもあったようですが、こちらのほうはまだ科学的には解明されていないようです。しかし、検証によると導入したところは確かに犯罪件数が下がっておりまして、青色の科学的効果というよりも、これは青森県警で実際に行っているスタイルがまさにそうなんですけれども、青色を安心・安全のシンボルカラーとしまして防犯活動のPRや防犯活動の一体感を醸成するツールという位置づけで、住民の防犯意識の啓発・高揚効果により青色防犯灯設置区域の犯罪が減少しているようです。

先ほど市長のお話にもありましたけれども、地域の防犯活動に大変寄与していただいております青パトの方がいらっしゃるけれども、それらをやはり考慮いたしましても確かに青色というのは防犯というイメージが定着しているように思われます。

寒河江市では、平成23年度より環境と省エネに配慮し、防犯灯のLED化を推進しております。新設及び交換で市内を徐々にLED化させていく計画であります。これを機に場所によっては青色、いわゆる青色のLED防犯灯に切りかえるということも一考の余地があるのではないかとと思いますが、市長の考えをお聞かせください。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 青色というのは市民の皆さんからも大分、青パトという意味で防犯という意識は大分普及してきている、浸透してきているんだと思います。

ただ、防犯灯というのは基本的にそのエリアを照らしていくということになりますから、どちらかというと白色よりも青色というのは少し暗い、照射の範囲も少し狭いということが言われているんです。いろんな要望がありますけれども、防犯灯をつけてほしいというのはそのエリアを明るくしてほしいという市民の要望が基本的には第一義的だと思いますから、その辺のところでは地域の皆さんがどういうふうを考えていかれるかということも考慮していかなくちゃならないと思っております。奈良県、青森などの他の事例もありますから、その辺のところは十分我々としても研究して、その効用というものをある程度検証しながら設置などについても研究していくということが必要だろうと思っております。

できるだけ、狙いは防犯でありますから防犯活動がきちんと展開される安全・安心なまちづくりに資していくということを踏まえて、対策を講じてまいりたいということを考えております。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

そうですね。やはり青色はちょっと白色に比べると照度が低いので、例えば同じ明るさをするのであれば1ランク上にはなくてはいけないとか、いろいろ値段的な問題もあるかと思いますが、全国の事例を調べてみますと、地元の例えばそれこそ防災に一生懸命な方々がうちの地区を青色にしてほしい、それをほかにもアピールしたいんだということで設置をされているという事例があるようですので、もしそういった方とかそういったお話があったときにも再度御検討いただければなと思っております。

続きまして、通告番号9番、中心市街地活性化、中長期展望に立ったフローラ・SAGAEのあり方についてお伺いさせていただきたいと思っております。

庁内のフローラ・SAGAE利活用連絡推進会議だけではなく、ふるさと財団地域再生アドバイザーの意見や寒河江市中心市街地活性化センター利活用促進計画検討委員会からの提言を受け、ことし

1月に寒河江中心市街地活性化センター利活用促進計画（素案）という一つの形になりました。この中の文章にも出てきますし、私も建設経済常任委員として委員会の中で質問したことはあるんですけども、市民アンケートからはフローラ・SAGAEに関して関心を持っている人は余り多くないという現状がございます。

私が小学生のころに建設された寒河江市で最も大きなビルであります、生活の多様化や車の普及、郊外型大規模小売店の立地などもあり、築30年を迎え一定の役割は終えたのではないかと思います。あれだけ大きなビルになりますと維持管理費の額も相当な額になると思いますので、まず前段として伺いたいと思いますが、フローラ・SAGAEの維持管理費は年間で幾らぐらいになるのでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 平成23年度決算で見ますと、中心市街地活性化センター維持管理事業、維持管理費として約8,746万円の支出となっておりますけれども、テナント代などの建物貸付料や光熱水費、会議室などの使用料などの収入が約4,800万円ほどございます。そういったことから差し引きしますと約3,946万円が実質的な負担と維持管理のための負担となるかと思います。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 そうですね。平成23年度は緊急雇用で駐車場とかを見て、この項目と別の項目で上がっているのでもう少し多分かかっている費用があるかと思いますけれども、これぐらい現在のところかかっていると思います。

フローラ・SAGAE以外に市が管理する大きな建物というとはかにハートフルセンターと文化センターがありますけれども、比較としてそちらの維持管理費はどれぐらいになるのでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 これも平成23年度の決算の資料でありますけれども、ハートフルについては約3,649万円、文化センターについては約3,659万円の支出となっております。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

経費だけ見ると非常に違いがあると思うんです。ただ、フローラのほうは家賃収入といいますか、収入がありますので差額としては4,000万円ぐらいにはなるんですけども、経費としてはやはり9,000万円近くがかかっているというところがあるかと思います。もちろん利用者数の違いというものがありますし、それぞれの建物の役割も違いますので、単純に比較はできないと思うんですが、やはりフローラというのは大きいビルということもありまして、出ていくお金も大きいところになっているかと思います。今回の予算でも、中心市街地商店街活性化支援事業ですとか、中心市街地活性化センターリニューアル事業、そして中心市街地活性化センター整備（改修）事業と、以下重点項目として挙げられております。

もちろん、私は今ある財産をできる限り予算をかけないで使っていくという考えには賛成です。しかし、やはり維持費ということ、またテナントというものも今後どうなっていくかわからないということもございますので、そういったところを勘案したり、またはもともとは商業ビルという性質のものでございますので、これを転用するにしても、例えば今、中に美術館があるわけですが、これをもっと充実させようと思ったときには保管や展示に問題があるといった現状もありますので、もともと建てた商業ビルという建て方からすると、どうしても転用すると帯に短したすきに長しといった状況

も出てくるかと思われま。

寒河江の中心市街地の大きなランドデザインというのを考えたときに、現在のフローラ・SAGAEにこだわらず考える時期というのが出てくるかと思うんですけども、市長の考えをお聞かせください。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 このフローラ・SAGAEの活性化という件につきましては先ほど後藤議員の御質問の中でお話がありましたけれども、新第5次振興計画の中でも重点プロジェクトとして位置づけをしてフローラ・SAGAEの機能充実ということを進めてきているわけでありま。

平成23年度から進めているわけでありまして、利活用推進連絡会議での協議からスタートいたしまして、ふるさと財団地域再生アドバイザー短期派遣事業・まちなか再生総合プロデュース事業などによる専門家のアドバイスなどもいただいておりますし、また先ほども御指摘がありました市民500人アンケートの実施でありますとか、そして今回の利活用の促進計画検討委員会による計画案の作成ということをしてきたところであります。

計画案については、12月に議員懇談会の中で素案をお示しをして御意見をいただいて、その後パブリックコメントなども実施をさせていただいたところであります。そうした経過を経てこの2月に促進計画というものを策定したところであります。我々としては、まずもってこの利活用計画の実現というものに全力を挙げて取り組んでいくと考えているところであります。

ただ、後藤議員の御指摘にもありました。我々としてはそうした取り組みを進めていくと並行して、今都市機能がコンパクトに集積をして市民の皆さんや事業者にとって住みやすく、あるいは利便性の高いまちづくりというものが求められております。いわゆるコンパクトシティという概念でありますけれども、そういった中で、次のステップとして平成25年度から中心市街地のランドデザインとも言うべき中心市街地活性化法に基づく基本計画の策定、それから中心市街地活性化協議会やまちづくり会社の組織化などに向けて新たな動きを進めていきたいと考えているものであります。

この基本計画に基づいて国の支援もあります。ソフト・ハード事業なども積極的に活用が図られていくということになっているわけでありまので我々はそれを期待したいと考えています。もちろん、この計画策定については関係機関あるいは関係者、地域の皆さん、各種団体の皆さんから大変な御理解と御協力をいただきながら全体で多くの皆さんの意見をいただいて策定していくということになるわけでありまですけども、そうした地域全体の計画の中でフローラ・SAGAEの役割というものも改めてテーブルに乗ってくるのではないかと考えているところであります。

いずれにしても、築後30年の建物でありますので、この施設を将来的にどうしていくのか。どのような位置づけをしていくのか、あるいはどう活用していくのかなどということについては、基本計画策定の過程の中で大いに議論をしていかなきゃなりませんし、また議員各位にもいろんな形で御意見を頂戴していければと思います。当面は、現在の活性化事業に取り組みながら中長期的な視点での中心市街地活性化の中でのフローラの位置づけなども念頭に置きながら進めていくということで、今検討をしようと考えているところであります。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。そうですね。

とりあえずは、現在のフローラ・SAGAEを利活用しながら並行的に考えていくということでご

ございましたので、ぜひそういった方向で進めていただきたいと思います。

どうしても、物事には幹と枝葉という考え方がありまして、例えばフローラ・SAGAEが今あってもどうしてもこれを活用しながら計画を進めていくと。つまりフローラ・SAGAEのビル自身ももう幹なんだという考え方にどうしてもとらわれてしまうと、なかなか大胆なグランドデザインが描けなかったりすると思うんです。やはり、そのグランドデザインとか計画によってはビルさえも枝葉として建てかえであったり、もしくは目的に合わせた専門的なコンパクトなビルに建て直していくということも視野に入れていかななくてはならないんじゃないかと私も思います。

寒河江市に限ったことではないんですけども、日本全体を見渡しましても行政独自でまちづくりをずっとやっていくというのは限界に来ているようでして、プライベートファイナンスイニシアチブ、いわゆるPFI方式、それとかそれを含めましたパブリックプライベートパートナーシップ、いわゆるPPPといった官民連携によるまちづくりが重要になってきておるようであります。先ほど市長のお話にもありましたけれども、関係団体とかもちろん私たち議員もそうですけれども、それだけではなくて民間の力をうまくかりながらビルとか箱物を安く整備できる手法というのが、今までのPFIの言うなればちょっと間違った活用と解釈だったと思うんですけども、今はやはり法改正を含めましてPFIは自治体が公的不動産の有効活動に使いやすいものとだんだん変化しておりまして、箱物だけではなくてまちづくり全体へのPFIの手法の活用というのも動きがあるようです。

私が知っている範囲内ですと、一番最近の例としては愛知県安城市がPFI手法を用いた中心市街地活性化事業の実施方針というものを昨年度12月末に公表しております。

こちらのほう、パブリックコメントを募集するとき、私もホームページからダウンロードさせていただきましたけれども、こちらの寒河江市中心街活性化センター利活用促進計画素案、こちらには「この計画は10年間とします。ただし、社会情勢の変化に対応するため5年経過に合わせて見直しを図るものです」と書いてあります。社会情勢がこれだけどんどん変わっている状態でありますので、5年というところを5年といわずまちの流れですとか社会情勢を注意深く見て、必要とあればやはりフローラ・SAGAEという建物にこだわることなくグランドデザインを描いて、それによっては例えば建てかえというものであったりというものを検討していかななくてはいけないと思うんですが、時期的なものに関しては市長はどのようにお考えでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今推進しようとしている利活用の計画というものは先ほど御指摘がありましたように10年計画で5年して見直すと、こういうことではありますが、今時代の流れというものが大変速いわけでありまして、特に中心市街地の活性化という問題に関していえば、なかなか一朝一夕に計画がつくれるということにはならんだろうと思います。できるだけ早く計画はつくっていくにこしたことはありませんが、やはりある程度の時間と労力がかかっていく。皆さんの理解も得ながら進めていくということになれば、当然5年10年というのは必ずやってくるわけでありまして、できるだけ早目にそういう計画の緒につくというんですか、スタートさせていくということが求められるのではないかと思います。ましてや、御指摘のように必ず5年ごろでないと状況が変わらないという遅い時代ではありませんので、そういった周りの環境変化なども見据えながらできるだけ早く著についているんな計画をスタートさせていくということ、この計画のみならず全ての計画などについて言えることかもしれませんが、できるだけ早くしていくということが必要だと思っているところであります。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

非常に、まちのグランドデザインというと市長がおっしゃられるようにすぐすぐもちろんできるわけでもありませんし、それをすぐつくったところでそれが今後どうなのかという検証もしていかななくてはいけないと思いますので、なかなか時間のかかることではあると思いますが、時代の流れ、そして住んでいる方たちの流れや生活を見ながらぜひ計画というものをどんどん前倒ししていったいただければと思います。

最後に、通告番号10番、寒河江市のイメージアップ戦略についてお伺いしたいと思います。

今回、組織の見直しが行われ、情報観光課はさくらんぼ観光課に、そしてイメージアップ推進室は政策推進課イメージアップ戦略室に変更される案が議会に出されております。新第5次振興計画をより一層推進させるために、政策推進課内にイメージアップ戦略室を置き、市政全般についての情報発信やイメージアップに係る政策的な取り組みを推進するため、私は非常によい名称変更及び再編であると思います。そこで、かねてから思っていたこととお話しさせていただきたいと思います。

これまで、寒河江市のイベントや取り組みに関してはマスコミ各社への一斉プレスリリースや定例記者懇談会などで行ってきたことは十分承知をしております。しかし、広告業に勤務してきた私の経験からいたしますと、イメージの統一、マスコミ問い合わせ窓口の一本化、同時期に開催されるほかの課のイベントとの連動などを考慮して、1つの部署が情報発信に関しては全てを把握しているとより高い広告効果が得られるのではないかと思います。

ここ二、三年、インターネットで注目されている言葉に「キュレーター」というものがあります。日本語訳にするならば「学芸員」という意味になるんですけども、博物館とか美術館の学芸員の仕事は、展示会を企画してそのテーマに合ったアーティストや展示品を集め、その特徴が伝わるよう展示の順番や場所を考えてなるべく多くの来場者に見てもらおうようにすることが主な役目です。

これを現代の情報化社会に当てはめ、あふれるほど膨大な量の情報からおもしろい記事を見つけて個性的な意見を添えたり上手にかみ砕いて説明してくれる人を「コンテンツキュレーター」というようです。非常に大変な業務になるかと思いますが、市役所内の他の部署が進めていることあるいは寒河江市内の行政がかかわらないようなイベントなども含めて寒河江のことならあの人に聞くとわかるという寒河江のコンテンツキュレーターといえますか、情報の交通整理をしてくれる部署や人材がいまますと、マスコミなども対応しやすくなりますし、マスコミが対応しやすいということは露出がふえるということに直結いたします。

昨年までは、さくらんぼ祭りとは花咲かフェアという別々な課が別々なビッグプロジェクトを開催しておりました。しかし、ことしからは、まだ案としてですけども、さくらんぼ観光課がさくらんぼ祭り及びポスト花咲かフェアイベントを運営するので、市が一番情報発信を行う6月に関しては1つの課でやりますので、連携はとれると思います。しかし、今回の再編に合わせてもう一步踏み込んで市の情報発信の窓口を全て一本化してみてもどうかと思いますが、市長の考えをお聞かせください。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市のイメージアップ戦略について御質問がありましたけれども、議員御指摘のように6月の寒河江のいろんなイベントというのはさくらんぼ関連のイベントと花咲かフェアのイベントということで2頭立て、2本立てになっていたわけでありましてけれども、それはそれとして相乗

効果を見ながら誘客活動、寒河江のイメージの情報発信というものに貢献してきたとも思います。

しかしながら、今回組織の改編ということで花咲かフェアについても10年を経過してさらに見直し、充実をしていくという機会でもありますので、6月のイベントというものを2頭立てから一本化して、さくらんぼ祭りという全体のくくりの中で捉えていくという観点で組織の見直しなどもさせていただいているわけであります。そういった意味で、観光誘客さらには交流促進という意味で図っていくために、観光部署に新たな花咲かフェアにかかわる見直ししたイベントなども一緒に取り組むということにさせていただいております。

また一方で、御指摘のように市民の皆さんの声をお聞きすると、いろんな活動、市民の活動あるいは市のイベント、さまざまなイベントはしてはいる、活動を活発にしてはいるんだけどもマスコミ、テレビなどでの取り上げられる機会がほかに比べて少ないのではないかと御指摘などもいただいているところであります。そういった意味で、情報発信力というものを高めていくということで我々は今いろんな検討をさせていただきましたが、今回そういう意味で、これまでのさくらんぼのさまざまな観光イベントに中心にした情報発信というだけでなく、全てのその他の分野についても寒河江の情報発信をしていくための部署にイメージアップの組織を移して、全体として総合的な寒河江の情報発信をしていく司令塔的な役割を情報発信のイメージアップ戦略室ということで、改めて政策推進課において進めていくということにしたところであります。

そういった意味では、先ほど後藤議員御指摘がありましたけれども、情報を提供していただくマスコミの方々にとってもある程度情報発信源が一本化される、全ての情報がそこから収集できるということになれば、寒河江市の情報についても取り組みやすい、記事にしやすい、あるいは取り上げやすいという効果もあろうかと思えますし、そういうイベントはもちろんでありますけれども、いろいろな地域情報などもできる限りそういった部署で把握ができるようなシステムなども作りながら情報発信していく部署に拡充していくと考えているところであります。いろんなことを進めながら、限られた戦力でありませけれども、できるだけ効果の多い効果が出るような形で組織の改編をさせていただいて、寒河江のイメージアップについて頑張らせていただきたいと考えております。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

まさに私はそこだと思います。やはり市民の方からの声といたしましても、寒河江っていろんなことやっている、知ったのでそのイベントに行ってみた。でも残念ながらお客さんが少ない、見ている方が少ない。そしてその後記事になったり、市報に載ったりすると、ああこういうことがあるんだっけ行ってみたかっけと、なかなかやはりどうしてもレポートという形で載ってしまって初めてそういうイベントがあるということを知ると市民の方も多ようですので、今やっている方がやっぱりお客さんが少ないと「このイベントやめてしまおうか」という気持ちにつながっていくと思いますので、やっていらっしゃることはすぐに発信して、市民の方や県内の方から注目していただけるようなことをどんどんやっていかななくてはいけないのかと、そしてそれをやることによって「寒河江っていろんなことやっているよね」、「盛り上がっているね」と言ってもらえるのではないかと思いますので、そういった、先ほどシステムも考えながらということでしたけれども、ぜひこちらはやっていっていただきたいなと思います。

最近ですと、よくマスコミに朝日町の桃色ウサビが出てきて朝日町いろんなこと頑張っているとい

う感じはするんですけども、これは私が以前勤めていたマスコミ関係から言わせますと非常に使いやすいというところがあるんですよね。何か朝日町のこれを取り上げようと思ったときにこのキャラクターがいてくれると非常にそれを取り上げやすいとか、切り口をやはりそういったものにできるので非常に取り上げやすいというところがあると思うんです。

なので、今後チェリンの使い方というのもあると思いますけれども、やはりイメージアップ戦略室で、情報一元管理とまではいかないかもしれませんが、市内の情報をある程度把握して、そしてマスコミ関係各社に働きかけてどんどん寒河江の名前を発信していくということをやっているだけならばと思います。ぜひそちらに関しましては、特に私も以前から一生懸命頑張ってきた項目でもありますので、私も微力ながらもお手伝いもいろいろさせていただきたいと思いますので、ぜひ頑張ってくださいようお願い申しあげて私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

阿部 清議員の質問

○高橋勝文議長 次に、通告番号11番、12番について2番阿部 清議員。

○阿部 清議員 佐藤市長には、2期目のスタートをいたしました。忙しい毎日ではありますが、体には十分留意していただいて、市民が安全で安心な生活をするためのまちづくりをよろしく願いを申しあげます。

新清・公明クラブの一員として質問をいたします。

先ほど後藤議員からありましたが、オンリーワンが最高なのかなとは思いますが、ちょっと質問順番がおくれまして二番煎じになりましたことを御報告して始めさせていただきます。

通告番号11番、防犯カメラの設置について質問をいたします。

チェリーランドは年間80万人を超える観光客の受け皿になっており、日本一さくらんぼの里寒河江の中継基地でもあります。また、当市においては慈恩寺という貴重な財産があり、国史跡指定の実現化に向けて研究・調査を進め、観光客の誘客など幅広く県内外に発信をしております。観光客の皆さんが寒河江を満喫し、満足をして帰れる環境対策においても大切な時期であります。そのチェリーランドが改造車のたまり場になり、一時観光客への影響も懸念された時期がありました。関係各位の御努力により平穏な状況に戻ったようであります。

話は変わりますが、チェリーランド西側にあるトイレの前に再生型エネルギー対策の一環として電気自動車の急速充電器が設置されました。充電するところを見たいと思いましたが、残念ながら利用する車がなく、見ることはできませんでした。係の人に話を伺いますと1日2台くらい充電する車があり、少しずつふえているようであります。電気自動車の普及とともに多くの利用客が見込まれるものと確信をしております。

新しいものができると心ない方がいたずらをしたり壊したりする人がおりますが、平成25年度予算にチェリーランドの防犯カメラ設置が予算化され、駐車場の監視など犯罪の防止を期待するところであります。防犯カメラは金融機関やコンビニエンスストア、それからスーパーマーケットなど至るところに設置されており、大・小ささまざまな犯罪に大きな効果を上げております。当市におきましても若い女性が襲われた事件があり、防犯カメラに犯人らしき人物が映って逮捕につながった事例や不審

者などが逮捕につながった事例などもあります。

寒河江駅前に神輿倉地下の駅前駐輪場や駅南駐輪場があり、少年補導員の協力や駅前防犯を目的とした駅前交番連絡協議会の2団体の協力により年2回ぐらいであります。朝7時ごろの通学電車時間に合わせ、自転車ですべて来る高校生や通勤者の皆様に鍵かけ二重ロック自転車盗難防止キャンペーンでティッシュペーパーやチラシを配布しているようであります。駅前駐輪場には3台の監視カメラが設置されておりますが、画面の感度は余りよくないようであります。ただ、盗難自転車は随分減っているとのことでありました。西寒河江駅でも同じようなキャンペーンが行われておりますが、こちらは盗難自転車は少しふえているようであります。当市全体では犯罪件数は減っている傾向にあるようであります。

そこで、安全・安心の観点から当市が新しくオープンする最上川緑地多目的水面広場、多目的芝生広場や今年度機械による管理をする駅前ロータリー駐車場、駅前駐車場、本町駐車場、また新築される寒河江屋内多目的運動場などの防犯について伺います。

最初に、最上川寒河江緑地多目的水面広場、多目的芝生広場について伺います。平成25年4月に最上川寒河江緑地多目的水面広場と多目的芝生広場がオープンをいたします。カヌー関係者を初め、体を動かし運動に興味のある多くの市民の皆さんも関心を寄せているところであると思っております。平成25年度からは緑地公園の指定管理者も決まり、オープンを待つだけではありますが、そこに水を差すわけではありませんが、営業時間内は指定管理者に対し間違いのない運営をお願いするところでもあります。多目的水面広場7.2ヘクタールや多目的芝生広場2.7ヘクタールと合わせると9.9ヘクタールの広さがあり、敷地全体で19.7ヘクタールを管理していくわけです。日中の管理は問題ないにしても、夜間の管理をしていく上でいたずらや事故など想定外のトラブルを防犯するために監視カメラの設置が必要であると思っておりますが、市長の考えを伺います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 阿部議員から防犯カメラあるいは監視カメラということでその設置についてのお尋ねでありますけれども、まず基本的に我々は多くの市民の皆さんが御利用している市有施設にあっては市民やその施設の利用者の安全・安心を確保していくということは、施設の設置者として当然の責務だと思っております。

また、このたびオープン予定のあるいは新築などを予定している最上川寒河江緑地や屋内多目的運動場、さらには駅前あるいは本町の駐車場を新たに設置あるいは建設していく予定をしているわけでもありますけれども、そういった市が管理責任を負う施設にあっては先ほど申しましたように利用者の皆さんの安全・安心が担保されなければならないと思っております。そのこれからの施設についても基本的に安全対策というものを十分検討していかなければならないという大きな課題があるかと思っております。

チェリーランド、平成25年度から防犯カメラを設置していく予定をしておりますけれども、これについては寒河江警察署、さらには指定管理者の要望がございました。防犯あるいはその他の利用者の安全確保、いたずら防止、施設管理上の防火などの目的として設置を予定しているわけでもありますけれども、そういった意味で防犯カメラ、当然効果はあると認識しているわけでもあります。その一方でプライバシーなどの問題もあると認識をしているわけでもあります。そういったことで、設置に際しましてはプライバシーの保護についてのガイドラインなどを作成しながら、十分配慮していく必要が

あると考えているところであります。

お尋ねは最上川寒河江緑地についてどうかということでありませけれども、御案内のとおり、最上川寒河江緑地についてはこの4月から指定管理者による管理ということで全面的な供用開始を予定しているわけでありませけれども、現在、安全管理については4月から11月までの利用期間は常時2名体制でありませ。その他の期間においても最低1名の管理人が管理棟に常駐して安全管理などを行うという予定でありませ。ただ、阿部議員御指摘のように指定管理者が不在の早朝とか夜間について不在になるわけでありませるので、そういった時間帯については最上川寒河江緑地全体への車両の進入を規制していく必要があると考えているところでありませ。

御指摘のように最上川寒河江緑地、大変広大な公園でありませるので、24時間にわたって監視をしていくということにはなかなか難しい面があろうかと思ひませ。ただ、指定管理者に決定している団体からは施設管理用の監視カメラの設置というものを要望を受けているわけでありませるので、我々としては施設の安全管理あるいは事故防止等の観点からカメラの設置の必要性については今後状況を見ながら検討をしてまいりたいと考えているところでありませ。

○高橋勝文議長 阿部議員。

○阿部 清議員 わかりませ。

これからカヌー競技、練習場として拠点施設になるものと思ひませ。そして全国的に発信していくようなことになると思ひませが、県内外から多くの愛好者が来て多くの方が楽しまれると思ひませ。安全管理体制のためにも防犯カメラの設置をお願いしたいと思ひませ。

先ほども市長からプライバシーのガイドラインがあるということで話がありませ。やはりプライバシーも必要かと思ひませけれども、市当局としては安全性をある程度重視していただきながら設置をお願いしたいと思ひませ。

続きませ、3カ所の駐車場の機械による管理について伺いたいと思ひませ。

駅前ロータリー駐車場と駅前駐車場、そして本町駐車場が今年度から機械による管理に変わります。利用者が公平性を確保し、駐車場の適正管理を因るために機械による管理をするものでありませ。駅前ロータリー駐車場は送り迎えの車で朝夕は混雑し、駐車場には1日中とめてある車もありませ。また、交番西側にある駅前駐車場は満杯状態で一般市民の駐車スペースがとれないという話を耳にもいたしませ。また、本町駐車場はフローラ周辺の商店で買い物をするお客さんの車でいっぱいであれば喜ばしいことでありませが、そうではなく、迷惑駐車が多いとの話を伺ひませ。みんなの駐車場でありながら思うように利用できない状況であるとすれば、利用者が安全に使用でき、商売に少しでも効果があり、以前のように多くの市民が集まれる場所になってほしいと思ひませ。

そうなるには機械による管理によって使い分けてもらひ、利用者の安全対策や防犯にもなると思ひませ。今まで、駅前駐車場の鎖を壊された経緯などもありませ。機械による管理をするのであれば、駐車場内に防犯監視カメラの設置が必要かと思ひませが、市長の考えを伺ひたいと思ひませ。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども若干申しあげませけれども、新年度から駅前駐車場と本町駐車場の2カ所について機械による管理を予定してありませ。JR駅前の駐車場、3つ目の駐車場についてはJRといろいろ協議をしていかなきゃなりませんので、そこはまだ決定をしてありませ。ですから、新年度は2カ所、駅前駐車場と本町駐車場2カ所について機械による管理を予定してありませ。

ます。

駅前駐車場では北側部に入り口と出口に機械を設置して、本町駐車場については入り口3カ所、出口2カ所に機械を設置するという予定をしております。機械管理会社に委託をして24時間体制で対応するというので予定をしております。

出口ゲートに設置予定の料金精算機の中にトラブル対応用の内蔵カメラもつくということになっているようですが、料金トラブルが発生した際にそのカメラが作動するということになるカメラでありまして、通常議員御質問のような防犯カメラとは性質が違うものになろうかと思えます。機械を設置してそのうち一定の試行期間を経て本格実施と計画を予定しておりますので、その間の状況なども十分見せていただきながら防犯カメラの設置についても検討していかなければならないと考えております。

○高橋勝文議長 阿部議員。

○阿部 清議員 市長から駅前ロータリーは駅との話し合いがまだ必要だということですので、2カ所についてはよろしくお願いをしたいと思います。

やはり、テレビなどで見ますと防犯カメラによつての抑止力やそれから防犯カメラによつて犯人がわかるということが多々あります。1つには、パソコンなどで大きく問題になりました遠隔操作などの犯人も防犯カメラに映っており、逮捕されたという事例もありました。それから、二、三日前に東京吉祥寺で18歳の少年が金欲しさに22歳の女性をナイフで刺して逃走した、その姿が防犯に映っており逮捕につながったという事例などもありました。防犯カメラが映し出す映像を見ますとトラブルなどさまざまな場面が映し出されておまして、安全・安心のまちづくりのためには防犯カメラはぜひ必要なのかなと思えますので、よろしくお願いを申し上げます。

続いて、寒河江屋内多目的運動場について伺います。これから新築される屋内多目的運動場の設計の概要が示されました。チェリークア・パーク内に建設を予定しており、年度内の完成を目指しております。災害時には備蓄倉庫として使われますが、ふだんは屋内運動場として使われ、野球の練習やサッカーの練習に使われます。また、フットサルコート2面、テニスコート3面、ゲートボールコート4面がとれる広さになります。年間を通じて悪天候でも使用が可能で屋外競技の選手には待ち焦がれた施設でもあります。また、駐車場は100台の車が駐車できる広さであり、多くの選手や家族が集まれるものと期待をしております。また、使い勝手のよい施設になると思います。

チェリークア・パーク内には山形道サービスエリアやインターチェンジがあり、これから大きく変わろうとしている場所でもあります。スポーツ施設は、心身を鍛えるところであり、楽しむところでもあります。通常何も起こらないのが普通ですが、人が集まる場所はいろいろ犯罪の起こる要因にもあります。この新築される屋内多目的運動場内は施設により安全は確保できると思えますが、駐車場の犯罪や事故・トラブルを防ぎ夜間の犯罪や防犯管理をするために駐車場への防犯監視カメラの設置が必要と思えますが、教育委員長のお考えを伺います。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 お答えいたします。

屋内多目的運動場につきましては、年内のオープンを目指して現在建設に向けて取り組みを進めているところであります。完成後は多くの市民の方々に御利用いただくことを期待しております。

また、議員御指摘のとおり、場所柄といいますか、かなりの人々の行き交い、交流といったものが

見込まれるところでもあります。このようなことから、施設内あるいは施設周辺の防犯対策、特に駐車場等の夜間における対策が課題となります。こういった観点から、また今ほど市長答弁にありましたような視点も踏まえまして当施設への防犯カメラの設置について検討してまいりたいと思っております。

○高橋勝文議長 阿部議員。

○阿部 清議員 ありがとうございます。

やはり、どうしても夜間、それから早朝の誰も管理する方がいないときの事故それからトラブルというものは起きてからでは遅いと思いますので、よろしくお願いを申しあげたいと思います。

スポーツを通じて大人から子供まで楽しめるような施設づくりということを念頭に置いて、よろしくお願いを申しあげたいと思います。

通告番号12番、地域の防災力向上対策について伺います。

東日本大震災から2年を迎えようとしております。あの大震災からの反省や耐震強度問題により耐震工事や防災組織など、いつ来るかわからない災害に対し、住民の安全・安心の確保を急いでいるところであります。当市も市役所庁舎の耐震改修免震工事が始まりました。平成26年3月ごろまで工事が終わる予定をしておりますが、早く終了し安全を確保したいものであります。また、市民の防災に対する関心と防災に対する危機管理対策が急がれると思いますが、自主防災組織などの取り組みがおくれているように思います。喉元過ぎれば、などとはないと思いますが、地域によって防災の考え方にずれがあるように思います。まず、防災組織を促進させるためにも全地域が積極的に動き出すことが不可欠だと思います。全地域の防災マップ作成による地域住民の危機管理を引き出すことはできないでしょうか。

平成25年度の予算内示の第4章の中で、安全・安心で支え合う地域社会と快適な環境づくりの中で災害時における市民の速やかな避難所への誘導を図るため、平成25年度中に避難所看板を全地域に設置完了するとあります。また、地域支援として地域で行う防災マップ作成や防災訓練・防災講演会等の実施に対して支援するとあります。地域の防災力を高めるには大いに活用すべきものと考えます。昨年度より予算化された支援事業補助金の内容は地域の防災マップ作成事業には4分の3の補助があり、最高で20万円まで使えるようであります。また、防災訓練や防災などの研修会事業にも4分の3の補助があり、最高10万円まで使えるようであります。

防災訓練は体で覚え、防災に対する研修会や講演会は自分の知識としての蓄えになります。地震・水害・火事などの災害に幅広く対応するために、防災に対する知識は多いに学ぶべきであり、繰り返し実施する必要があると思います。地域によっては、防災マップを作成して多様に活用している地域があります。ただ、自主防災組織を組織しないと防災マップの詳細な部分がつくれないう話も伺いました。であるとすれば、市が主導して自主防災組織を積極的に推進して地域防災マップ作成などを進めるべきではないでしょうか。地域の人たちは地域のどこが安全でどこが危ない場所なのかを知り尽くしています。地域でわいわいがやがや話をまとめることにより、よい地域マップができるものと思います。

寒河江全町会に自主防災組織を立ち上げ、寒河江市のハザードマップとあわせた地域の隅々まで対応できる防災マップを作成し、寒河江市民が子供から老人まで安全に避難するための寒河江市ハザードマップと全地域マップとを組み合わせるものが必要と思いますが、市長の考えを伺います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 阿部議員から地域の防災力向上対策ということでお尋ねがございました。

寒河江市では御案内のとおり自主防災組織の組織率の向上ということについていろんな形で御支援を申しあげ、自主防災組織でありますから、地域の皆さんがみずからそういう組織をつくっていただくというのが基本でありまして、そうした組織化についていろんな形で支援を申しあげて組織率の向上を図っていただく、そのことが防災力の向上につながっていくということでもありますので、いろんな形で支援をさせていただいているところであります。防災資機材の整備についての補助金を交付したりということでもあります。

さらに、今年度からは先ほどもありましたけれども、既存の既にできている自主防災組織の活動にも新たに支援をしていくということで、その中でいろんな研修会、あるいは訓練、マップ作成などもさせていただいて、それに対して支援をさせていただくということにしているところであります。

御案内のとおり、3.11以来そういう地域の皆さんの安全・安心に対する気持ちというのは大きくなっております。寒河江の安全・安心、防災対策というものを非常に注目している、意識が高くなってきていることが来ておりまして、自主防災組織の組織率についても平成23年4月から25年1月までで18%も組織率が向上しているということになっております。先ほども申しあげましたが、25年度にはさらに10の組織が、10カ所で自主防災組織をつくっていただく予定になっているということでもあります。

防災マップの件についてお尋ねがあったわけでありまして、こうした補助制度を活用して昨年度は島地区で防災マップをつくっていただきました。今年度は清助新田の自主防災会で防災マップを作成していただいているところであります。

地域の皆さんでありますから、当然自分たちの地域の中で危険な箇所あるいは逆に安全な場所というのは十分把握しているわけでありまして、そうした情報を集約してまとめたものが地域の防災マップということになるかと思えます。

避難する場合の避難箇所を示すということと同時に、避難経路なども示していく、あるいは災害時要援護者の方、当然個人の方から承諾を得てでありますけれども、そういった方も記載されているのが防災マップであります。その防災マップを活用しながら通常の防災訓練をしていったりしているということが防災マップの効果というものもあろうかと思えますけれども、基本的には、そういうマップをつくっていく、あるいはつくったものを活用するという中で地域の皆さんがいろいろと情報を出し合いながらこうしたらいい、ああしたらいい、こういうほうがいいんじゃないかという情報交換をしていく、あるいはコミュニケーションを高めていくということが、ひいては地域の防災力の強化につながっていくと我々も思っているところでありますので、議員御指摘のように防災マップの作成に向けてまずは自主防災組織をつくっていただいて取り組みを進めていただきたいと思っているところであります。

また、既に作成しております洪水のハザードマップ、それから策定を予定しております土砂災害のハザードマップなどもございますので、そういったことを整備をしながら、家庭や地域全体として、そしてひいては寒河江の防災力の全体を向上していくと努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思えます。

○高橋勝文議長 阿部議員。

○阿部 清議員 今市長から島と清助新田での防災マップの作成を伺いました。他の地域でも先ほど話がありましたように援護者とか経路だけでなく消防団・自警団などがどうすれば自分たちの仕事が円滑にできるかというマップづくりをしているところもあるようです。幅広い中での地域の防災マップも必要なのかなと思います。ただ、現在、先ほど市長からありましたけれども、10カ所ぐらいのところでは新しく自主防災組織ができる。合わせますと約63団体ぐらいになるわけですが、201町会のうち各分館ごとの組織になれば201町会よりも随分少ない町会の、まだできていないところになるのかなと思いますが、やはり災害はいつ来るかわからないというところがありますので、やはりまちだけではなかなか寒河江市民全員が安全に避難できるような状況づくりはなっていないのかなと思いますので、ぜひよろしくお願いを申しあげたいと思います。

学校などでも今防災訓練、避難訓練ということで防災に控えての訓練を控えているわけですが、学校内部だけでの訓練であります。その子供たちを親のもとに安全に引き渡すことができ先生たちの役目が終わりなのかなと思います。子供たちを安全に親元に帰すためのマップなどもあれば非常に便利だなと思います。そして、そこに、前日も一般質問にありましたが、防災行政無線などができて市からの的確な情報が伝達できればきめ細やかな地域と学校と市が連携した安全・安心な避難ができるものと思っております。防災に対しましては市が主導的に、そして積極的に取り組んでいくことをお願いを申しあげます。

最後になりますが、市長から、それから教育委員長から御答弁いただきまして、まことにありがとうございました。質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

散 会 午後2時23分

○高橋勝文議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまでした。

平成25年3月7日（木曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 高橋勝文 | 議員 | 2番 | 阿部清 | 議員 |
| 4番 | 後藤健一郎 | 議員 | 5番 | 太田芳彦 | 議員 |
| 6番 | 國井輝明 | 議員 | 7番 | 沖津一博 | 議員 |
| 8番 | 工藤吉雄 | 議員 | 9番 | 杉沼孝司 | 議員 |
| 10番 | 辻登代子 | 議員 | 11番 | 荒木春吉 | 議員 |
| 12番 | 木村寿太郎 | 議員 | 13番 | 新宮征一 | 議員 |
| 15番 | 内藤明 | 議員 | 16番 | 川越孝男 | 議員 |
| 17番 | 那須稔 | 議員 | 18番 | 鴨田俊廣 | 議員 |

○欠席議員（2名）

| | | | | | |
|----|-------|----|-----|------|----|
| 3番 | 遠藤智与子 | 議員 | 14番 | 佐藤良一 | 議員 |
|----|-------|----|-----|------|----|

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------|------------------|-------|---------------------------|
| 佐藤洋樹 | 市長 | 渡邊満夫 | 教育委員長 |
| 兼子昭一 | 選挙管理委員会 委員長 | 高子武 | 農業委員会会長 |
| 犬飼一好 | 総務課長 | 菅野英行 | 政策推進課長 |
| 奥山健一 | 財政課長 | 船田一彦 | 税務課長 |
| 安彦浩 | 市民生活課長 | 富澤三弥 | 建設管理課長 |
| 山田敏彦 | 下水道課長 | 小野秀夫 | 農林課長(併) 農業委員会 事務局局長 |
| 宮川徹 | 商工振興課長 | 安孫子政一 | 情報観光課長 |
| 那須吉雄 | 健康福祉課長 | 阿部藤彦 | 子育て推進課長 |
| 横山一郎 | 会計管理者 (兼)会計課長 | 丹野敏幸 | 水道事業所長 |
| 安食俊博 | 病院事務長 | 荒木利見 | 教育長 |
| 工藤恒雄 | 学校教育課長 | 月光龍弘 | 生涯学習課長 |
| 大沼孝一郎 | 監査委員 | 大泉辰也 | 監査委員 局長 |

○事務局職員出席者

| | | | |
|------|------|-----|------|
| 丹野敏晴 | 事務局長 | 佐藤肇 | 局長補佐 |
| 佐藤利美 | 総務主査 | 兼子亘 | 総務係長 |

議事日程第3号

第1回定例会

平成25年3月7日(木曜日)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、3番遠藤智与子議員、14番佐藤良一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

○高橋勝文議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成25年3月7日(木)

(第1回定例会)

| 番号 | 質問事項 | 要旨 | 質問者 | 答弁者 |
|----|------------------|---|------------|-------|
| 13 | 市内小学校の再編整備計画について | (1) 教育環境の適正規模について (2) 再編整備による費用節減効果について | 9番 杉沼孝司 | 教育委員長 |
| 14 | 特別支援学校の誘致について | (1) 特別支援学校の誘致活動について (2) 小・中・高一貫教育のできる施設の誘致活動について | | 教育委員長 |
| 15 | 模擬議会の開催について | 市内の小・中・高校生による模擬議会の開催について | | 教育委員長 |

| 番号 | 質問事項 | 要 旨 | 質問者 | 答 弁 者 |
|----|-------------------------------|--|-------------|-------------|
| 16 | 交通事故防止の観点から安全な道路管理について | (1) 夜間照明、設置の工夫について (2) 街路樹管理の徹底について (3) 電柱の民地への移設について | 16番 川越孝男 | 市長 |
| 17 | 市職員の退職後の市関係団体を含めた部署への就労状況について | (1) 管理職・一般職毎の過去5年間の実数について (2) 市、県職員等の退職後(天下り)就労状況(ポスト及び前職)について (3) その採用方法について (4) 市職員の再任用制度に向けた市の対応について | | 市長 |
| 18 | 「ポスト花咲かフェア」の実施について | 10年間開催された花咲かフェア(イベント)の市内経済に対する波及効果について、市民の実感が少ない。その課題・反省点は何か。今年の事業にどう生かすか。 | | 市長 |
| 19 | 特別支援学校仮称「西村山分校」設置について | 通学する児童・生徒や保護者の負担も含めて、将来を展望した場合の市長並びに市教委の考え方について | | 市長 教育委員長 |
| 20 | 教育の諸問題について | (1) 虐め・体罰・言葉の暴力等の調査、現況、対策について (2) 学校給食のアレルギー対策と現況について (3) 小中学校児童・生徒用机更新事業の詳細について | 11番 荒木春吉 | 教育委員長 |
| 21 | 市政一般について | 地方自治法改正に伴う基本構想について | 15番 内藤明 | 市長 |

杉沼孝司議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号13番から15番までについて、9番杉沼孝司議員。

○杉沼孝司議員 おはようございます。

立春も過ぎ、虫が地中から飛び出す啓蟄も一昨日過ぎました。だが、各地でまだ豪雪の被害が報道されております。当市においても、昨年に続き死亡事故や落雪による事故も発生しており、今後融雪期に入れば果樹や施設への被害、雪崩の危険もあることから市民には注意喚起を促していただきたいと思っております。

私は、新政クラブの一員として、通告番号に従い一般質問に入らせていただきます。

通告番号13番、市内小学校の再編整備計画について伺います。

我が市の教育行政の方針は「夢集い 人・緑かがやく さくらんぼの都市 寒河江」の実現を目指し、「新しい時代を切り拓く人づくり」を基本に、市教育委員会を中心に各学校の校長先生を初め先生方が日々鋭意児童生徒の教育に取り組んでいただいているところ、大変感謝申し上げます。

さて、本市には今春に白岩小学校と統合となる予定の田代小学校を含め、小学校11校、中学校3校がありますが、少人数の学校も何校かあるのではないのでしょうか。

私はこれまで何度となく人口減少、少子化対策について一般質問等を通じ意見提言をしまいましたが、少子化の進行はとまらないようであります。この少子化の進行により、全国的に学校の統廃合が進んでおります。学校の統廃合には、児童生徒や父兄はもとより地域の盛衰にもかかわることから、唐突な統廃合等は地域や父兄、児童生徒との信頼関係が損なわれ学校運営に支障を来すおそれがあります。人口減少、少子化対策には国を挙げて取り組んでいるところでありますが、それでも少子化傾向は今後も進行するものと考えられます。

そのようなことから、当市においても時を失することなく早期に計画的に関係する人々との信頼関係を損ねることなく進めなければならないと考えるところであります。その結果、空き校舎が出た場合の利活用は地域振興のためにも同時に進めなければならないと考えられますが、まずは教育環境の適正規模としての1学校の児童生徒数はどれくらいと考えているのか、教育委員長にお伺いいたします。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員会委員長。

○渡邊満夫教育委員長 おはようございます。

杉沼議員から教育環境の適正規模についての御質問がございましたので、お答え申し上げます。

本市におきましては、各学校それぞれ地域との密接な連携のもとに教育活動を行ってまいっております。自然や文化、人々とのかかわりといった地域に根差した教育実践こそが各学校の特色ある教育活動を可能にし、すぐれた学校文化をつくり上げてきました。学校の規模はさまざまありますが、本市におきましてはこうした地域の支えを受けて、たとえ小規模な小学校であっても大きな教育効果を上げておるところであります。

議員からは、学校の適正規模としての児童生徒数という御質問がありましたけれども、本市のこうした実情から一律に1つの学校の適正規模は何名以上といった基準については定めていないというのが現在の状況であります。しかしながら、日々の授業において子供たちが学ぶ集団として1学級における一定程度の規模はぜひともに必要なものであります。多様な考えの中で、自分の考えを確かめたり、他の生徒の意見を認め合ったりという学び合いによる学習の深まりが持てる、こういう授業は特にこれからの社会を生き抜く子供たちに思考力・判断力・表現力を育成し、その土台となる人とかかわる力を育てていくという意味で強く求められております。

こうした基本的な考え方に基づき、現行の教育振興計画におきまして学ぶ集団規模の適正化の推進としてお示ししているところであります。教育委員会といたしましては、まずは過小規模校の解消、子供たちが学ぶ適正規模の環境整備と捉えまして、現在も取り組んでおるところですが、今後とも取り組みを進めてまいりたいと考えておるところであります。以上であります。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 答弁の中では、現行の教育振興計画に学ぶ集団の適正規模化の推進とありまして、さらにはという答弁をいただきました。さらには、過小規模校であっても大変立派な方を輩出しているという御答弁でありますけれども、それでもやはり過小規模校だけを対象にしていたのではやはりいざ今度は統廃合するというときにはたちまち一、二年のうちにしなければならぬとか、そういう結果につながってくるんじゃないかということが考えられます。したがって、現行の教育振興計画はことしで7年目になると思ったんですけども、やはり今のうちから次期振興計画の中にも過小規模校だけを対象にするんじゃないかと、もう少しくりを大きくした中でしていかなければならぬんじゃないかと、生徒に対する授業というのは教育だけでなくて集団生活とか活動といったものも育成するところではないのかなと思うところであります。

それらから見ますと、現在は1クラスの人数とか学校の人数というのは決めていないということですが、それらから見ますと1クラス何人くらい必要なのかなというのも出てくるんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員会委員長。

○渡邊満夫教育委員長 ただいま私の答えたのは現行の振興計画をもとにお答え申し上げたわけですが、当然に子供たちの学びの環境を整備していく、よりふさわしいものにしていくというのはまさしく私どもの大きな責務、課題であります。

そういう意味で、当然に子供の減少ということも考えていかねばなりませんし、また学校を取り巻く教育環境の変化も当然私どもとしては認識していかなければならないと考えておるところであります。

現段階では抽象的なこときり申し上げられませんが、今後こういうかかる問題につきましては当然学校あるいは地域の方々、保護者、教育関係者あるいは専門家、ましてや当然のことながら市民の声ということをお聞きしながら事柄上より丁寧により慎重に検討してまいらねばならないと思っております。

なお、具体的な学級規模という御質問もございましたので、この点につきましては実際に経験を有しております教育長からお答えを申し上げます。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 お答えをいたします。

学校というのは集団でまたは集団を通して子供たちを育てるという性質を持っているんだと思います。そういう意味で、学校の教育活動が学習面だけでなくて生活面においても集団の中で子供たちを育てているということは議員が御指摘されたとおりでと思います。学級というのは学習集団という性質も持っているわけですし、生活集団という性質も持っているわけで、学習と生活が一体となった集団でありまして、その中で子供たちは多くのことを学んでいるんだろうと思っております。集団規模が少なければ、少ないよりは多いほうが良いとは思いますが、したがって基本的に生活面から見た適正規模が何人でなければならぬという、そういう一律の基準もないんだと、いろんな考え方があるんだろうと思います。

大規模校であれば学級の中で切磋琢磨することができる人数が多くいるというよさもあるわけでありまして、小規模校であれば学級を超えた縦割りの1年生から6年生までの中で異学年の交流がしやすく、そういった面で非常に思いやりのある活動を組むことができるというよさもあるわけであり

ます。それぞれのよさを生かしながら、今寒河江市のそれぞれの小学校では教育活動に取り組んでいるんだろうと思っています。

しかし、学習面だけではなくて生活面においても特に非常に少ない学校、過小規模校と、こういうふうに言うんだと思いますが、そういった中では人間関係が非常に固定化しやすいというか、少人数ですので、多くの人との触れ合いがなかなかとれないといった制約もあって、限られた活動にならざるを得ないという面のデメリットもあるんだと思っています。

私たちが教育委員会で示している学ぶ集団の規模というのは、学習集団だけでなく生活集団という両面から踏まえた考え方を示していると御理解いただければと思います。以上です。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 学ぶ集団ということで行っているんだということでありましたけれども、過小規模校、例えば近隣の市町村でも結構な人数の中でもやはり統廃合等やりながら進めてきているところもあるわけでありますから、ただいまの理想的なところは非常にいいわけでありますけれども、極力今後はもう少し大きなくりの中でも考えていただければと思います。

次に、再編整備による費用節減効果について伺います。ただいまの学校の再編整備、これらもかかわるわけでありますけれども、まず平成25年春にグランドオープンする最上川寒河江緑地、いわゆるカヌー場であります。さらには、平成25年度内完成を目指して整備を進める予定の屋内多目的運動場の建設と、さらに先日説明を受けましたがランドマークとしての寒河江公園再整備計画、市民からの強い要望もあり、市勢発展のためにはどれも欠かすことのできない事業ばかりであります。

これらにかかわるメンテナンスや管理運営に要する費用等は、現時点で管理運営費がはっきりしているのは最上川寒河江緑地、いわゆるカヌー場関係の指定管理者の2,325万8,000円だけであり、今後各施設の運営費に相当大きな資金が必要になってくるものと考えられます。行財政改革の中でも市民の要望に応え、施設の設置もふえる中、今後考えられる改革の中で費用の節減もさらに考えなければならぬところであります。

その中で、市内小学校の約半数程度の再編整備を行うことにより、施設の維持管理費等相当大きな費用の節減になるものとも思います。その効果についてどのように考えられるのか、教育委員長にお伺いいたします。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員会委員長。

○渡邊満夫教育委員長 再編整備によります費用節減効果についてのお尋ねがございました。

先ほども申しあげましたけれども、学校の再編整備につきましては、私どもとすれば子供たちが学ぶ上で教育効果が最大限に発揮できる、そういう環境を整備する、そのことが基本的な務めといたしますか、考えるべきことだろうと思っています。

本市の、各学校それぞれが地域との密接な連携のもとに教育活動を行っております。このことは、議員からもお話がありましたように学校の統廃合が児童生徒・保護者のみならずそれぞれの地域に大きな影響を与えるということを示しているものであるかと考えます。したがって、これを申しあげたところですが、統廃合については十分な検討を行った上で保護者や地域の方々の意見はもちろんでございますけれども、市民の皆さんの声をもお聞きしながら丁寧に慎重に進めていく必要があると、まずは考えております。

統合によりまして、これは当然のことだろうと思いますが、確かに費用節減の効果はあろうかと思

います。ただ一面、地域にとってあるいは地域から見る学校というものは長い歴史の中でいつの時代もその文化の中心であり、地域社会を成り立たせるといいますか、人間形成の中核を担い、また地域統合の象徴とも言うべきものでありまして、地域のサイドから見ますれば特別な価値を有するものではないかと思っております。こうした地域における学校の存在、重みというものを考えますと、議員がおっしゃるような形での費用節減という観点から統廃合を捉えていくということはなかなか困難であるということも御理解いただきたいものだと考えておるところであります。以上であります。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 ただいまの答弁には、学校というのは地域における大切な存在になっているということからなかなか統廃合というのは経費の面からもできないということだろうとは思いますが、それでも先ほど申しあげましたような教育に関係するところの費用も、市民の要望や何かもあることもありながらどんどんふえているということも考えていつていただきたいものだなと思っております。

学校の再編整備に教育効果が発揮できるようなということもありますけれども、それは先ほども申しあげました小学校の適正な人数をということからなかなか難しいということでもありますけれども、教育は人材育成ということから費用ではないということなのでしょう。

しかし、寒河江市の振興計画の中では過小規模校だけを対象としているようでもありますし、よそを見ますとそういう過小規模校だけでなく行っているところもあるようです。これは二、三年先ということだけでなく、5年もしくは8年と少し長い先を見越して行っているようにも見えますが、その辺も今後は考えていかなければならないんじゃないのかなと思うところでもあります。こういうその経過の中で、結果的に費用の削減効果も出てくるんでないかなと思うのでありますが、この点はどういうふうにお考えされるのかお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員会委員長。

○渡邊満夫教育委員長 確かに、計数的に節減効果といいますか、費用効果というものは生じるものだと思いますが、繰り返しになりますけれども、かかる問題、対応につきましては申しあげましたようにいろんな方面、いろんな関係者、何よりも市民の方々からの声をお聞きしながら丁寧に進めてまいりたいと考えているところでもあります。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 市民の声を聞きながらということでもありますので、できるだけ二、三年でしなければならぬとならぬということにならないように、例えば田代小学校の場合も1回いつ、余りにもあは唐突でなかったのかなという感じもするんです。そんなこともありますし、そういうものでなくて少し先に長いスパンを置きながら、市民の方とあるいは地域の方との話し合いも十分しながらやっていただく。それも私が思うのは、過小規模校だけということじゃなくてももう少しその辺もくくりを広げた中でしていくべきではないのかなと思いますので、ひとつ遅くならないような中で話し合いを十分する時間のないようなことのないように今後お願いしたいものだなと、その中で経費の削減も出てくる。金を使うなというんじゃないでそういうところを出たものは違うほうの教育にもどんどん使っていかなければならないと思うわけでもありますので、よろしくお聞きしたいと思います。

次に、通告番号14番、特別支援学校の誘致活動についてお伺いしたいと思います。

山形県が設置運営を行っている特別支援学校があります。最近、特別支援教育へのニーズが高まっ

ている中で、県内には各地域に養護学校等を含め現在13の学校が設置運営されておりますが、村山特別支援学校の児童生徒が著しく増加していることから県教育委員会では特別支援学校の再編・整備を計画したようであり、このことについて、先日の議員懇談会において教育長より説明を受けたところですが、当市や西村山地域、西置賜地域には特別支援学校がなく特別支援教育プランでは居住地にできるだけ近くに整備することが基本にあること。この中で学校未設置地域である西村山地域と西置賜地域への分校の設置を計画したようであり、当市にも県教育委員会より設置について事前調査や意向調査あるいは相談はなかったのか、誘致活動はどうされたのか、その時期はいつごろだったのかを教育委員長にお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員会委員長。

○渡邊満夫教育委員長 特別支援学校にかかわります経緯、誘致についてのお尋ねがありましたのでお答え申しあげます。

このたびの県立特別支援学校再編・整備の計画につきましては、県教育委員会のもとに設置されておりました特別支援学校再編・整備検討委員会が昨年9月に出した報告書に基づいたものとなっております。この中で、議員からお話がありましたように、現在空白区となっております私どもの西村山地区にも分校または分教室といった形で知的障害特別支援学校を設置すべきという方向性が出されたところでもあります。

現在、本市から山形市などの知的障害特別支援学校に通学している児童生徒は小学部から高等部まで合わせて19名の子供たちがおります。本市ではこうした遠距離通学の負担軽減のため保護者会を通じましてタクシー通学に係る経費の補助を行っておりますが、長い時間の通学そのものが障がいのある子供たちにとっては大きな負担でありまして、できるだけ近い場所で学べるということが保護者の大きな願いでありました。したがって、昨年10月でございますけれども、市長と教育長が直接県に出向きましていち早く要望書を提出したところでもあります。

要望の内容といたしましては、1つは特別支援学校の早期の設置、2つ目に寒河江市への設置という2点であります。寒河江市への設置ということにつきましては、本市が交通の要衝にあり、各町からの通学の利便性が高いこと、特別支援学校相当の児童生徒が本市に最も多いこと、障がい者雇用に理解のある企業が多く就労先や高等部の実習先としても期待できること、本市には学校の設置場所として活用可能な県の施設や県有地があることを理由として挙げたところでもあります。

一方、県教育委員会のほうでも西村山地区への設置は喫緊の課題として位置づけられておりまして、同じく10月に関係市町を集めた特別支援学校再編・整備計画に関する説明会が開催されました。この説明会の中では、早期に設置するという観点から校舎の新築ではなく既存の空き教室や空き校舎を活用していきたいという方向性が示されました。本市といたしましては、さきの要望書に沿って重ねて要望してまいったところでありましたけれども、最終的には早期設置ということを最大優先させる形で空き教室や空き校舎を活用した設置が県の方針として決定されたところでもあります。

その後、県教育委員会でも各市町から出された空き教室、空き校舎についての調査・検討を行った結果、最終的にはこの2月に本市小学校の一部の空き教室を知的障害特別支援学校小学部の分校として活用したい旨の依頼があり、現在その方向で取り組みを進めさせていただいております。以上です。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 昨年のこの前の教育長からの説明の中でも、昨年9月に検討委員会から出された報告書によりまして、そして説明があったと、そして10月に県にただいま御答弁ありましたように10月に要望書を県に提出したということでありまして、県では早期に設置という観点から既存の空き教室や空き校舎ということでありまして、その要望書を出す時期ですね、そういう運動の時期でありますけれども、県の教育委員会では特別支援教育推進プランを作成したのが20年10月、そしてそのプランを進めて、プランに沿って進めてきた結果、特別支援学校に希望する児童生徒がふえてきたということから、平成23年度、再編・整備に関する検討委員会、ただいまありましたように設置されたようであります。

その検討事項の中には、既に平成23年度から特別支援学校のない西村山地区と西置賜地区では遠距離通学により、先ほどもありましたけれども、時間的精神的に非常に苦勞している児童生徒と保護者がいることから、これまで県内4ブロックであったものを生活サービスや買い物などができる生活圏域での特別支援学校の設置もあったようです。いわゆる平成23年には既に再編・整備が進められていたわけでありまして。先ほどの御答弁にありました昨年10月に直接県に要望書を提出したとありましたが、それでは遅過ぎたのではないかとと思うところですが、この点はどうなんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員会委員長。

○渡邊満夫教育委員長 今ほど答弁申しあげたところでございますが、私どもとすれば県の一つの検討会の結果を待って県も動き出したということでありまして、時期的に見ればいち早くという認識でおるわけでありまして、この点、現に要望あるいは現在取り組んでおります教育長から答弁を申しあげます。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 お答えをいたします。

9月以前の経過についても若干申しあげたいと思いますが、以前は寒河江市内の重い障がいのある子供たちはどちらかというと主に新庄養護学校に入学しておったのであります。新庄養護学校ないしは米沢養護学校という、村山内陸に2つの養護学校がありまして、そこに主に寒河江地区の人は新庄養護学校と、こういうことであります。非常に遠いので、子供たちは寄宿舎に泊まりながらの通学ということ余儀なくされたのであります。家から通える特別支援学校を設置してほしいというのが保護者、学校関係者、そして私たち市町村教育委員会の教育行政にかかわる人たちの強い願いでありまして、村山地区にもぜひ特別支援学校を設置してほしいという要望書も県に出された経過があります。

そういうことを踏まえて、県教育委員会では平成20年度、今から5年ほど前になるわけでありまして、山形市に村山特別支援学校、村山市に村山特別支援学校楯岡校を設置した経過がございます。このことによって、子供たちは自宅から通えるようになったということで寒河江市内からも今までより以上に子供たちはその学校に在籍するようになったわけでありまして。

先ほど申しあげましたように、市といたしましても遠距離通学の負担軽減のためのタクシー通学にかかわる経費の補助を行っているところであります。

自宅から通えるということで、1年目は総人数も定員には達しなかったわけでありまして、2年目、3年目、4年目となるとその特別支援学校に対する保護者、地域の理解が深まってどんどん

そこに入る子供たちが多くなっていった結果があります。そして、3年ぐらいたった一昨年ころあたりから、特別支援学校の児童生徒の増加によって教室が不足するという課題が出てまいりました。そういうことも踏まえて県としては平成23年7月から再編・整備検討委員会を立ち上げて再編・整備のあり方について検討してきたと、子供たちの入学の推移を見ていくと、これからまた5年先ぐらいまではどんどん通学する子供たちがふえていくだろうという予測の中で、どういうふうにして再編・整備をしていくのかということが検討課題だったとお聞きしております。

そして、先ほど申しあげましたように、昨年9月に報告書が出されたところであります。自宅から通えるとはいっても山形・楯岡という長い通学でありまして、子供たちにとっても負担であり、できるだけうちに近い地域で学ばせたいというのが保護者にとっての大きな願いであるというのは、私たちも十分承知しているところであります。

そういったことも踏まえて、ことし5年たちましたけれども9月に県の考え方が示されて、そのことを踏まえて私たちはいち早く要望をさせていただいたという経過があるわけでありまして。ですから、平成20年に新しい学校が村山地区にという要望が実現して、その中で5年が経過して、子供たちは通っているんだけど、通学の補助はしているんだけど、やはり通ってみれば非常に長い時間の通学の時間があるということの課題も見えてきたという段階で今回こういった考え方が出された。そういったことを踏まえて私たちも親の願いを踏まえたときにいち早くそれは要望すべきであるという思い、考えに至って今回の10月の要望ということになった経過がありますので、御理解をいただければと思っております。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 平成20年から運動というか要望はしてきたと。私は、要望が寒河江西村山地域に要らないということではなくてやはり、この次に申しあげますけれども、一貫校としてもできるような施設、できるだけ早くつくってほしいという観点から、もっと早くから、検討委員会の大体結果が出てからというのは、もう県教では絶対曲げないというのが苦い経験もしているわけでありまして。したがって、やはり検討委員会で検討しているうちから要望はもっと強く出さなければならぬんじゃないかなと。

そういう状況などにつきましても、情報の収集分析、これが大変重要なものではないかなと思うところであります。それらに対して迅速な対応が重要だということは十分おわかりのことと思っておりますけれども、我々議員と比べれば当局は人員から情報収集方法から雲泥の差があるんじゃないかと思うわけですね。したがって、そういう観点からも、もう少し機敏に対応して政策への対応を迅速にさせていただくようお願いしたいと思うところであります。

次に、同じ特別支援学校のことでもありますけれども、小中高一貫教育のできる施設の誘致活動についてお伺いしたいと思います。

県でも県教で考えていることもやはり小中高一貫教育というものが基本の中にあるようであります。したがって、当市には平成25年から募集停止になった県立寒河江高校の果樹園芸科のある高松農業校舎があるわけでありまして。高校再編整備計画の中で、県内西村山地域の基幹産業である農業、特に果樹の振興には欠かせない学校でありましたが、存続運動がおくれたのか、情報のキャッチが遅かったのかわかりませんが、全市挙げての存続運動のいかにもなく募集停止になってしまいました。これは、高校再編に対する情報のキャッチがおくれたのも一因ではないかと考えられました。

特別支援学校の整備方針の中には地域住民との交流活動による良好な関係を維持するともあるようですが、農業校舎は地域内の保育所や小学校との交流、山形市の霞城学園高校との交流授業など情操教育の一翼も担ってきたものではないかと思えます。今回の特別支援学校の西村山地域の設置は小学部と中高学部を別々に設置するようでありますが、県有施設でもある農業校舎を活用した小中高一貫教育ができるよう誘致活動を強力にすべきと思うところであります。

あるいは、小学校は先ほどありましたように県や市の教育委員会で考えているような市内の小学校を活用し、中高等部は県有地を活用した小中高一貫教育を提唱し、誘致活動をもっと強力にすべきと思うが、どうでしょうか。その点についてお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員会委員長。

○渡邊満夫教育委員長 特別支援学校の小中高一貫教育と寒河江高校高松校舎への誘致という御質問を頂戴いたしましたので、お答えを申し上げます。

特別支援学校につきましては、将来的な子供の自立に向けましてその指導内容、指導方法の両面から見ましても段階を経て指導できることが望ましいということは当然でありまして、小中高が同じ校舎で学ぶ議員お尋ねのいわゆる小中高一貫校の設置、これが理想的であると私どもも考えております。

先ほども申しあげましたとおりでございますが、今回の西村山地区への分校設置は喫緊の課題であることから既存の空き教室を活用することにより平成26年度からの小学部の開設が可能となるというものでございます。長時間通学の負担につきましては、学校に通い始める小さいお子さんほど子供ほど大変であると思えますので、小学部の子供たちが市内の学校に通うことができるようになるということはその面に関すれば極めて意義のあることと考えております。

なお、県の教育委員会では開設後も在籍する人数などの子供たちの数などの状況を見ながら、おおむね5年ごとに設置のあり方の見直しを行っていくと伺っておりますので、将来的には中学部、高等部をあわせた特別支援学校を新たに寒河江市に設置するという考え方に沿って今後の推移状況をよく見きわめながら適時的確に対応してまいりたいと考えております。

後段の高松農業校舎にということに関しましては教育長より答弁を申し上げます。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 今、委員長がお答えしましたように、小中高一貫校の設置というのは私どもといたしましても大変望ましい姿と考えているところでありまして、その上で将来的な設置に関する要望のあり方ということになるわけでありまして、議員から御指摘のありました寒河江高校高松農業校舎につきましては設置者である県または高等学校あるいは関係者、関係団体のそれぞれの意向もあろうかと思えます。寒河江市の高等学校の未来を考える会などの活動もあるわけでありまして、今それぞれの果樹園芸科がなくなった後の農業教育の充実をどうするかということで懸命に考えている高等学校のところもあるわけでありまして、市の教育委員会といたしましては、まずは平成26年度の小学部の開設に向け適切な準備を進めてまいりたいと思っておりますが、その後将来的な要望のあり方につきましては関係する方々の御意見をお聞きしながら十分な連携や調整を行った上で進めてまいりたいと考えているところであります。よろしく申し上げます。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 何だかもっと早く終わらと思ったんだけど、時間がかかってしまいましたので、ちょっとはしょってまいりたいと思えます。

ただいまの小中高一貫教育のできる施設、私は高松の農業校舎と申しあげてまいりましたけれども、ことしから募集が停止になり来年、今2年後にはいなくなってしまう。しかし、いなくなってもまだ左沢高校に、総合学科で1年生は全員が農業実習をするんだという計画であそこはまだ使うという計画もあるわけでありましてけれども、2年生になりますと選択制になりまして、どれくらい果樹園芸とか農業の関係に残る者があるのかなといたしますと、残念ながら余りいないんじゃないかなと。本当は私も残していきたい、私の母校でもありますから。しかし何も使わなくなったからどうしましようかではもう遅過ぎるんじゃないか、早目に手を打ちながらいろんな今後の活用にしていかなければならないんじゃないかと思ったところであります。

したがって、今後も5年ごとに設置の見方もしていくということなどもあり、そしてまた近くに特別支援学校ができれば理解も深まってまた人数もふえてくるんじゃないかなということもありますし、引き続き運動していただいでできるだけ早く、何も高松の農業校舎ということだけでなく一貫校を寒河江市内に、交通の便もいいわけでありまして、していただくように引き続き誘致活動に頑張ってくださいようお願いを申しあげまして次に移らせていただきたいと思っております。

次に、通告番号15番の模擬議会の開催についてであります。

市内の小中高校生による模擬議会の開催について伺います。当市議会では、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会、市民に身近な信頼される議会を目指して昨年7月1日に市議会基本条例を策定いたしました。

寒河江市の教育行政の一般方針の一つとして「新しい時代を切り拓く人づくり」を位置づけ、その中には「学ぶ場があるまちづくり」「道徳心、社会性を育むまちづくり」「いのちと心を育む、食育を推進するまちづくり」等があります。市内には平成25年度、小学校5・6年生で829名ほど、中学生は1年生から3年生までで1,275名ほど、高校生は1,200名ほどの児童生徒がおるようであります。これらの児童生徒は将来の日本を、山形県を、最も身近な当市を背負っていく若者に成長していく人たちであります、豊かな心を持ち、想像力に富む人間へと成長してほしいものであります。その過程の中で、行政や議会活動への理解と興味を持ってもらうことも大変重要なことと思っております。その方策として、社会学習の一つとして小中高校生を対象とした模擬議会を開催してみたいかでしょうか。お伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員会委員長。

○渡邊満夫教育委員長 模擬議会の開催についての御質問がありましたのでお答えいたします。

この模擬議会につきましては、本市におきましても平成17年、18年の2カ年にわたりまして青年会議所の主催によりまして学生議会として開催されたということをお伺しております。この学生議会は平成17年度を例にとりますと、市内中学生を対象とし、49名の応募者から当時の議員の皆さんの定数と同じ21名が選ばれ、寒河江市のまちづくりに関する質問や提言を行うといった内容で開催されております。議員の御指摘のとおりでありまして、こうした取り組みを通じて本市の未来を担う子供たちが身近な政治に対する課題意識を持ち、主体的に考えるということは極めて重要なこと、価値のあることだと思っております。参加した生徒にとっては貴重な体験をしたのではないかと感じております。

一方、こうした議会、これまでの例から見ますように、全ての生徒ではなく代表の生徒が参加するという形にどうしてもならざるを得ないと思っております。そういうことから、教育委員会が主催し、学校の、何ていうんでしょうか、教科というんでしょうか、教育活動の中に位置づけるということはないか

なか難しいと現時点では考えております。

意欲のある児童生徒にこうした機会をいただくということは、私どもの教育サイドから見ても大変ありがたいことですので、こういう企画がなされ実施されるということについては、可能な限り協力をさせていただきたいものだと考えております。以上であります。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 可能な限り協力させていただくという、そして学校としてはなかなかできないということのようではありますが、私は正しい政治、行政というものを地域のあるべき姿というものを覚えてもらうのも小中高生時から模擬議会等を通じて覚えている、覚えるということも社会科学習の一環として有効な手段の一つとっております。

酒田市のある学校では、社会科学習の一環として実施してことしで8回目を数えている学校もあるようです。本市では、先ほどの答弁にありましたように、可能な限りという御協力ということでもあります。ですけれども、市内のいろいろな団体より依頼のあったときにはぜひ御協力くださるようお願いをいたしまして私の質問を終わりたいと思います。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は10時45分といたします。

休 憩 午前10時28分

再 開 午前10時45分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川越孝男議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号16番から19番について、16番川越孝男議員。

○川越孝男議員 通告に従い順次質問をいたします。

通告番号16、交通事故防止の観点から安全な道路管理について伺います。

市内には国道、県道、市道などがあり、道路管理者もそれぞれ違っているわけではありますが、交通事故をなくすという共通した課題があります。これまでもそれぞれ取り組まれているわけではありますが、一歩突っ込んでお伺いをしてまいりたいと思います。

1つには、夜間照明設置の工夫であります。一昨日も取り上げられておったわけではありますが、交通死亡事故の多発ということから事故を減らすためのモデル路線として寒河江の石山鉄工所から陵南中学までのあの道路、一昨日も話がありましたように議会でも全員で現場を見たりしているわけではありますが、その道路でも感じるわけではありますが、夜間照明の設置について少し工夫をすべきだと思うんです。

というのは、あの道路、石山鉄工所のほうから陵南中学校に向かっていく場合、左側の歩道のほうに街灯がずっとついているんです。今回、一部右側にも設置になりました、つい最近。そしてその道路を通る際、特に雨降りの夕方などから夜にかけて自分のライトで前は明るくなるわけです。そして街灯もあるわけです。後ろから後続車がいったり、あるいは対向車がいると、右側から横断している人も見えるわけではありますが、これが後続車や対向車がない場合にどうしても暗くて見にくいという状況があります。私も何回かあそこ、夜通りにながら車来るときと来ないときを通過しながら

見ているんですが、そういう意味では非常に暗くて視界が悪くなり横断者の発見がおくれるなど危険度の度合いが増しているから、やはり左側だけでなく両側に、交互にでもいいですのでつけるということにおいて全体的に人間の視界がきくのではないかなという思いをしていますので、ぜひそういうことを御検討いただきたい。

そしてあそこは県道でありまして、県道は後でまた触れますけれども、県でということになるのかもわかりませんが、やはりセンターラインのある市街地の道路などについてはぜひそういう形で両側に照明が設置になるようぜひ検討していただきたいと思いますが、このことについてまずお尋ねをします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

川越議員の御質問にお答えを申し上げたいと思いますが、交通安全全般にわたっては御案内のとおり寒河江市の対策として第9次の交通安全の計画というものを一昨年つくらせていただいて、その中で市民の皆さんに対する交通安全思想の普及でありますとか安全運転の確保、そして御質問にもありましたけれども、道路交通環境の整備というようなことを中心に、効果的な施策を総合的に展開してきているところであります。

先ほど御質問にありました昨年11月9日の県道元町高屋線で発生した死亡事故でありますけれども、夕方5時過ぎの薄暮時に道路横断中の90歳のお年寄りが左から走ってきた軽自動車にはねられるという事故でございました。事故の後に、関係者が集まって緊急の対策会議というものもさせていただきましたけれども、その中では地域の方々から、御質問にもありましたけれども、道路が暗いことが交通事故の原因なのではないかというようなこと。それから道路側も車道側もぜひ明るくしてほしいという御意見が出されているところであります。

御案内のとおり、先ほどもありましたけれども、道路の照明というのは道路管理者が設置管理する道路照明のほかに、市が設置をして地域の町会などが管理する防犯街路灯というのがありますが、緊急の対策の会議の御意見を受けて1月に現場付近の道路に車道側に向けて3基のLED防犯街路灯の新設を行わせていただきました。先ほどありましたけれども、また、平成25年度においても御案内のとおり既存の防犯灯をLED化するという事業を展開していく中で新規の設置なども予定させていただいているところであります。

今後、先ほど御質問にありましたけれども、センターラインのあるようないわゆる広い道路などにつきましても、地域の皆さんとともに協議をしながらそういった街路灯、防犯街路灯の設置などについても鋭意検討していかねばならないと思います。

ただし、これはあくまでも防犯上の街路灯というのが基本的な目的の街路灯であります。交通安全ということになれば、その目的は街路灯は副次的な意味ということになるわけでありまして、道路照明という本来の目的の街路灯についてはぜひそういった照度のあるものを設置をしていかなければならんと考えておりますし、また国や県、国道や県道などについても道路管理者にそういう道路の照明、街路灯というものの設置について働きかけをしていくということを進めていかなきゃならんと考えているところであります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 今、市長からも答弁あったし、一昨日もあったわけでありましてけれども、市は市道の

道路管理者というのは当然なわけでありまして、そして市の道路管理上の照明設置責任というか責務というのは、市道の交差点であるとか橋であるとかトンネルとかそういうものでありますということが一昨日も述べられました。また、市民生活上とか防犯上必要とされる街灯や防犯灯とは区別されるべきだというのは今の市長のお話でもありました。

しかし、そういう点が市民には理解されないんだと思うんです。もちろん、予算上はそういうことでわかりますけれども、交通安全上やはり明るくしてけるとなればこれは防犯灯だといいいけれども建設管理課の照明とはならないと。

ここがやはり縦割りのお役所だと思うんですが、今回のもちろん法的には道路法施行令第1条の5で市が国道や県道に対する街灯の設置は認められているんですね、補助的なものとして。県は、国道は国、県道は県というだけで市道は市というだけでなく法的には市であっても国道や県道にもつけることができるようになっておるわけでありまして、今回議会に提案されている平成25年度予算でも8款土木費に1,600万円が主要地方道天童大江線のLED街灯設置費交付金として計上されているわけですね。だから、街灯としてもそっちからもできるわけで交差点とか何だけでなく、この辺の出す基準というやつをきちっと明確にしていくということが市民から理解を得るための一つの要件になるのではないかなと、だめだと私は言っていない。そういうふうにするべきだと私は思うんですが、時にはこれは県道だからだめ、国道だからだめだっていながら場所によっては8款からも出る、2款からも出るということになっているので、この辺の出す基準を少しつくっていただきたいものだなと思うんであります。

したがって、縦割り行政でなく基準を明確にした上で市民の理解が得られるような柔軟な対応をとるべきだと思いますけれども、このことについても市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市としては柔軟な対応をしているんだと思います。そういう意味で、本来的に県道とか国道でありますからその道路管理者が設置していただくのが、まずは。ただ、我々としては一緒になってモデル路線などについては、県もちろん市も地域の皆さんも警察も一緒になってここを安全対策のモデル路線として整備をしていく必要があるということで、市は市としての協力をさせていただいているわけでありまして、ぜひその点についても県に十分理解をしていただいてそこら辺は協力をさせていただくということが必要であろうかと思えます。

ただ、街路灯、防犯灯という設置の仕方をすれば、さっきも申しあげましたけれども、道路照明とは照度も違うしということがありますから、交通安全の本来の目的の街路灯というものはきちんと整備をしていくことが交通事故防止につながっていく、本来的にはそうだと申しあげているわけでありまして、よろしく願います。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 ぜひ柔軟に対応してほしいと私も思いますし、そのこの辺の基準というものが明らかになっていると市民の方々は誤解を招かないんだと思うんです。あるときにはだめといいながらあるときにはいいと、この部分がもう少し市民にわかりやすいようにしていただきたいということを申しあげておきます。

次に、街路樹管理の徹底について伺います。

道路標識の設置については道路法第45条第1項で道路管理者に課せられています。さらに、道路標

識、区画線及び道路標示に関する命令で、種類、番号、標示する意味、設置場所が定められています。しかし、標識などが常に見える状態に保つことや視界を妨げる行為の禁止項目は見当たりません。今回提案されている寒河江市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例においても、この定めは見当たりません。

ところが、一昨日の質問にもあったように、信号機や道路標識などが見えにくいあるいは非常に見づらいところが多くあります。したがって、今回の条例制定を機に、全市的な街路樹の一斉点検を実施をして、必要によっては伐採を含め対応すべきと思いますが、これもこれまで何回と問題になっている課題でありますので、市長から見解をお聞かせをいただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 街路樹の管理をもっと徹底すべきではないのかという御質問でありますけれども、先般の一般質問で太田議員の質問にもお答えしているわけでありましてけれども、基本的にそういう交通安全上支障のあるような街路樹などについては、やはり安全上を優先させて整備をしていく、管理をしていくというのが基本だろうと思っております。

具体的な御質問の内容については建設管理課長からお答えさせていただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 街路樹の管理の徹底につきましては先日の一般質問でも御指摘いただいておりますところでございますけれども、街路樹につきましても当然交通安全の部分もございまして、道路の景観の向上とか沿道の生活環境の保全あるいは道路交通の快適性、安全の確保や自然環境の保全に資するということを目的として道路に植栽しております。

街路樹は道路の建設に合わせて植栽されておりますけれども、同時にやはり御案内のとおり標識につきましても十字路とかあるいは幅員減少など、あるいは道路案内標識などの道路警戒標識がよく見えるように、交差点の見通し等も含め安全には基本的には十分に配慮して植樹をしているところではございますけれども、やはり年数が経過しますとどうしても小さかった街路樹も大きくなり、枝葉が茂ってまいりまして御質問にありましたとおり道路の標識が見えにくくなる箇所が出てくるということについては承知しているところでございます。

本市では道路のパトロールによる点検により街路樹の定期的な剪定等を行っているほか、地域の交通安全活動の推進員の方や地区の町内会等の方々から御連絡があった場合には速やかに樹木の剪定や伐採、道路標識等の移動について対応させていただいておりますところでございます。交通安全の観点からいち早く対応が必要なことでもございますし、今後も随時道路パトロール等による街路樹の管理徹底に努めてまいりたいと考えているところでございますけれども、管理方法については今後も調査・研究してまいりたいと思っておりますし、道路パトロールの体制については新年度から強化をしていきたいという部分でも考えているところでございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 道路パトロールについてはぜひそうやっていただきたいと思っておりますが、今回私が申し上げているのは、条例もつくるものだからこの際一斉に1回どういう状態になっているのか点検をしてほしい。そして、ただちょこちょこ切っただけでだめな、やはり私は見ていっぱいあります。剪定しただけでだめだなどと思う箇所が。したがって、そういうところについては地元にも話しながら伐採もするような、そういう計画をきちっと立ててほしいということで申し上げておりますので、ぜひ受

けとめてやっていただきたいと思います。

次に、電柱の民地への移設について伺います。

歩道の設置されていない生活道路に設置されている電柱は、特に冬期間の除雪の妨げや通学、通行時の安全確保の面からも極めて問題があります。したがって、関係者の理解と協力を得て民地に移すことが必要だと思います。これまでも行われている地元からの要望が出てからの対応だけでなく、道路管理運営上移設が必要と思われるような箇所をこれまた一斉点検を実施して、必要などころについては逆に市からそれぞれの地域に相談を持ちかけるという、こういう関係をつくっていただきたいと思うわけでありますけれども、このことについても市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市道の敷設されているところには電柱あるいは電話柱、それから支線、支柱などというもので大体3,500柱ぐらいあるそうでありますけれども、いろんなケースがあってまた地域の皆さんのケースも状況も異なっているというのが実情だろうと思いますし、そういうのを踏まえて一斉に点検をしてはどうかというお話でありますけれども、なかなか具体的には個別にケースで苦労している建設管理課長がおりますから、その辺から御答弁をさせていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 先ほど市長からもありましたけれども、現在市道敷地上には3,500本ほどありますけれども、市道敷地といいましてものり面であったり車道に多分、川越さんが御指摘なのは車道の脇のほうにということだと思っておりますけれども、さまざまな形態がございます。やはり、特に私どものほうでは除雪に関して不便を来しているところもあるとは聞いているところでございます。

ただ、電柱の道路敷地から道路敷地外への移転につきましては通常私どもでは道路改良とか側溝整備工事に合わせて実施させていただいてまして、単純に費用負担の部分でありますと、道路工事に伴う電柱移転につきましては費用負担の割合を協定しております、東北電力さんと。電力柱だけでございますけれども、道路管理者が実施する工事を伴わない場合については基本的には原因者負担という形が一般的になってしまいます。道路施工とか側溝だのいわゆる私どもの改良工事に合わせれば費用負担としては30%で、残りは電力さんが負担するというのが今のところの現状でございます。

また、御案内のとおり民有地の移設については土地所有者の方の御了解が必要でありまして、私どももそうですけれども、地域の方あるいは議員の皆様の方でも御努力いただいているというなんかもあるんですけれども、なかなか快諾していただけないという事例もございますし、そういったところでちょっと滞っているところも実際にはあります。こうした費用とかあるいは所有者の理解という問題もございますけれども、諸課題はありますけれども、道路パトロールの点検によって道路通行の安全確保上移設が望ましい箇所を把握をしながら、移転方策については今後検討してまいりたいと考えております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 ぜひこれも今までの形だと市の工事に伴ってというのはもちろんあったわけですし、地域で何とかこれを移すべという事で市に相談ということもあったんだと思います。ところがやっぱりなかなか地域でそこまでなるというのも、先ほど課長からあったように理解を得るといふか合意を得るといふのは大変だということがあるわけですから、道路の安全上除雪や通学ということを考えれば問題の箇所があれば、やはりここの地域のここは何とか移したほうがいいんだけれどなとい

うことをそれぞれの地域に落とすと、そしてその地域の中でそのことをみんなで相談するという、こういうこともこれから市民参加の寒河江のやり方としてはやはり行政側からの提起ということもあっていいのではないかと私は思うんです。そしてもちろんお金かかるものでありますから、そういうものを寒河江全体的にしていくと、どれぐらいの総事業費が見込まれるのか、それをやはり年次計画を立ててやっていくということなどを考えれば、ぜひ必要な対応策の一つであろうと思いますので、ぜひ今後検討していただきたいと思います。

次、通告番号17、市職員の退職後の市関係団体を含めた部署への就労状況について伺います。

年金受給年齢が65歳に引き上げられ、多くの市民が困っているのに、市のいろんな部署に60歳で市役所を管理職で退職した人や退職した学校長が多くいるわけでありましてけれども、誰がどのような方法で選任されているのか。安い非常勤特別報酬の特別職の報酬で働いてもらっていると言われるけれども、退職共済年金と合わせてもらっているのではないかと、こういう声が寄せられるわけでありまして。

そしてまた、2011年7月20日号の市議会だよりに、市民の方から「今の就職状況は最悪です。正規職員の採用を控え、臨時職員、派遣社員、嘱託職員で補充し続け、そしてふえる若者のフリーター。これから人生を歩き始める若い人たちには生活の支えとなる仕事なくして将来の人生設計は立てられません。ところで、私も定年まであと2年。30数年働いて若い人に教えられることは何だろうと考えるようになりました。それは、自分の子供に対しても何もなしといたら、年金支給まで働き続ける人が多い中、私は60歳定年をもって若い人へエールを送りながらバトンを渡そうと思う。渡すタイミングを間違えて人間失格にならないように」という声が議会だよりに寄せられています。そして、市民の方々から、やはり自分だけいいという考えは改めらんなね時期なのではないかという声であります。

そこで、お尋ねをしますが。管理職、一般職ごとに過去5年間の市関係の職場に働いている実数と市及び県職員退職後のいわゆる天下りと国で言われるような就労状況を、ポストと前職について教えていただきたいと思います。

- 高橋勝文議長 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長 具体的な数字でありますので、総務課長からお答え申し上げます。
- 高橋勝文議長 犬飼総務課長。
- 犬飼一好総務課長 お答え申し上げます。

最初に退職者の実数でございます。過去5年間における市職員の退職者は66名でございます。内訳としましては管理職である課長級の方が31名、それ以外の職員の方は35名ということでございます。退職者66名のうち市非常勤嘱託職員として再就職している元市職員は6名。また、いわゆる外郭団体等に再就職した元職員につきましては8名でございます。内訳につきましては、課長級が13名、課長補佐級が1名でございます。

次に、就労状況につきましてお答え申し上げます。現在の就労状況についてでございますけれども、2月末現在での市の非常勤嘱託職員に11名、その他団体に7名でございます。市及び県を退職後すぐに就職した方は14名、一度民間等へ就職した後に再就職された方が4名おります。

最初に市への在籍状況でございますが、現在市の非常勤嘱託職員全部で44名任用しております。そのうち、11名が市及び県職員等の退職者でございます。また、元職は市の課長級が4名で、市の課長補佐級が1名でございます。そして教員が6名でございます。

次に、各団体の在籍状況でございますけれども、現在7名が市及び県職員の退職者でございます。

内訳について申し上げますと社会福祉協議会が5名、体育振興公社1名、土地開発公社1名でございます。これらの職員の元職は市の課長級が5名、教頭先生が1名、県の課長級が1名という状況でございます。以上でございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 今、それぞれ実数が明らかにされたわけでありますけれども、ほかにも直接市でないということで、例えばシルバー人材であるとかいろいろなやつがもっとあるわけでありますけれども、それは直接市でないということでありますので了解するわけでありますが、この数字についてやはり市民の皆さんはどう受けとめるのかということがあろうと思います。

それで、こういう方々が就労しているということがわかりました。それで、その採用方法がどういうふうになっているのか、何か既得権的になっているのんねがという考えをお持ちの市民の人もいますけれども、そういうことがないんだということを理解をしてもらうためにも、現在の採用方法、現状どうになっているのか。そして何か課題があって今後改善すべき点などがあればそれらも含めてお聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市の非常勤嘱託職員として採用する場合は、設置要綱などによりまして行政経験と知識が豊富であること、さらには地域と行政との連携にたけていること、さまざまな行政経験や技術の後輩に引き継げること、そして社会教育や学校教育への知識と経験が豊富であること、それぞれのポスト、職によってあるわけでありますけれども、そういった視点でもって人選をして書類審査によって採用しているというのが実情であります。市のことはお答え申し上げることはできますが、市以外の団体についてはそれぞれ各団体で採用基準があらうかと思えますし、決定しているんだと思えますから、私のほうから申し上げるべきものではないと理解しております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 それぞれの団体においてももちろん採用するために一定のルールがあるんだと思えますけれども、市民からそういう目で見られているということも十分受けとめていただいて、そういう部分を透明化していくということが行政に対する、市の外郭の団体に対する信頼にもなるんだと思えますので、ぜひその点については受けとめていただきたいと思います。

そしてまた、60歳で定年のまま年金受給年齢を65歳にするというのは、私も問題だと思います。したがって、私は年金が受給できる65歳まで働き続けられるような体制をつくるべきだと思います。

例えば定年制の延長であったり、あるいは退職後の再任用制度を制度としてきちんと設けるということなども必要だと思いますが、寒河江市の職員に対する再任用制度に向けた市の対応が、今どういうふうになっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の再任用制度の取り組み状況というようなことで御質問いただきましたが、お答え申し上げたいと思えますけれども、平成25年度以降、御案内のとおり公的年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられるということに伴いまして現行の制度では定年退職後の公的年金が支給されず、無収入になる期間が生じるということから、雇用と年金の接続が官だけでなく民も共通の大きい課題になっているのは御案内のとおりです。

民間におきましては、法改正によって定年退職後に継続して雇用する制度を導入する場合には、基

本的に希望者全員を継続雇用する仕組みが構築されているわけであります。公務員についてもその措置が求められている。川越議員御指摘のとおりだと思いますが、まだ所要の改正ということまでには至っていないというのが状況であります。

昨年11月26日に、総務省自治行政局から「地方公務員の雇用と年金の接続の対応について」という通知が出されています。その中で、平成25年の定年退職者については、平成25年度の退職者というのは来年度3月でおやめになる方という意味ですね。平成25年度の定年退職者については、現行の再任用制度により公的年金支給開始までの間、退職者本人の意向を十分踏まえて可能な限り雇用の継続を図るよう配慮すること。また、任命権者においては、雇用と年金の接続を図るとともに現行の再任用制度の職員への周知、さらには定年退職予定者等の意向把握、再任用職員を充てる職の検討、職務の再編などによる再任用ポストを確保することということで、必要な準備を進めなさいという通知がなされているところでございます。

そういったことを受けて、寒河江市におきましては年金の段階的な支給開始年齢の引き上げに伴いまして年度ごとの対応をしていくということにしているわけでありますけれども、年度ごとに新規採用職員にかなりの偏りが生ずるとということが予想されますので、これらを平準化するための措置として、また平成25年度退職者から本格的に再任用制度を実施するための試行として、平成24年度の退職者から再任用を実施していきたいということで今進めているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 今の総務省の通知に基づいて寒河江市でも具体的に準備をしながら試行しているということですので、ぜひ、相手もあることですので、十分協議をしてスムーズにその過渡的な部分のものを運用できるようにしていただきたいということを求めておきたいと思います。

次に、通告番号18、ポスト花咲かフェアの実施について伺います。

これまで寒河江市では10年間にわたって花咲かフェアを開催をいたしてまいりました。しかし、これを実施しているのに市内の経済に対する波及効果について市民の実感がなかなか薄いという声が聞かれます。その課題、問題点や反省点をどのように認識をされて、そして今年度から10年目の節目からリニューアルした事業に展開なるわけでありますけれども、それらにどのように生かされるのか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 花咲かフェアについては、平成15年から10年間都市緑化フェアの後を継いで寒河江市独自でイベントを展開していきました。累計で236万人の入場者を見ているところでありまして、寒河江市を代表するイベントと成長してきたのかなと思っているところであります。

特に、去年は10周年ということで6月9日から7月1日まで延べ20万人を越す来場者を迎えて10周年を飾っていただいたところであります。

この花咲かフェアについての目的なり狙いというのは、今さら申しあげる必要がありませんけれども、またこのイベントについては実行委員会形式で多くの市民の皆さんのボランティアも含めて御協力をいただいて手づくりのイベントだということで、そういった意味では市民参加型の非常に寒河江らしいイベントだったのではないかと思いますし、御案内のとおり6月の開催でありますから、さくらんぼに観光に訪れる皆さんのもう一つの楽しみということで大変10年間効果があったのではないかと

と成果があったのではないかと考えています。

一言で申し上げますと、市民に対する緑化の意識向上、さらには市を挙げての緑化の推進、さくらんぼ祭りとの相乗効果による交流人口の拡大、そして寒河江を全国に発信していくなどということによってイメージアップにも大きくつながったのではないかと考えているところであります。

お尋ねは、その会場でのにぎわいはさることながら、まちの中、市街地などがそういうことでそのにぎわいが市街地に及んでいないのではないかとというのがやはり声だと理解します。私もそういう声を多くお聞きをしたということを思っておりますが、そういったことでこの間も御説明しましたけれども、新たな11回目のリニューアルしたイベントについてはそういったところを十分反省をしてあるいは見直しをして、さらに多くの市民の皆さんにも喜んでいただけるようなイベントにしていくということが必要かと思っております。

花咲かフェアについては経済効果として7億数千万円の経済効果があったということは前の議会でもお示しをしたところでありますけれども、実態的に市内にもさらに効果が流れていくということ踏まえて、できる限りそういった面で新たな取り組みをさせていただければと思います。

11回目の新たなイベントについては既に議会の皆様には御説明をしておりますから、私からは改めて申し上げますけれども、ふるさと公園のみならずチェリークア・パーク全体でイベントを繰り広げることは、他の施設においてもそれなりのイベントを繰り広げていただいております。お客さんに来ていただくということがまず第1点であります。そういうのがほかの施設の面でも効果があるということになるかと思っておりますし、また会場では市内での飲食店とかそういったところの案内でありますとか市内の観光施設に対する案内の窓口をイベント会場に設けていく。

当然その中ではさくらんぼ狩りなどに来た人も予約なしでいろんな、高速道路で来た人なんか当然出るわけでありまして、急に来てもさくらんぼ狩りの予約ができるようなシステムをつくっていく必要があるのではないかと考えております。それから、もう一つの寒河江の観光資源であります慈恩寺についてもその案内窓口などで十分説明をしていく、あるいはいろんな慈恩寺の優待サービスの特典なども提供できるような、会場でそういうものをしていくということが必要かと思っておりますし、新年度の事業でまたもう一方でさくらんぼに関連した、さくらんぼの時期に地域の中で、団体も含めてそれぞれがイベントを新たに組み立てていただいたところに支援していくという制度もありますから、ぜひこの制度を事前に我々のほうで周知をしながら、そういったイベントなどについても会場の中でPRをして一緒にイベントに来た人はそちらのほうに回っていただくなどということも考えていきたいと思っておりますし、また若い方で寒河江で全国あるいは世界で活躍している方もいる。あるいは、全国で花のほうで全国の表彰なんか受けた人もいます。そういった方を会場の中で試作をしていただく、あるいはチョコチョコしていただくなどということも非常に新しい試みとしていいのではないかと考えておりますから、そういう若い方の力などもおかりして魅力あることをしていただくだけで市内にもにぎわいを創造していくあるいは波及させていくということも必要なのではないかと考えているところでありますので、御理解賜りたいと思っております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 やはり、イベントそのものもそうですけれども、寒河江市全体でそこに来た人をどう会場外に経済効果があるような形でかわりを持たせるかということが重要な点だと思います。

そうしたときに、寒河江市でもこれまでずっとそういう対応、観光案内ルート開発事業委託業務と

ということで3年継続で22、23、24、これもやっています、もう多額の金をかけて。そして平成24年度は2,000万円の予算でJTBと契約してやったわけですね。1つは本市のイベント及び特産品のPR、あともう一つはモデルツアーの実施、3つ目が特産品の交流による被災地支援という中で、もちろん2,000万円ですけれども、緊急雇用対策だから半分の1,000万円は人件費です。5人雇っていますから、寒河江でなくて山形ですね。そして寒河江の人は1人だけという状況のようです。

それから、モデルツアー、これ一番肝心のバス40人乗って100台さくらんぼの時期に来るという計画でやったわけです。そしてこれに1人1,000円ずつで400万円、バス1台に1万2,000円で120万円、合わせて520万円、それにそのモデルツアーを引っ張るために宣伝費というのでこれまた80万円となっておったんですが、600万円ね。ところが実際来なかったわけね。

そして8月9日に契約変更です。100台のうち来たのがさくらんぼでは52台、ブルーベリー、イチゴ、神輿、皆合わせて72台だったんですね。そして、もっと問題なのは、これだけ52台バス来たけれども、寒河江市の周年観光農業推進協議会と全然かわりないのね。寒河江の2つの農園に52台のバスが2カ所だけです。寒河江市でこれだけ600万円の金出しているながら2軒だけ、入っているの。昼食は寒河江では1カ所。それ以外3カ所。こういう状況なんですね。

そして、来なくなったからというので契約したのが8月9日です。8月9日にバスこれだけって、そのとき新たに契約したのがバス100台からその時点で71台バス入っているんです。あと1台だけ、バス72台の契約にして。当然私ら一般市民の感覚からすれば100台来るということで契約しているんだからだめだったらその部分カットになるんだろうと思いますけれども、そうでなくて全然ふえない。そして別な部分に金どんどん振り向けていく。ただ、アンテナショップだって6回やるというの3回きりやっていません。イベントも19回が15回きりやらない。そして契約変更して金額はそのまま、回数なしにして人来るとことかあとないのよ。そして宣伝とか何かに、あと仙台でのテレビ局の夏祭りとかしたりとかふやしているのがそういうことだったんですね。

それで、こういう状況も農家の人だから、「おらだこれだけ金出たんだから非常に経済効果あんなだべ」と思って見たらばいやということだったので、調べさせていただきました。しかし、これもまたすぐわからないの。月曜日です、実態の数がわかったの。

市長のもとにこういう実態、上がっているのか。いつの時点で上がったのか。もちろん契約変更も途中でやっているわけですけれども、そういうことがやはり3年間継続でずっとやってきて人集めるための事業として、そしてこれがこういう実態になっているというのでは、市民みんな力合わせてやりましようっていったって、周年観光農業推進協議会にも全然話がないという、こういう状況では問題だと思うんです、こういう実態は。どこかに問題があると思うんです。

私は、1つは寒河江市の職員たちもこういう民間の人だとやりとりするとき、もう何ていうか、レベルアップしなければだめだと思います、職員自身。

それから、個人的な対応でなくてやはり行政のチームとしてきちっと言っていくということをしなないとだめなんだと、市民からは寒河江市が食べ物にされてんでないかということまで言われました。そういうことにならないようにすべきだと思いますので、この辺について市長の見解、こういうことが伝わっていたかどうか実態を知っていたかどうかも含めて見解をお聞かせいただきたいと思いません。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 さくらんぼツアーについては、一昨年の大震災の年に観光客が激減をしたというわけですね。一昨年は半分だったわけですがそこを何とか早いうちに回復させたいというようなことで、こういうツアーを企画をしてさせていただいたところでもあります。企画は企画としてそういうことで事前に協議会にも説明をしていたと聞いておりますけれども、2月の時点で予算が通った段階で御説明をさせていただいたようではありますが、具体的にその後の実施の段階では確かに説明が抜けていたということが実態でありますので、その点についてやはり反省しなければならんなと思っているところでもあります。

それから、雇用については、寒河江は1人だというお話でありますけれども、そのほかに被災者雇用も1名ということでもありますので、御理解を賜りたいと思っているところでもあります。目的は何かということではありますが、先ほど申しあげましたけれども、さくらんぼの観光のためにお客を取り戻す、震災の風評被害からお客をいかに取り戻す、復活させるかということ、一月半ぐらいの短期的な勝負になっていったわけでもありますので、途中の段階でなかなか思ったようにツアーのバスが組めないという状況の中では、さらに誘客を図っていくためには隣県の個人の観光客に対するPRもしていかなきゃならんというところで、その企画の100台に満たない部分の経費については振り分けをさせていただいて、そういう対応を新たなPR作戦を展開したというのも事実であります。そういうのをやらずに予算は予算として減額をしたほうがよかったのかどうかというもまたいろいろ評価が分かれるのではないかと私は思いますけれども、何とかして、ことしもまたそうでありましようけれども、必ずしも風評被害が全て克服されたということにはなっていないのではないかとこのところもあります。市としてはいろんな対応の不備もあったことは素直に認めながら、これから本当に関係機関・団体も一緒になって誘客宣伝にも努力をしてまいりたいと思っているところでもあります。

いろんな市の職員のレベルのお話もありましたけれども、我々は我々の職員の戦力で力で戦うというか頑張るしかありませんので、そういったことも力を発揮しやすいような御支援をいただければなと思っているところでもありますので、御理解を賜りたいと思います。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 時間がなくなりましたけれども、この問題、かなり問題です。私今まで調べている関係では。したがって、最後に市長が言ったように誰かをどうするんねぐ。本当に問題点を明らかにしない限り何ぼ金かけたって人を誘客するものにあらわれてこないというのではだめですので、引き続き調べさせていただきながら勉強させていただきながら提案をしていきたいと思えます。

やはりこれでは、ただ職員はだめだと言ったんでないんです。やはり、業者と対抗するには少人数というか個人でなくてこっちはチームとして行政として対応しないとだめだ。やはりいろんな形で寒河江市、そういう弱点があるのかなという思いがしています。きょうは言いませんけれども、これまでいろんな部分でありますので、そういう部分も後に提起をさせていただきながらよりよい体制を当局と私ども議会という立場でもつくり上げていきたいということを申しあげながら、最後の通告課題について時間なりまして申しわけありませんが、別の機会にお尋ねをさせていただきたいと思えます。

きょうは本当にありがとうございました。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木春吉議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号20番について、11番荒木春吉議員。

○荒木春吉議員 私は新清・公明クラブの一員として、通告20番の教育諸問題について質問いたします。教育委員長の答弁、よろしくお願いいたします。

まず（1）虐め・体罰・言葉の暴力等の調査、現況、その対策について伺います。

大津市でのいじめによる中学2年生の自殺、大阪市桜宮高校部活動指導者による体罰での自殺等暗い報道が続いています。昭和うん年に制定された学校教育法第11条には、懲戒は認められても体罰は禁止と明記されています。なぜやってはいけないことが学校で行われるのか。最初に、本市内の小中高での虐め・体罰・言葉の暴力などの調査の有無について伺います。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員会委員長。

○渡邊満夫教育委員長 お答えを申し上げます。

虐め・体罰・言葉の暴力の調査、現況、対策と多岐にわたっておりますので、順を追ってお答え申しあげたいと思います。

初めに、いじめに関する問題についてでございますけれども、いじめは決して許されないという行為であることは言うまでもありません。一方、どの学校でもどの子供にも起こり得るという認識もまた必要であります。その上で、いち早く兆候を把握し深刻な問題となる前に適切に迅速に対応する、対処することが重要であると考えております。

お尋ねの調査に関してでございますけれども、現在本市におきましては学期ごとに調査を実施いたしまして、各学校の実態を把握しておるところであります。今年度2学期までですけれども、発生状況を申し上げますと小学校では6件、中学校1件、合わせまして7件となっております。具体的な内容ですけれども、主に悪口、仲間外れといった内容でありますけれども、いずれも現在は解消されておるところであります。引き続き、関係する子供たちの状況を注意深く見守っていく必要があるものと考えております。

いじめに関してでございますけれども、最近インターネット上で悪口を書かれたといった事例も見られるようであります。情報化社会が進展する中、本市におきましても情報機器を活用した教育を進めておりますけれども、同時に情報社会の負の部分についての理解を深め、情報モラルやマナーといった点を十分に指導していく必要があると改めて感じております。

市内各学校では、アンケート調査や個別面談を学期ごとに実施するなど、早期発見に努めております。今後とも相談機能の充実を図り学校として組織的に対応できる体制を整えるとともに、家庭との連携を密にしながら一人一人の状況を細やかに把握できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、体罰に関する問題であります。体罰はただいま御指摘がありましたように学校教育法で禁止されて、決して許されない行為であります。昨年末、大阪市において部活動の体罰が背景と考えられる高校生の自殺という深刻な事案が発生しました。文部科学省ではこの問題の重要性を認識し、体罰に関する全国的な実態把握を行うべく各都道府県教育委員会へ調査の依頼を行ったところであります。

本県の教育委員会ではこれを受けまして、このたび徹底した実態調査を行うということになりました。本市におきましても現在市内各学校で調査を進めているという段階であります。教育委員会といたしましては、県の実施要項に基づきまして各学校での確実な徹底した調査が実施されるよう指導を行ってまいりたいと考えております。教師が子供たちの成長を願いながら教育活動を行っていく中では、厳しい指導を行っていかねばならないという場面もあります。しかし、体罰は決して教育的な指導ではありません。子供の体ばかりでなく心や人格をも傷つけ、周囲の子供たちにもマイナス、負の影響を及ぼす行為であります。この調査の機会と申しますか、この機会を捉えてこうした教師の基本的な指導観と申しますか、徹底してまいりたいと考えております。

また、議員からは言葉の暴力といった問題の御指摘、御質問がありました。言葉による不適切な指導については、今回の調査内容である体罰の定義には含まれておらないということでもありますけれども、場合によっては体罰以上に子供の心を傷つける行為であると考えます。

教育委員会といたしましては、これまでも体罰の禁止とあわせて言葉の暴力に対する指導を行ってまいりましたが、今後とも具体的な事例を示しながら指導を徹底し、体罰や言葉の暴力とは無縁の信頼される学校づくりに努めてまいりたいと考えております。以上であります。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 いじめについては件数と内容を教えていただきましたが、体罰は結果が今調査中というか、INGということなんで、いつごろまでに終了して公表というか、結果を知らせるのがいつごろなのか教えていただきたい。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員会委員長。

○渡邊満夫教育委員長 ただいまお答え申しあげましたように現在調査中であります。現に担っております教育長より答弁をいたさせます。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 お答えいたします。

今回の調査は、教職員のみならず保護者そして4年以上の児童生徒にもアンケートを行うという非常に大規模なものとなっております。また、アンケートの結果を受けて判明した事案については丁寧に事実関係を確認しながら進めるという作業も大事なものとなっております。

したがって、各学校及び市教育委員会における調査については3月中に終えることをめどとしております。市教育委員会としては、体罰の事案が判明次第、教育委員会への報告をいただくとともに必要に応じて児童生徒や保護者への説明を行うなど、学校と十分に連携しながら迅速に適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

なお、今回の調査の主体は県教育委員会が実施した県下一斉の調査であります。結果の公表等につきましては今後県の考えも受けながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 体罰については3月中に調べが終わるということなので、結果を知らせることについてはまた県教委と相談しないとわからないということですが、こちらとしても次の議会での質問がありますので、それに間に合うようにぜひ公表してほしいと思います。

最後に伺いますが、いじめも体罰もどちらもそうですが、それに対する対策というか主なというか、2つ3つ言ったと思いますが、その中でどれがいいのかももう少しわかりやすく説明していただきたい

と思います。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 体罰に関してということでもいいですか。（「いいです」の声あり）

いじめに関しては先ほど委員長がお答えしたとおり、事前にそういったことが起こらないことを要望するとともに、そういったことをいち早く発見しながら軽いうちに対応していくということを基本にして、学校を挙げて今対応しているところでもあります。

体罰につきましては、先ほど議員指摘のありました言葉の暴力等についても保護者からの御意見も寄せられていることも今までありましたので、教職員が全体に集まる集会等では私のほうから直接、体罰、言葉の暴力等も含めて全体の教職員に対しては指導をしたところでもあります。

今後、やはり私たち子供たちの前に立って指導する側としての指導のあり方といいますか、指導観といいますか、やはり厳しさは必要でありますけれども、厳しさと体罰は別だと思っておりますので、厳しさは当然子供に求めていくと同時に、体罰をしないという私たちの指導の仕方というか指導力をつけていく、そういった面での先生方への私たち研修の中で指導を徹底していくことが一番大事なのかなと思っております。

そして、子供たちがやはりみずから判断して意欲的に学習、いろんな面での活動ができるように教師として指導したり支援をしたりしていくという、そういった指導をできる教員をふやしていくということが私たちの役目ではないのかなと思っております。以上です。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 じゃあ、課題になっていた次の議会で質問いたしますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、学校給食のアレルギー対策と現況について伺います。

昨年12月に都内調布市小学校で5年生の女兒がチーズ入りのチヂミをおかわりして死亡する事故が発生しました。学校側は、乳製品アレルギー児のために特別チヂミを出しているのにかかわらずにです。最初に、アレルギー対象児童及び生徒数を伺います。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員会委員長。

○渡邊満夫教育委員長 ただいま質問の中でありました女の生徒が死亡するという、大変残念なというよりも不幸な事案が生じております。私どもも改めてこの食物アレルギーといいますか、その恐ろしさを実感したといいますか、考えさせられたところでもあります。

本市の学校における現状でありますけれども、食物アレルギーを持っている、症状を持っている児童生徒は小学校に59名、中学校に29名おります。このアレルギー症状は年齢が上がるとともに改善されたり、今まで症状がなかったものが新たに発症することもあるため、毎年度初めに調査を行い症状を把握しております。原因となる食物ですけれども、卵、牛乳、乳製品、魚卵、そば、エビ、カニ、柑橘系果物など子供によって多様でありますけれども、多くの児童生徒、子供たちは少量であれば大丈夫、あるいは食べてもしばらくすると治るなどの軽い症状であります。

ただ、ただいま申しあげました59名、中学生29名のうち、小学校では18人程度でございますけれども、卵、魚卵、そばなどに対して、それから中学校29名のうち1名でございますが、そばに対して重いアレルギー症状を持っているとこちらで把握しているところでもあります。以上です。

○高橋勝文議長 荒木議員。

- 荒木春吉議員 今、生徒数が一応知らされましたが、軽微なものは結構なんですけど、重篤な人に対してはどのような対策というか、とっているのか教えていただきたい。
- 高橋勝文議長 渡邊教育委員会委員長。
- 渡邊満夫教育委員長 このアレルギー対策には万全を期しているところでありますけれども、具体的に各学校においてどのように対応、対処するかにつきまして学校教育課長からお答えを申し上げます。
- 高橋勝文議長 工藤学校教育課長。
- 工藤恒雄学校教育課長 それでは具体的にお答え申し上げます。

食物アレルギー対象児童生徒への対処法ということでございます。小学校給食においては、先生の指導のもとに本人が原因物質を除去したり、食べる量を少なくしたりして対応しております。

先ほど申しあげました重い食物アレルギーを持つ児童につきましては、原因となる食材のかわりの食材を使う代替食、また原因食材を取り除いた除去食、これらで対応しているところでございます。加えて、クラスの中においてでございますが、食物アレルギーに対する理解を全員が深めることで違うものを食べざるを得ない子供への配慮、これとその配慮を行うとともに誤食が起きることのないように全員で協力して行っておるところでございます。また、学校内に校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭等で構成するアレルギー対策委員会をつくりまして適切な対応を図っております。さらに、保護者に対しましてでございますが、毎月の献立、代替食、除去食の内容の確認を行う手続を行っております。

中学校の給食におきましては献立にそばは使っておりませんが、そばアレルギーの生徒に対し中華麺の使用を行う場合、製造業者、こちらは大抵中華麺だけでなくそばもつくっておることから絶対混入することのないようにということで、そばとは別の製造ラインでつくっていただいた中華麺を使うという万全を期しているところです。そのほかに代替食や除去食を必要とする生徒はおりません。生徒がそれぞれの自分の状況に応じて除去を行ったりしながら対応を行っているところです。中学校におきましても、保護者に対しましては事前に献立内容を通知し確認を行うということは小学校同様に行っております。

この先、多種多様な食物アレルギーを持つ児童生徒の増加も予想されるところでございます。今後とも、食物アレルギー対策には万全を期して細心の注意を払い給食の提供を行ってまいります。

- 高橋勝文議長 荒木議員。
- 荒木春吉議員 せっかく中学校まで給食になったわけですから、給食育で間違っても命を落とすことのないように万全な体制で昼の時間を楽しんでいただきたいなと思っています。

続いて、(3)の小中学校児童・生徒用机更新事業の詳細について伺います。

この更新事業は、実施計画に上がって3年目だそうですが、まずその詳細について伺います。

- 高橋勝文議長 渡邊教育委員会委員長。
- 渡邊満夫教育委員長 小中学校児童生徒の机を現在更新しておるわけですが、これについての御質問にお答えいたしたいと思っております。

この事業は児童生徒用の机を、何ていうんでしょうか、従来のものより、天板というんでしょうか、これを広げるといいますか、天板のサイズが大きい新しいJ I S規格のものに順次更新するというものであります。

学校で私ども学校訪問なんかでよく見てくるんですけども、多様な教材が重ね合わせたりして机

に広げる学習機会というのが多くなっているようであります。また、教科書などのサイズそのものがB判からA判に変わっているということから机の広さがどうも狭いということで、また机の中に収納することもできないという不都合が生じております。このようなことから、A判に対応した新しい規格に基づく机を計画的に更新しているということでございます。

計画の詳細でありますけれども、平成23年度から5カ年事業として行っております。ただ、平成23年度につきましては、特別な予算上の配慮によりまして小学校6年生の分でございましたけれども、平成22年度に補正予算で前倒しをしております。平成24年度からは毎年2学年ずつ更新するものと進めております。

したがって、平成25年度、5年計画の3年目となります。平成27年度の完了を見込んでおります。これによって全校、全生徒に新しい広さを持つ机が行き渡るということになります。教育委員会としましては、今後とも子供たちの教育環境の整備に頑張りたいと考えております。以上です。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 前の2つの質問は暗い話だったんですが、生徒のための机だけ今に合ったようにするというのはすごくいいことなので、私質問させてもらいます。多分、机だけじゃいけないんだろうなと、今の現代人の体格に合わせるためには、我々のころと全く教科書から何から違ってまいりますので、それに合わせた事業なのでいい事業なので前のめりで素早く実施してもらいたいなと私は思っています。

備品が合わないどうしても生徒さんは猫背になったり視野が狭くなったりするので、現代人に合わせた机をそろえるのはとてもいいことだなと私は思っています。

何を話していいか、ちょっと途切れますが、12月17日だったか、私、山形のシベールアリーナに行くと、工藤直子さんという国語の教科書に出てくる童詩の詩人がいます。その講演会を聞いてきたんですが、その詩を読み上げて教育委員会を応援したいと思ったので、披露させてください。

先ほども市長はチョコチョコなんて言葉が出てきましたので、私しゃべりやすいんですが、詩の題名が「おれはかまきり」っていうんですね。多分これは生徒さんの目標でもあり先生の目標でもあり、もちろん教育の目標だなと私は思って聞いてきましたので、下手ですが、読み上げます。平仮名の詩ですが、誰でもわかります。聞いてすぐわかる詩ですから、恥ずかしいんですが、一応下手くそに読みます。

「おれはかまきり」、かまきりりゅうじっていう名前の方が書いた詩だそうです。

「おうなつだぜ おれはげんきだぜ あまりちかよるな おれのこころもかまも どきどきするほどひかてるぜ おうあついで おれはがんばるぜ もえるひをあびて かまをふりかざすがたわくわくするほど きまつてるぜ」

私、神輿会の20周年の記念誌には祝辞を頼まれてこれを引用させてもらったんですが、神輿会の会員もそうですし、生徒さんもそうですし、先生ももちろんのこと、教育の目標はこれにあらわしているんじゃないかなと思っています。ぜひ、困難な事業はいっぱいあると思いますが、それにもめげずかまきりりゅうじになって頑張りたいと思います。

これで質問を終わります。

内藤 明議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号21番について、15番内藤 明議員。

○内藤 明議員 地方自治法の改正に伴う基本構想について、その取り扱いをどうなさる考えか、市長に所見をお伺いいたします。

改正前までの総合計画については、地方自治法2条の4項において市町村に対し総合計画の基本部分である基本構想について、議会の議決を経て定めることを義務づけをされていたことは御承知のとおりであります。それが、第2期分権改革における一昨年平成23年8月1日に施行された地方自治法の一部改正をする法律によって基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市町村の独自の判断に委ねられることになりました。

私は、これは分権改革の視点からすればこれまでの国の後見的な措置を排除する意味合いがあり、市町村において基本構想や総合計画がその役割を終えたということではなく、市町村の自主性の尊重と創意工夫の発揮を期待する観点からの措置と考えております。つまり、策定義務はなくなったので行政が計画的に行わなくてもよいということではなく、今後もそれぞれの自治体の独自性のもとに基本構想は策定すべきものと理解をいたしております。

そこでお尋ねをしますが、自治法改正のもとで議会の議決を含め基本構想を策定する際の手続についても市町村が独自に決めることになりましたが、市長はこの基本構想の策定についてはどのようになさる考えか所見をお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 内藤議員からは自治法改正によってその基本構想どうするのかという御質問でありますけれども、結論から申し上げますと基本的には今までどおりに制定を、つくっていくということに考えているわけであります。

平成23年の地方自治法の改正で、これまで市町村が基本構想をつくるということは義務づけがなされていたものが、その改正によって義務がなくなってきたということではあります。

市町村のほうでそれを判断していくんだと、こういうことでありますが、内藤議員も御指摘がありましたけれども、それはそれぞれの地方分権改革、地方の自主性に任せていくという改革の一環であると我々も受け取っているわけであります。それ自体としてはいい方向に行っているんだろうと思います。

ただ、ただというか、だから市町村がつくらないもつくるもそれは自由なんだということにはストレートにならないんじゃないかと思えます。これまでもそういう形でつくってきたこと自体は、市民の皆さんは地方自治法に明記してあるから、そういうのは義務だから計画をつくっているんだなと思っている人は誰もいないと思えます。我々のやっぺいこうとしている仕事、あるいはやっぺいしている仕事というのはやはり計画というものがあって目指す方向、将来の、今夢集いという将来都市像でありますけれども、そういう目指す方向が示されて、それに対して市民の皆さんも理解をして一緒になって取り組んでいく、行政の役割あるいは民間の役割、それから市民の役割というものがあって、一緒になってまちづくりというのが進んでいるんだと今思っておりますので、そういうたがが外れたからつくらなくていいんだとはならないとも思えますし、市民の皆さんもそういうことは期待はしていないんだろうと思います。今、引き続きそういう計画なり構想なり計画というものはあってしかるべきだ

という理解をしているのではないかと思っているところでもあります。これが回答になるかはわかりませんが、そういう気持ちであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 大変結構な答弁だと私は思っているわけですが、今までどおりにつくるという考え方でございますので、そういうふうに申しあげたところではありますが、地方分権改革のそうした趣旨からすれば当然そうあるべきだと私も思っておりますので、ぜひそのような形で進めていただきたいと思いますが、そこで、これまでの例えば計画のスパンといいますか、世の中の変動に合わせて、あるいはそれと比較して計画期間が長いという見方もございます。実際、これまでも市長がかわられたときなんかは例えば新第何次ということで見直しをされた経過なんかもございますし、この計画についてはやはりいろんな検討を要するんじゃないのかなと、この際、と私は思っております。これとあわせて、今までは基本構想・基本計画・実施計画と3つの構造になっておりますけれども、所によっては2層構造がいいんじゃないかという見方もありますのでその辺もあわせて、私はまだ平成27年度を目標とする今の計画があるわけですから、それに合わせてそうしたこともあわせて検討してみたらいかがかと思っておりますが、市長の御見解を伺いたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今回の計画は平成27年までなわけですね。そういうことであります。その計画の実現に向けて取り組んでいっているわけですが、平成27年になれば新しい計画を、今申しあげたとおりさらに市民の皆さんの期待に応えてそういう計画をつくっていくことを進めたいと今は思っているわけですが、その際の計画の期間あるいは計画の内容などについては当然のことながらやはり事前に検討していかなきゃならんとも思います。

確かに、これまでの県の計画、国もそうですけれども、基本的に10年スパンだということでありまして、ただ10年は余りにも周りの状況が変わってくるということでその間で中間見直しなり3年ごとに見直しをしていくという仕組みになっているわけですが、そのそもその計画自体を何年かに、10年を別な期間に新たな期間に設定をしていくかについても、準備の段階でいろいろ審議会などを継続して設置をしているわけですから、条例で、そういった中でいろいろ御意見を頂戴しながら事前の準備というものを一緒になって進めていく必要があると思っております。

寒河江市としては引き続き計画をつくっていくということに考えておりますけれども、ほかの自治体なんかの例をいろいろ見るとやはり余りに変化が激しいので計画はなかなかつくれないということ判断している自治体もありますし、やはり状況というものを見ながらあるいはいろんな識者のお話などを踏まえた上で計画づくりをしていく必要があるということ認識しております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ぜひそうしたことを含めて御検討をいただきたいと思っております。

そこで、これまでの経過からして市民参加のもとでそうしたこともつくられるだろうということは予想しておりますけれども、これはやはりこれからの行政の指針となるわけですから、そうした市民参加も含めてぜひそうした策定作業に当たっていただきたいと考えております。もちろん、市長もそうしたことのお考えであると思っておりますが、念のために承っておきたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 基本計画、今お尋ねのような計画づくりについては今回の新第5次振興計画の策定過

程の中でもできるだけ市民の皆さんの取り組み、あるいは声、あるいは市民主体のというところを計画づくりの過程の中で進めていくという努力をしてきております。

そういったことで、でき上がった計画についても引き続き検証しながらいい計画を実現をしていく、実行していくという過程の中で100人評価委員会などもさせていただいているところでありますし、さらに新たな計画をつくっていくという段になったときには、さらに一段と市民の皆さんからの知恵や能力というものを活用させていただいて、そういう市民主体の計画にしていくということを心がけていく必要があると思っているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ありがとうございます。

市民参加のもとで市民主体に策定をしていくということでございましたが、そのようにして策定されたこの総合計画はやはり自治体の意思決定といいますか、そういうことを行う意義ということからして市民の代表である議会の議決事件と規定をすべきだと思いますけれども、自治法の改正の中ではそうしたことも外れたといいますか、なくなったわけですが、そうした議会の議決事件として取り扱うべきだと思いますが、そのことについて改めて市長の御見解を伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私から言うのもあれですが、昨年6月に議決されました議会基本条例の中で基本構想に加えて基本計画も議決案件とするということが規定されていると理解しておりますので、そのようなことかと思えます。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 認識は認識で結構でございますけれども、改めて申しあげるまでもありませんけれども、そうしたことで対応をいただきたいと考えておりますし、なおこの議決事件であります、そうする場合であってもこれからは行政側で完成したものを議会に提示をするということのやり方だけではなくして、構想段階でいろいろと議会側に示していただきながら議会側の意見も申しあげ、さらによりよいものをつくっていくというやり方がよりふさわしいんじゃないのかなと考えております。いわゆる多段階的にこの意見の交換をできるような場というのをぜひ設定すべきだと考えますが、市長はどうお考えになりますか。その考え方を見解をお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 事前にいろいろ議会のほうでの議員の皆さんの御意見なり要望というものを中に把握した上で、全体の構想なり計画をつくるべきではないのかという御質問だと思いますけれども、1つは、そういうことを議会全体としての御意向だということであれば我々のほうとしてもいろいろその対応なりも考えていく必要があろうかと思えます。また、もう一つは、議会の審議、議会のさまざまな議論というものは我々が出した案に対して御審議をいただくのが議会の場にありますから、そういったところもやはり真摯な議論をお願い申しあげたいという気持ちもあるのでありますので、まずは議会のほうで御議論いただきたいと思えます。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 そういうふうに来られますと私もどう申しあげていいのかわかりませんが、議会としてこれから議論を重ねてまいりますので、そうしたことを受けてそのように議会が決めたならば、ぜひそのような形で対応させていただきたいとお願いをしておきたいと思えます。

最後にお伺いをしますが、先ほどは市長は議会基本条例の中に明示をされているというお話もございました。いろんなやり方があると思いますけれども、1つは条例の中にそうしたのも政令という、基本計画を制定するという議決事件としての制定をするという規定の仕方、あるいはもう一つは総合計画などの条例を新たに定めてそれを新しい規定にする、そんなやり方。それから3つ目でありますが、こんなこと再度申しあげて大変失礼かと思えますけれども、自治基本条例の中でそうした基本計画の部分のうちをうたって定めるやり方などもあると思います。

自治基本条例の考え方については以前に市長からも見解を伺っておりますが、私はこの際、やはりそうしたことを、何ていいますか、自治基本条例の中に定めておくのも一つの手じゃないのかなと思えますが、その基本構想の部分の策定の部分を、つまり考え方や定義やあるいは基本構想という考え方を定めておくのも手ではないのかと思っておりますので、前段に申しあげました基本条例の中に明示をしながらやるというやり方につきまして、大変恐縮ですが、市長の御見解をあわせてお伺いしたいと思えます。

といたしますのは、佐藤市長にかわられて恣意的に運用なさるといふ方は多分いらっしゃらないと思えますが、条例でもって定めながら普遍性を持たせるといふことも重要なことだと思えます。それがやはり肝要なところではないかと思えますので、最後に伺って私の質問を終わります。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 これまでも、自治基本条例の制定については何度か質問をいただいております。以前にお答えをいたしましたのは既に制定している自治体の例、要するに効果、メリットなども検証させていただいてというのは最初のころに御答弁申しあげたかと思えます。その御答弁申しあげた中では、他の自治体の例を検証あるいはいろいろ話を聞いてみても、なかなか住民意識に変化が感じられないという御答弁を申しあげているところであります。

前回、内藤議員からも御質問がありまして私も御答弁させていただきましたけれども、制定をする目的は何かということでありまして、それは市民の皆さんがまちづくりあるいは行政に対する一層関心を強く、そして積極的に参加をしていくということがそういう条例制定の本来の目的だと思います。そして行政、先ほど申しあげましたけれども、民間、市民、それぞれの役割分担のもとに一緒になってまちづくりに参加をしていくということが目的であろうかと思えますから、そういった機運がさらに高まった時点あるいは高まっていくことによってそういう条例制定の道筋が見えてくるのではないかという御答弁を申しあげたところであります。

今の時点の市長としての考えはどうかということになれば、基本的にはそういう前回御答弁申しあげた気持ちと同じでありまして、まだそこは、市民の皆さんの意識の高まりというのは前よりは数段高まってきている、そういう機運も盛り上がってきていると思えますけれども、我々としてはさらに一緒になってまちづくりを進めていく、そういう市民の皆さんの気持ちを吸い上げるあるいは高めていくいろんな算段というものをしていかなきゃなんらんと思っているところであります。それこそ、市民主体の条例制定につなげていく必要があると思っているところであります。

そういった意味で、今条例制定についてはどうかということについてはさらにいろいろ将来のための施策展開を進めていながら機運の醸成を高めていきたいと思えます。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 終わるつもりでおったんですが、最後にちょっとだけつけ加えさせていただきますが、

総合計画についてもそうした1つのやり方として基本条例などに含めてはどうかという提案でございますので、この際改めてそうしたものも含めて御検討いただければと思います。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございます。

散 会 午後1時53分

○高橋勝文議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまでした。

平成25年3月8日（金曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 高橋勝文 | 議員 | 2番 | 阿部清 | 議員 |
| 4番 | 後藤健一郎 | 議員 | 5番 | 太田芳彦 | 議員 |
| 6番 | 國井輝明 | 議員 | 7番 | 沖津一博 | 議員 |
| 8番 | 工藤吉雄 | 議員 | 9番 | 杉沼孝司 | 議員 |
| 10番 | 辻登代子 | 議員 | 11番 | 荒木春吉 | 議員 |
| 12番 | 木村寿太郎 | 議員 | 13番 | 新宮征一 | 議員 |
| 15番 | 内藤明 | 議員 | 16番 | 川越孝男 | 議員 |
| 17番 | 那須稔 | 議員 | 18番 | 鴨田俊廣 | 議員 |

○欠席議員（2名）

| | | | | | |
|----|-------|----|-----|------|----|
| 3番 | 遠藤智与子 | 議員 | 14番 | 佐藤良一 | 議員 |
|----|-------|----|-----|------|----|

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------|---------------|-------|------------------|
| 佐藤洋樹 | 市長 | 渡邊満夫 | 教育委員長 |
| 兼子昭一 | 選挙管理委員会委員長 | 高子武 | 農業委員会会長 |
| 犬飼一好 | 総務課長 | 菅野英行 | 政策推進課長 |
| 奥山健一 | 財政課長 | 船田一彦 | 税務課長 |
| 安彦浩 | 市民生活課長 | 富澤三弥 | 建設管理課長 |
| 山田敏彦 | 下水道課長 | 小野秀夫 | 農林課長(併)農業委員会事務局長 |
| 荒木信行 | 商工振興課企業誘致推進室長 | 安孫子政一 | 情報観光課長 |
| 那須吉雄 | 健康福祉課長 | 阿部藤彦 | 子育て推進課長 |
| 横山一郎 | 会計管理者(兼)会計課長 | 丹野敏幸 | 水道事業所長 |
| 安食俊博 | 病院事務長 | 荒木利見 | 教育長 |
| 工藤恒雄 | 学校教育課長 | 月光龍弘 | 生涯学習課長 |
| 大沼孝一郎 | 監査委員 | 大泉辰也 | 監査委員局長 |

○事務局職員出席者

| | | | |
|------|------|-----|------|
| 丹野敏晴 | 事務局長 | 佐藤肇 | 局長補佐 |
| 佐藤利美 | 総務主査 | 兼子亘 | 総務係長 |

議事日程第4号 第1回定例会
平成25年3月8日(金曜日) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成24年度寒河江市一般会計補正予算(第6号))
- 〃 2 議第4号 平成24年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)
- 〃 3 議第5号 平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 〃 4 議第6号 平成24年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 〃 5 議第7号 平成24年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)
- 〃 6 議第8号 平成24年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第2号)
- 〃 7 議第42号 寒河江市屋内多目的運動場新築工事請負契約の締結について
- 〃 8 質疑
- 〃 9 予算特別委員会設置
- 〃 10 委員会付託
- 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再開 午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、3番遠藤智与子議員、14番佐藤良一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

議案上程

○高橋勝文議長 日程第1、承認第1号から日程第7、議第42号までの7案件を一括議題といたします。

質疑

○高橋勝文議長 日程第8、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

承認第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第7号に対する質疑はありませんか。杉沼議員。

○杉沼孝司議員 24年度の介護認定審査会の補正について、審査判定会議の開催件数の減少等に伴うというふうにありますけれども、それについてちょっとお伺いしたいと思います。今年度の開催計画は何件で、実際は何件くらい減数になったのかを教えてくださいたいと思います。

○高橋勝文議長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 計画では201回の予定でしたけれども、お示しのとおり2回ほど減っておりまして、3月まだ時間がありますけれども、そういう状況になっております。以上です。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 施設に入りたいなんていう場合などは、介護認定の等級によっても決まることがあるわけですので、少なくなったために介護認定の審査への影響はなかったのか、お伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 2回減というふうに申しあげましたけれども、2回減のうち1回が寒河江市で、もう1回はほかの町になってございまして、寒河江市の案件については案件がなかったので審査会がなかったということでございます。

○高橋勝文議長 ほかに。川越議員。

○川越孝男議員 今の関係で、回数が減った理由はわかりました。寒河江の場合は対象者がなかったということで、その予定されたときに。

それでお尋ねしたいのは、審査対象者がどれくらいになっているのかということと、それから審査会を開催した場合の所要時間というのは大体どれくらいかかっているのか、把握していれば教えてくださいたいと思います。

○高橋勝文議長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 第1点の部分については、仮に2月末ですと4,200件ほど行っておりまして、22年度、23年度も、22年度で申しますと4,460件、23年度が4,552件ですので、件数的にはそういう形に進んでいるというふうに思っています。

所要時間ではありますが、大体2時間程度というふうになっています。以上です。

○高橋勝文議長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第8号に対する質疑はありませんか。川越議員。

- 川越孝男議員 現在の入院者数というのは、一般とそれから療養のほう、今現在どういう数なのか教えていただきたいと思います。
- 高橋勝文議長 安食病院事務長。
- 安食俊博病院事務長 今現在の入院患者数でございますが、療養病棟につきましては30床のうち20名、あと一般病床については、最近全体で90名くらいになっておりましたので、今現在では70名くらいになってございます。一般病床が70名とあと療養病床が20名、そのくらいの数字で推移しております。
- 高橋勝文議長 川越議員。
- 川越孝男議員 今現在は、70名なり20名というふうなことのようにありますけれども、24年度の当初の計画では、当初というか今までの計画は、一般が76名のところを63名にしたいというのが今回の補正なわけです。あと、療養についても28名を18名にしたいというふうなことですけれども、今回改正するやつよりも実質的に今現在は多いわけにありますけれども、たまたま今療養であれば3カ月、一般であれば12カ月に平均すると、やっぱりこれくらい移るんだというふうなことなのか、その辺も教えていただきたいと思います。
- 高橋勝文議長 安食病院事務長。
- 安食俊博病院事務長 今年度の患者の動向でございますが、一般病床、4月から11月で1万5,237人ということで、1日62.5人くらいになってございます。12月から2月は、1日で70.9人、人数で申し上げますと6,383人となっております。去年の状況などを見ますと、3月にちょっと減っているという状況などもございまして今回の人数、一般病床については今のような人数ですが、あと療養病床は1月から始まりまして、1月2月で808人になってございます。1日13.7人という計算になりますので、現在は20名までになっており、今から1週間に二、三名ずつ入れていくという計画でございまして、今回の補正では一般病床で、1号補正でいただきました今議員さんからありました数値で一般病床で4,745人、療養で900人の減を見込んで、それに向かって進めていくというふうに考えたところでございます。
- 高橋勝文議長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第42号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

- 高橋勝文議長 日程第9、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第4号については議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第4号については議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委 員 会 付 託

○高橋勝文議長 日程第10、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

| 委 員 会 | 付 託 案 件 |
|-----------|----------------|
| 総務文教常任委員会 | 承認第1号、議第42号 |
| 厚生常任委員会 | 議第6号、議第7号、議第8号 |
| 建設経済常任委員会 | 議第5号 |
| 予算特別委員会 | 議第4号 |

散 会 午前9時57分

○高橋勝文議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまでした。

平成25年3月11日（月曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 高橋勝文 | 議員 | 2番 | 阿部清 | 議員 |
| 4番 | 後藤健一郎 | 議員 | 5番 | 太田芳彦 | 議員 |
| 6番 | 國井輝明 | 議員 | 7番 | 沖津一博 | 議員 |
| 8番 | 工藤吉雄 | 議員 | 9番 | 杉沼孝司 | 議員 |
| 10番 | 辻登代子 | 議員 | 11番 | 荒木春吉 | 議員 |
| 12番 | 木村寿太郎 | 議員 | 13番 | 新宮征一 | 議員 |
| 15番 | 内藤明 | 議員 | 16番 | 川越孝男 | 議員 |
| 17番 | 那須稔 | 議員 | 18番 | 鴨田俊廣 | 議員 |

○欠席議員（2名）

| | | | | | |
|----|-------|----|-----|------|----|
| 3番 | 遠藤智与子 | 議員 | 14番 | 佐藤良一 | 議員 |
|----|-------|----|-----|------|----|

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------|------------------|-------|---------------------------|
| 佐藤洋樹 | 市長 | 渡邊満夫 | 教育委員長 |
| 兼子昭一 | 選挙管理委員会 委員長 | 高子武 | 農業委員会会長 |
| 犬飼一好 | 総務課長 | 菅野英行 | 政策推進課長 |
| 奥山健一 | 財政課長 | 船田一彦 | 税務課長 |
| 安彦浩 | 市民生活課長 | 富澤三弥 | 建設管理課長 |
| 山田敏彦 | 下水道課長 | 小野秀夫 | 農林課長(併) 農業委員会 事務局局長 |
| 秋場礼子 | 商工振興課長補佐 | 安孫子政一 | 情報観光課長 |
| 那須吉雄 | 健康福祉課長 | 阿部藤彦 | 子育て推進課長 |
| 横山一郎 | 会計管理者 (兼)会計課長 | 丹野敏幸 | 水道事業所長 |
| 安食俊博 | 病院事務長 | 荒木利見 | 教育長 |
| 工藤恒雄 | 学校教育課長 | 月光龍弘 | 生涯学習課長 |
| 大沼孝一郎 | 監査委員 | 大泉辰也 | 監査委員 局長 |

○事務局職員出席者

| | | | |
|------|------|-----|------|
| 丹野敏晴 | 事務局長 | 佐藤肇 | 局長補佐 |
| 佐藤利美 | 総務主査 | 兼子亘 | 総務係長 |

議事日程第 5 号

第 1 回定例会

平成 25 年 3 月 11 日 (月曜日)

予算特別委員会終了後開議

再 開

(予算特別委員会付託関係)

日程第 1 議第 4 号 平成 24 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 7 号)

〃 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 3 質疑・討論・採決

(総務文教常任委員会付託関係)

日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 24 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 6 号))

〃 5 議第 4 2 号 寒河江市屋内多目的運動場新築工事請負契約の締結について

〃 6 総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 7 質疑・討論・採決

(厚生常任委員会付託関係)

〃 8 議第 6 号 平成 24 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

〃 9 議第 7 号 平成 24 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算 (第 1 号)

〃 10 議第 8 号 平成 24 年度寒河江市立病院事業会計補正予算 (第 2 号)

〃 11 厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 12 質疑・討論・採決

(建設経済常任委員会付託関係)

日程第 13 議第 5 号 平成 24 年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

〃 14 建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 15 質疑・討論・採決

日程第 16 議第 9 号 平成 25 年度寒河江市一般会計予算

〃 17 議第 10 号 平成 25 年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算

〃 18 議第 11 号 平成 25 年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算

〃 19 議第 12 号 平成 25 年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算

〃 20 議第 13 号 平成 25 年度寒河江市国民健康保険特別会計予算

〃 21 議第 14 号 平成 25 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算

〃 22 議第 15 号 平成 25 年度寒河江市介護保険特別会計予算

〃 23 議第 16 号 平成 25 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算

〃 24 議第 17 号 平成 25 年度寒河江市財産区特別会計 (高松、醍醐、三泉) 予算

〃 25 議第 18 号 平成 25 年度寒河江市立病院事業会計予算

- 〃 26 議第19号 平成25年度寒河江市水道事業会計予算
 - 〃 27 議第22号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
 - 〃 28 議第23号 寒河江市職員互助共済制度に関する条例の一部改正について
 - 〃 29 議第24号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び寒河江市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
 - 〃 30 議第25号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
 - 〃 31 議第26号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
 - 〃 32 議第27号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 〃 33 議第28号 寒河江市市税条例の一部改正について
 - 〃 34 議第29号 寒河江市都市計画税条例等の一部改正について
 - 〃 35 議第30号 寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正について
 - 〃 36 議第31号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
 - 〃 37 議第32号 寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 〃 38 議第33号 寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
 - 〃 39 議第34号 寒河江市牧場設置に関する条例の一部改正について
 - 〃 40 議第35号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
 - 〃 41 議第36号 寒河江市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
 - 〃 42 議第37号 寒河江市営住宅条例の一部改正について
 - 〃 43 議第38号 寒河江市空き家等の適正管理に関する条例の制定について
 - 〃 44 議第39号 寒河江市都市公園条例の一部改正について
 - 〃 45 議第40号 寒河江市下水道条例の一部改正について
 - 〃 46 議第41号 寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
 - 〃 47 議第43号 社会資本整備総合交付金 公共下水道8-1号幹線(雨水)24-1工区工事請負変更契約の締結について
 - 〃 48 議第44号 市道路線の変更について
 - 〃 49 議第45号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
 - 〃 50 請願第1号 TPP交渉参加に反対する意見書の提出に関する請願
 - 〃 51 質疑
 - 〃 52 予算特別委員会設置
 - 〃 53 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号と同じ

再 開 午前10時00分

○高橋勝文議長 ただいまから本会議を再開いたします。

東日本大震災発生から2年が経過いたしました。ここで、東日本大震災の犠牲となられました方々に対し、黙禱をささげます。

○丹野敏晴事務局長 御起立をお願いいたします。

黙禱。

黙禱を終わります。御着席をお願いいたします。

○高橋勝文議長 本日の欠席通告議員は、3番遠藤智与子議員、14番佐藤良一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第1、議第4号を議題といたします。

予算特別委員会の審査の 経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長の報告を求めます。内藤予算特別委員長。

〔内藤 明予算特別委員長 登壇〕

○内藤 明予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第4号平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）であります。

3月8日、委員15名出席のもと委員会を開会し、議第4号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、採決に入りました。

議第4号を採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○高橋勝文議長 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第4号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○高橋勝文議長 次に、日程第4、承認第1号及び日程第5、議第42号を一括議題といたします。

総務文教常任委員会の審査の 経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第6、総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教常任委員長の報告を求めます。辻総務文教常任委員長。

〔辻 登代子総務文教常任委員長 登壇〕

○辻 登代子総務文教常任委員長 総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月8日、委員5名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、承認第1号及び議第42号の2案件であります。

審査の内容を申し上げます。

まず、承認第1号専決処分承認を求めることについて(平成24年度寒河江市一般会計補正予算(第6号))を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「除雪事業費の現在の予算執行状況について」の問いがあり、当局より「2月26日現在で1,725万4,000円の残額があり、その後出動しているため、現在の残額はこれより少額になっていると思います」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

次に、議第42号寒河江市屋内多目的運動場新築工事請負契約の締結についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「屋内多目的運動場の供用開始の時期と管理運営について」の問いがあり、当局より「年内のオープンを目指し、管理運営につきましては他の社会体育施設と同様に指定管理の方向で考えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○高橋勝文議長 日程第7、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第1号及び議第42号の2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する委員長の報告は、いずれも承認及び可決であります。

2案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、承認第1号及び議第42号の2案件は原案のとおり承認及び可決されました。

議案上程

○高橋勝文議長 日程第8、議第6号から日程第10、議第8号までの3案件を一括議題といたします。

厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第11、厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生常任委員長の報告を求めます。國井厚生常任委員長。

〔國井輝明厚生常任委員長 登壇〕

○國井輝明厚生常任委員長 厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、3月8日、委員5名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第6号、議第7号及び議第8号の3案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第6号平成24年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第7号平成24年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「介護認定審査会における委員の人数及びその内訳について」の問いがあり、当局より「認定審査会は全体で72名の委員がおり、その内訳は医師36名、歯科医師18名、保健師、看護師、薬剤師、介護福祉士等の保健福祉に関する方が18名です」との答弁がありました。

委員より「平成23年度、平成24年度の審査件数と認定者数について」の問いがあり、当局より「審査件数は平成23年度4,552件、平成24年度は2月末時点で約4,200件です。本市の平成23年度における認定者数は1,820名です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第8号平成24年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「平成24年度の基準内繰入と基準外繰入の金額と、病院の今後の取り組みについて」の問いがあり、当局より「平成24年度の繰入額は6億3,000万円になりますが、そのうち基準内繰入は3億2,900万円であり、その額を差し引いた3億100万円が基準外繰入になります。今後は、本年1月に掲げた一般病床入院患者数の目標である72名を確保するため、診療所や近隣の病院などとの連携を密にして、患者の数の増加に努力してまいります」との答弁がありました。

委員より「予算で示している数字と実績に差が生じないように、努力していただきたい」との要望がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○高橋勝文議長 日程第12、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第6号、議第7号及び議第8号の3案件を一括して採決いたします。

ただいまの3案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

3案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第6号、議第7号及び議第8号の3案件は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第13、議第5号を議題といたします。

建設経済常任委員会の審査の 経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第14、建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

建設経済常任委員長の報告を求めます。工藤建設経済常任委員長。

[工藤吉雄建設経済常任委員長 登壇]

○工藤吉雄建設経済常任委員長 建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月8日、委員全員出席し開会いたしました。

付託になりました案件は、議第5号の1案件であります。

審査の内容を申し上げます。

議第5号平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「国庫補助金2,690万円の減額理由は」との問いがあり、当局より「概算要求を行った額を当初予算に計上していましたが、その額よりも補助事業の配分額が下回ったために、補助金額の減額となったものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○高橋勝文議長 日程第15、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は10時35分といたします。

休 憩 午前10時20分

再 開 午前10時35分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第16、議第9号から日程第50、請願第1号までの35案件を一括議題といたします

質 疑

○高橋勝文議長 日程第51、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

議第9号に対する質疑はありませんか。内藤議員。

○内藤 明議員 私も総務文教委員会所属なんですが、ちょっと市長にお尋ねをしたいというふうに思いますが、実は25年度予算の歳入の部分の地方交付税にかかわる問題で、1点お尋ねしたいというふうに思います。

現在の安倍内閣は、去る1月24日に国家公務員で行われている給与の削減について、臨時的な削減措置を地方公務員でもするようにというような要請がなされたわけでありましてけれども、ここで問題なのは、要請というふうな文言にもかかわらず、地方交付税で措置をするというふうな手法を用いたことだというふうに思います。

何か聞くとところによりますと、地方6団体でもそれに対する声明を出したというふうなことをもお聞きしておりますが、市長は御承知のように地方交付税は地方の財源の均衡化を図るための制度であって、自治体の固有の財源でありますから、本来は国でその使い道を決めるというようなことは、あってはならないことだというふうに私は思っております。そうした点からすると、これは明らかに国で定める憲法の92条の「地方自治の本旨」というふうなものにも反しますし、地方交付税法や地方自治法も否定するものというふうに思っております。

小泉政権以降、地方では相当の行財政改革がなされておりますし、地方交付税もかなり削減をされております。こうした国の方針について、先ほども申しあげましたが地方6団体で声明を出されたと

いうふうなことも聞いておりますが、市長はどのように対応されるのか、どういうふうなお考えなのか、まず1点お尋ねをしたいというふうに思います。

それからもう1点は、これは一般会計、特別会計全てにわたりますけれども、電力料金の関係なんですが、23年度ベースでこの前財政課、それから関係ある事業所等にお尋ねをしたところ、一般会計・特別会計で1億3,800万円、それから市立病院が1,862万円、それから水道事業所が3,125万円、合計で1億8,787万円の電力料金が市全体でかかっております。

とすると、7月から17.7%の値上げをするというふうなことが言われておりますけれども、当然この予算も値上げも見込んで組んでおられるというふうに思いますが、どのくらいに値上げになるのか、その点あわせて2点をお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 交付税についての基本的な考え方についてお尋ねがありましたが、私のほうからお答えをいたしたいというふうに思います。

交付税そのものは、先ほど内藤議員御指摘のとおり地方固有の財源でありますから、その用途については地方の財源として地方が地域のために、自治体の運営のために活用するという趣旨だというふうに思っているところであります。市長会等も今回の国の方針に対しては遺憾であるというようなことで申し入れをしているわけでありますので、私も交付税そのものの本旨、地方自治の本旨からしても交付税そのもののあり方としては今回の措置については大変遺憾であるというふうに理解しているところであります。

2点目の電気料金の値上げについては、財政課長のほうから答弁させます。

○高橋勝文議長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 それでは、電気料金のほうについて御説明申し上げます。

電気料金の値上げにつきましては、当初電力会社のほうからの連絡があったのが、予算編成中でした。そのときにつきましては、値上げ幅についてはまだ決定していないというような状況だったものですから、一応予算編成に当たっては10%の値上げを見込んで予算の計上はしたところでした。

それで、電力会社のほうから、今議員がおっしゃった17.7%という数値がこちらのほうにあったのが、2月の予算ができてからというようなことだったものですから、うちのほうでは10%の値上げを見込んで予算を編成したというところがございます。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 市長から、地方交付税に対する考え方、大変遺憾であるというようなことであります。ぜひ、全国市長会等を通じる中で、こうした交付税に対するやり方に対してやっぱりぜひ厳重なる抗議といいますかをしていただきたいというふうに思いますし、その趣旨を十分守るように対応をお願いをしたいというふうに思います。

それから、2番目の電気料金の関係ですが、10%の値上げを見込んでいるというふうなことでお話がありました。7月からの値上げとなりますと、それより若干ふえるのかなというふうに私は思いますけれども、そこで実は多分本市で使っている電力というのはそれぞれの事業所、学校、本庁、水道事業所や病院等いろいろありますけれども、業務用の電気だというふうに思っておりますが、既にそうした業務用の電力については自由化がなされておるわけであります。高圧の6,000ボルト、それ

から特別高圧2万ボルトについてはもう自由化がなされておりまして、そういう意味ではどこの電力会社と契約しても買える状況にあります。

ただ、残念ながら一般家庭の低電圧の関係については、まだ自由化になっていないわけでありまして、その部分についてはどこの電力会社からもというわけにはいきません。

そこで、経済産業省の資源エネルギー庁でも電力小売自由化による効果ということで、宣伝をいたしております。新しく参入した会社について新電力というふうなことで言われているそうでありまして、東北地域にも既にもう供給をされております。県内でも国の関係機関やあるいは全国の自治体でも既にもう検討されて、既に契約をして実態として効果も上げております。そうしたことについては、経済産業省のそうした資料に明確にされておりますけれども、そういうことも検討すべき時期に来ているのではないかなと思っておりますが、そうしたことについての見解をお聞かせをいただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 その件につきましても、他市の状況とか、経産省の情報とかは収集しながら、検討はしていかなければならないであろうということは考えております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ちょっと参考のために申しあげますが、この経済産業省で出している資料によりますと、地方公共団体でも電力調達、入札が広まっており、予定価格の数%から10%減の価格で落札され、行政コストの削減に寄与していると、こういうふうなことが出ております。また、価格の削減効果に加え、環境面を評価して随意契約を締結している地方公共団体もありますと、こういうふうなこともありますので、そうした具体例として経済産業省の庁舎、あるいは財務省の関東財務局のさいたま新都心合同庁舎の例とか、世田谷区役所の例とか、豊島区の区立小学校の例とか、立川市の庁舎、立川競輪場、小中学校等の施設の例とか、それから城南信用金庫の例とかずっと出ておりますので、そうしたこともぜひ検討していただいて、最近原油の価格も上がっておりますので、円安で油の価格なんかも上がっておりますので、若干変動はあるというふうに思いますが、相当やっぱり価格が低く抑えられているというふうな状況がありますので、そうしたことを参考に。入札などもあるそうでありますから、ぜひ参考にさせていただいて、同じ電気を使うなら安いほうがいいに決まっているわけありますから、検討をしていただきたいということをお願いしておきます。

○高橋勝文議長 ほかに。辻議員。

○辻 登代子議員 3款の民生費2項児童福祉費についてお伺いいたします。

このたびの市長の新しい事業といたしまして、第3子以降の保育料の免除事業費補助金といたしまして、本当に感謝申しあげる次第でございますが、今年度の予算は2,460万円になっておりますが、本市におきましては何世帯見込まれているのかお伺いいたします。

○高橋勝文議長 阿部子育て推進課長。

○阿部藤彦子育て推進課長 お答えいたします。

第3子の無料化ということでございます。この事業については市立保育所、それから認可外保育施設、それから私立幼稚園、それぞれの施設で実施を予定しているところでございますけれども、お話のあった2,460万円ではなくて246万円ということかと思っておりますけれども、この金額につきましては認可外保育施設に入所している世帯の第3子について、無料化をしようというものでございまして、実

際該当する世帯としましては5人というふうに見込んでおります。以上でございます。

○高橋勝文議長 ほかに。杉沼議員。

○杉沼孝司議員 2款1項9目の結婚支援対策事業についてお伺いしたいと思います。

今、非常に若い人で未婚の方が多いということで、こういう対策事業もできたわけでありませけれども、昨年のまず結果と、ことしは何組くらいを計画したのかお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 お答え申し上げます。

24年度の実績でございますが、これにつきましては報償費の対象となった事例はございませんが、結構進捗しておりまして、結納が終わったというふうなケースが複数ございます。そのため、来年度につきましては今年度より若干多く見積もっておりまして、報償金は5組を想定して計上させていただいているところでございます。以上でございます。

○高橋勝文議長 ほかに。杉沼議員。

○杉沼孝司議員 その結婚支援の組織があるわけですが、組織の活動としてどんな活動をしているのかと、よその地区というか、こういう事例などもあるようです。例えばボランティア婚活というふうなことで、被災地のほうに男性と女性を募集しまして、その中でボランティア活動に行くというふうなこともやっているようでありませので、ぜひ昨年せつかくの報償費を支払うケースがなかったというのは残念なことだと思いますので、ことしはぜひとも報償できるように、そういう組織でやることなどはどうなのかなというふうに考えております。その辺についてどのように考えているかをお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 お答えいたします。

具体的な活動ということでございますが、これにつきましては著名な仲人さん、さらには婚活という言葉をおつくりになったジャーナリストの方を招聘いたしまして、講演会を2回ほど開催しております。そのほかに、婚活コーディネーターとして御登録いただいた方々から、ほぼ月に1回程度それぞれ情報交換という形で、定例的に打ち合わせ等をさせていただいているところでございます。そのほか、先進地視察というふうな形で、他の市のほうにも視察に行かせていただいたという経緯がございます。

ただいまの被災地支援を兼ねたボランティアというふうなことで婚活活動というふうなことでございますけれども、寒河江市の場合ですと仲人というすばらしい結婚を支援する方々がいかに能力を発揮しやすくするかというバックアップをしていくというふうな形で、この婚活コーディネーター制度については発足させていただいているところでございます。

ただいまの御質問にありましたそういったことにつきましては、そういう活動をなさるといふふうな団体がございましたらば、支援等についてはこれまで同様いろいろ検討していかなくちゃならないというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○高橋勝文議長 ほかに。後藤議員。

○後藤健一郎議員 2つ御質問させていただきます。

まず、32ページ歳入の16款寄附金についてであります。こちらのほうは、いわゆるふるさと納税というところになると思うんですけれども、寒河江市においてこのふるさと納税をどのようにPRして

いるのか、教えていただきたいと思います。

あともう1点、2款の1項6目企画費の中の地域づくり推進事業についてであります。こちらのほうが、いわゆる地域おこし協力隊の方々の費用等もここに入ってくると思いますが、・議員の一般質問においても少し触れておりましたが、こちら地域づくり協力隊の方にはどのような仕事を依頼するのかという点について教えてください。

○高橋勝文議長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 それでは、私のほうからふるさと納税のほうについてお答え申し上げます。

ふるさと納税につきましては、市のホームページのほうにバナーを設けて募集をしているほか、あと市報にも出している。あと、高額の寄附をいただいた方については、何か市の産品を送りながら、お礼をしながら、また引き続き寄附をお願いしているというふうなことで、お願いしているところがございます。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 地域づくり推進事業につきましてお答えいたします。

この地域づくり推進事業の予算につきましては、地域おこし協力隊と集落支援員の方の報酬、その他の経費を予算化しているものでございます。

具体的な活動内容といたしましては、地域おこし協力隊につきましては主に中心市街地の活性化のための活動をお願いしようかなというふうに、今のところ想定をしております。また、集落支援員につきましては、田代地区の小学校の校舎の跡地の利活用を含めた田代地区全体の活性化のための活動をお願いしようかというふうに考えております。以上です。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

ふるさと納税のほうにつきましては、これは私の知っている範囲内になるんですけども、一番多いところだと鳥取県の米子市、こちらのほう平成24年度の数字であります。1月の時点で7,000万円という非常に大きい金額をこちらふるさと納税で納めていただいているようです。寒河江市においては、先日議会内で約500万円というふうなお話がありましたけれども、その金額の大小ももちろんそうなんです。やり方としてこちら鳥取の米子市では、非常にわかりやすいようにふるさと納税のための専用のサイトを市のホームページと全く別個につくりまして、非常にわかりやすくどこに使用されているのか、どうやって納めたらいいかということの説明しているのと、あと企業とのタイアップなどによりこれだけの数字を上げていらっしゃるようですので、寄せていただくのはもちろんそうなんです。ふるさと納税をしていただく方というのは非常に私たち寒河江市の強力なファンといいますか、支援してくださる方だと思いますので、そういう方をふやすためにも、やり方のほうをいろいろ研究していただけたらと思います。

あと地域づくり協力隊のほう、中心市街地のほうの活性化ということなんです。私もこれは一般質問したことで、非常に内容はよくわかっているんですけども、どういった地域の方を募集するかによって、寒河江市内のどこに住めるかまでが決まってしまうことだと思いますので、今住民票がどこにある方たちを対象に募集するのも教えていただけますか。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 地域おこし協力隊につきましては、寒河江市の場合は一部山村振興地域が入

っているということで対象になるわけでありましたが、制度といたしまして首都圏の都市、あと政令都市ですと市内のどこに住所を移しても構わないということでありましたが、それ以外の都市ですと白岩地区に住所を構えないと対象にならないということがございますので、首都圏あるいはさらに中京圏とか関西圏も大丈夫なんですけれども、主に首都圏の都市、あるいは近くの政令指定都市であります仙台市、新潟市あたりを想定をしております。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 歳入のほうでありますけれども、1款4項1目のたばこ税、ことしは大幅にアップされて3億1,400万何がしの予算が計上されております。これまでも、何回かこのことに関しては、私も申しあげてきた経過がありますけれども、何かたばこを吸う人は罪悪感を感じながら、隠れてたばこを吸わなければならないような時代になってきていることは十分承知しているわけですが、これまでもたばこは市内から買ひましよう運動をもう少し強力に対策をやってほしいということ、再三申しあげてきたところであります。

今年度は大幅にアップされて3億1,400万円、昨年度と比較して2,900万円、約3,000万円近くがアップになっているわけですが、その対策として2款2項の2目でたばこ税対策活動補助金ということで15万円が計上されておりますけれども、これは具体的にどういった内容に補助されるのか。その辺をお聞かせいただきたい。

○高橋勝文議長 船田税務課長。

○船田一彦税務課長 15万円につきましては、たばこ組合等に対する補助金ということになっておりますけれども。たばこ組合に対する補助金ですけれども、たばこ組合のほうが行う活動、「たばこは地域で買ひましよう」とか、あるいは活動しているわけなんですけれども、駅前の美化とか環境整備とかというのやっているわけなんですけれども、そういうものに対する活動の補助金として15万円を交付する予定であります。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 たばこ小売店のほうに補助金を出して、市内から買ってもらうような活動をしてほしいというような今の内容だと思うんですけれども、私が前から申しあげてきているのは、たばこ小売店組合というのはたばこを売っている業者なんですね。いわゆる業者の角度からの「市内から買ひましよう」というものとは、また行政的な面から「市内から買ひましよう」というもの、この運動を盛り上げる、そういうふうな部分が非常に大事なのではないかなど。売る人が「買ひましよう」というのは、これはごく当然のことなんですけれども、ただこの15万円という金額でどれだけの活動ができるのか、ちょっといささか不安な部分もあるんですが、いわゆる行政としてこの運動をもっと盛り上げていただきたいということを申しあげて、終わります。

○高橋勝文議長 ほかに。辻議員。

○辻 登代子議員 4款の衛生費1項保健衛生費でございますが、全国的にも自殺で亡くなる方が大変多いようでございます。昨年は、自殺対策事業といたしまして100万円でございますけれども、今年度は40万9,000円に減っております。どのような事業をなさっているのか、そして昨年は何人の自殺者がいらっしたのか、お伺いいたします。

○高橋勝文議長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 まず、予算減額の件でございますが、これにつきまして24年度は倉嶋 厚さ

んを迎えて講演会をしているところであります。これについては毎年ということではなくて、時期を見ながらしております。

25年度につきましては、いわゆるパンフ等24年度は全戸配布しましたけれども、今回は少し今申しあげた講演会分、59万1,000円ほどになりますけれどもこれを引いて、議員御指摘のように40万9,000円ということで組んでいるところであります。

それから、自殺のほうですけれども昨年の状況、つまり自殺については歴年でなっております。昨年ですが、本市では8名になっております。

○高橋勝文議長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第10号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第11号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第12号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第13号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第14号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第15号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第16号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第17号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第18号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第19号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第22号に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 3点お尋ねをしたいと思います。

1つは、市の当該労組との話し合いは、どういうふうになっているのかということが1つです。2つ目、ドナー登録者は何人ほどいるのか教えていただきたい。3点目が、ドナー登録の奨励というか勧める、こういう対応はどのようにやっているのか。この3点教えていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 犬飼総務課長。

○犬飼一好総務課長 お答え申し上げます。

第1点の関係でございますけれども、労働組合との関係というふうなことでございますけれども、組合交渉の中でいろいろ話を進めていくというふうなことでございまして。

あと、第2点の関係ですけれども、山形県内全体の登録者数というふうな形での数字を申しあげます。というのは、市内だけでなく職員は県内全体的な中での休暇というふうなことになろうかと思えますので、県内での移植患者が104人というふうなことになっているようでございまして、あとドナーの対応についての普及というふうなことでも、この骨髄液のドナーに対しての対応というふうなことは、特に今のところは喚起はしておりませんが、今回さまざま条例改正等がございまして、その辺については職員のほうに十分周知しながら進めてまいりたいというふうに思います。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 やっぱり1番目申しあげましたように、これは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でありまして、やっぱり議会で条例がなつてからというようなことではなくて、こういうふうなことということであれば事前にしておいて、そういう関係を保ちながらやっていただきたいということをお願いをしておきます。

それから、やっぱりこういう制度をつくつても、全国的にドナーがなかなかいないというふうなことで、非常にそういう病気の方々は移植が生きる道だというふうに言われながら、ドナーがないという課題があるわけでありまして、ぜひこういう今度制度もできるわけですので、一般市民に対してもそうでありまして、職員に対しても奨励といいますか、そういうふうなことを常に心がけていただきたいと思いますということを申しあげておきます。

○高橋勝文議長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第23号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第24号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第25号に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 先ほどもお話しありましたけれども、地域おこし推進員の関係などがありました。それで、集落支援員と地域おこし推進員と美術館専門員、この3つの特別職について人数と選任方法、そしてそれぞれの3つの専門員などの特別職の方の任務といいますか職務といいますか、このことについて教えていただきたいと思えます。

○高橋勝文議長 犬飼総務課長。

○犬飼一好総務課長 最初に、集落支援員の関係でございまして。廃校予定の田代小学校とか葉山高原牧場、そういった市有財産の利活用を含めて田代地区地域づくり計画を全体的に見直すというふうなことでの、活性化対策を検討するというふうなことで、1人を計画しているところでございまして。

地域おこし推進員の関係でございましてけれども、先ほど来さまざま御質問等に対する答弁なども行っていますので、人数のほうだけで申しあげますと、お一人というふうなことになってございまして。

あと、美術館の専門員の関係でございましてけれども、現在社会教育指導員として勤めていただいているというふうな状況でございましてけれども、現在週3日というふうな中での勤めというふうなことでお願いしているわけですので、今後企画展とか特別企画展の開催回数をふやしたり、美術品の整理・データ化の業務を追加するというふうなことから、専門員はお一人ですけれども、週4日勤

務というふうな形の中で進めてまいりたいというふうに考えているところであります。以上です。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 美術館の専門員は、もう既に今1名の方が週3日で来ている人を4日にするというようなことではありますが、集落支援員と地域おこし推進員の選任方法もお尋ねしたんですが、どういう方法になるのか教えていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 地域おこし推進員につきましては公募をいたしますので、応募者の中から選定をさせていただくということになります。また、集落支援員につきましては、田代地区の地元の方についてもらうべく、地区とも協議をしながら選任をさせていただきたいというふうに思っております。

○高橋勝文議長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第26号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第27号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第28号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第29号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第30号に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 25年度から、田代小学校が白岩との統合というふうなことで、田代小学校を除く形になるわけではありますが、その後財産管理上といいますか、行政財産から普通財産になるというふうな理解でいいんですか。この点について、教えていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 田代小学校につきましては、今年度早々に行政財産から普通財産に落として管理をするというふうなことで、考えております。

○高橋勝文議長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第31号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第32号に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 32号、33号、今回制定する理由などが同じようなものでありますけれども、介護保険法等の一部改正に伴い、市の条例をつくるんだというふうなことでありますけれども、そこで何点かお尋ねしたいんですけれども、現在も基準があるんだと思います。それは、省令や何かによってあるんであるというふうに思います。そうしたときに、今回法改正で地方自治体の条例で基準を決めなさいというふうになっているから、今回つくるわけではありますが、今回の提案されている中身が現行の基準、運用しているこの基準と変化する部分があるのかどうなのかということが、1点です。

それから、この対象となる事業所というのは、市内にどれくらいあるのか。それから、今回条例化することによって、それぞれの事業所にさまざまな基準で条件が課せられるわけでありましてけれども、寒河江市の市当局の事務量として、このことによって量がふえたり減ったりというふうな部分があるのかどうなのか、教えていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 第1点ですが、今回の条例制定は御案内のとおり、一括法によりまして市町村で制定することになった部分でありまして、条例制定前は厚労省の基準によっているところでありまして。したがって、議員から御質問ありましたけれども、今回の提案で変わるということではございますが、さきに皆様に資料という形でお示しをしておりますけれども、その中で見ていただくとおわかりのとおり、本市独自の基準案、考え方及び対照表をお渡ししております。2つであります。

1つは記録の整備ということで、これまで2年間でしたけれども、これを5年間保存。もう1点が、居室の定員になります。これにつきましては、居室の定員は1人とする、ただし入所者のプライバシーの確保に配慮することができる場合は4人以下とすることができるということで、ただし書きの部分について独自の案というふうになっています。

それから、市内にはどういう施設があるのかということではございますが、御案内のとおり予防もそれから介護のサービスもということで申しあげますと、地域密着型サービス事業所は御案内のとおりグループホームということで3カ所、それから認知症対応型通所介護ということで1カ所、小規模多機能型居宅介護ということで2カ所になっております。以上です。

大変失礼いたしました。最後の事務量の関係でございますが、これまた地域密着型サービスについては、私どものほうの指定権者でございますので、事務量については特段ふえるということはないというふうに考えているところであります。

○高橋勝文議長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第33号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第34号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第35号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第36号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第37号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第38号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第39号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第40号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第41号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第43号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第44号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第45号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○高橋勝文議長 日程第52、予算特別委員会の設置についてお諮りをいたします。

議第9号から議第19号までの11案件については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第9号から議第19号までの11案件については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

○高橋勝文議長 日程第53、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

| 委 員 会 | 付 託 案 件 |
|-----------|---|
| 総務文教常任委員会 | 議第22号、議第23号、 議第24号、議第25号、 議第26号、議第27号、 議第28号、議第29号、 議第30号、議第45号 |
| 厚生常任委員会 | 議第31号、議第32号、 議第33号 |
| 建設経済常任委員会 | 議第34号、議第35号、 議第36号、議第37号、 議第38号、議第39号、 議第40号、議第41号、 議第43号、議第44号、 請願第1号 |
| 予算特別委員会 | 議第9号、議第10号、 議第11号、議第12号、 議第13号、議第14号、 議第15号、議第16号、 議第17号、議第18号、 議第19号 |

散 会 午前11時23分

○高橋勝文議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまでした。

平成25年第1回定例会

平成25年3月21日（木曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

| | | | | | |
|----|-------|----|----|------|----|
| 1番 | 高橋勝文 | 議員 | 2番 | 阿部清 | 議員 |
| 4番 | 後藤健一郎 | 議員 | 5番 | 太田芳彦 | 議員 |
| 6番 | 國井輝明 | 議員 | 7番 | 沖津一博 | 議員 |

8番 工藤吉雄 議員
10番 辻登代子 議員
12番 木村寿太郎 議員
15番 内藤明 議員
17番 那須稔 議員

9番 杉沼孝司 議員
11番 荒木春吉 議員
13番 新宮征一 議員
16番 川越孝男 議員
18番 鴨田俊廣 議員

○欠席議員（2名）

3番 遠藤智与子 議員

14番 佐藤良一 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹 市長
兼子昭一 選挙管理委員会
委員長
犬飼一好 総務課長
奥山健一 財政課長
安彦浩 市民生活課長
山田敏彦 下水道課長
宮川徹 商工振興課長
那須吉雄 健康福祉課長
横山一郎 会計管理者
(兼)会計課長
安食俊博 病院事務長
工藤恒雄 学校教育課長
大沼孝一郎 監査委員

渡邊満夫 教育委員長
高子武 農業委員会会長
菅野英行 政策推進課長
船田一彦 税務課長
富澤三弥 建設管理課長
小野秀夫 農林課長(併)
農業委員会
事務局長
安孫子政一 情報観光課長
阿部藤彦 子育て推進課長
丹野敏幸 水道事業所長
荒木利見 教育長
月光龍弘 生涯学習課長
大泉辰也 監査委員
局長

○事務局職員出席者

丹野敏晴 事務局長
佐藤利美 総務主査

佐藤肇 局長補佐
兼子亘 総務係長

議事日程第6号

第1回定例会

平成25年3月21日(木曜日)

午前10時25分開議

再開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 議第 9号 平成25年度寒河江市一般会計予算
〃 2 議第10号 平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
〃 3 議第11号 平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算
〃 4 議第12号 平成25年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
〃 5 議第13号 平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
〃 6 議第14号 平成25年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
〃 7 議第15号 平成25年度寒河江市介護保険特別会計予算
〃 8 議第16号 平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
〃 9 議第17号 平成25年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
〃 10 議第18号 平成25年度寒河江市立病院事業会計予算
〃 11 議第19号 平成25年度寒河江市水道事業会計予算
〃 12 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 13 質疑・討論・採決

(総務文教常任委員会付託関係)

- 日程第14 議第22号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
〃 15 議第23号 寒河江市職員互助共済制度に関する条例の一部改正について
〃 16 議第24号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び寒河江市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
〃 17 議第25号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
〃 18 議第26号 寒河江市長及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
〃 19 議第27号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
〃 20 議第28号 寒河江市市税条例の一部改正について
〃 21 議第29号 寒河江市都市計画税条例等の一部改正について
〃 22 議第30号 寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正について
〃 23 議第45号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
〃 24 総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 25 質疑・討論・採決

(厚生常任委員会付託関係)

- 日程第26 議第31号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
〃 27 議第32号 寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 〃 28 議第33号 寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 〃 29 厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 30 質疑・討論・採決

(建設経済常任委員会付託関係)

- 日程第31 議第34号 寒河江市牧場設置に関する条例の一部改正について
- 〃 32 議第35号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
- 〃 33 議第36号 寒河江市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 〃 34 議第37号 寒河江市営住宅条例の一部改正について
- 〃 35 議第38号 寒河江市空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 〃 36 議第39号 寒河江市都市公園条例の一部改正について
- 〃 37 議第40号 寒河江市下水道条例の一部改正について
- 〃 38 議第41号 寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 〃 39 議第43号 社会資本整備総合交付金 公共下水道8-1号幹線(雨水)24-1工区工事請負変更契約の締結について
- 〃 40 議第44号 市道路線の変更について
- 〃 41 請願第1号 TPP交渉参加に反対する意見書の提出に関する請願
- 〃 42 建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 43 質疑・討論・採決

- 日程第44 議第46号 平成24年度寒河江市一般会計補正予算(第8号)
- 〃 45 議第47号 最上川寒河江緑地に係る指定管理者の指定団体の名称変更について
- 〃 46 議案説明
- 〃 47 委員会付託
- 〃 48 質疑・討論・採決
- 〃 49 議会案第4号 TPP交渉参加に反対する意見書の提出について
- 〃 50 議案説明
- 〃 51 質疑・討論・採決
- 〃 52 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第6号と同じ

再 開 午前10時25分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、3番遠藤智与子議員、14番佐藤良一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議運営につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。沖津委員長。

[沖津一博議会運営委員長 登壇]

○沖津一博議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、去る3月19日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。

追加議案は、議第46号、議第47号、議会案第4号、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についての4案件であります。

追加議案の取り扱いについては、日程第44、議第46号及び日程第45、議第47号を一括上程した後、日程第46で市長の議案説明を受け、日程第47で委員会付託、日程第48で質疑・討論・採決を行うことといたしました。

また、日程第49、議会案第4号を上程した後、日程第50で議案説明、日程第51で質疑・討論・採決を行い、日程第52で常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてお諮りすることといたしました。

以上よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○高橋勝文議長 お諮りいたします。

議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は議会運営委員長の報告のとおり行うことに決しました。

本日の会議は、議事日程第6号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第1、議第9号から日程第11、議第19号までの11案件を一括議題といたします。

予算特別委員会の審査の 経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第12、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長の報告を求めます。内藤予算特別委員長。

〔内藤 明予算特別委員長 登壇〕

○内藤 明予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、議第9号平成25年度寒河江市一般会計予算、議第10号平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第11号平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算、議第12号平成25年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第13号平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第14号平成25年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第15号平成25年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第16号平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第17号平成25年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第18号平成25年度寒河江市立病院事業会計予算、議第19号平成25年度寒河江市水道事業会計予算であります。

3月11日、委員15名出席のもと委員会を開会し、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することになりました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、採決に入りました。

議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号、議第15号、議第16号、議第17号、議第18号及び議第19号の11案件を一括して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決されました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○高橋勝文議長 日程第13、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号、議第15号、議第16号、議第17号、議第18号及び議第19号の11案件を一括して採決いたします。

ただいまの11案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

11案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号、議第15号、議第16号、議第17号、議第18号及び議第19号の11案件は原案のとおり可決することに決しました。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 次に、日程第14、議第22号から日程第23、議第45号までの10案件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会の審査の 経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第24、総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教常任委員長の報告を求めます。辻総務文教常任委員長。

〔辻 登代子総務文教常任委員長 登壇〕

○辻 登代子総務文教常任委員長 総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月11日、委員5名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第22号、議第23号、議第24号、議第25号、議第26号、議第27号、議第28号、議第29号、議第30号、議第45号の10案件であります。

審査に入る前に、審査の進行について、議第29号の審査終了後に議第45号の審査を行い、その後に議第30号の審査を行うことについて諮り、異議なくそのように決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第22号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「ドナーとなる場合に、特別休暇を取得できる対象者について」の問いがあり、当局より「配偶者、父母等及び兄弟、姉妹への提供については、対象とはなりません」との答弁がありました。討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号寒河江市職員互助共済制度に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「一般社団法人に移行する経過について」の問いがあり、当局より「山形県市町村職員互助会から一般社団法人移行について互助会の規約を改正し、新たに互助会定款及び運営規則を制定するという通知があり、これに基づき条例の改正を行うものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び寒河江市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決す

べきものと決しました。

次に、議第25号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「空き家等調査対策審議会委員の人数について」の問いがあり、当局より「5人程度と考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号寒河江市市税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「東日本大震災で避難している方の該当者数について」の問いがあり、当局より「23年度からことしの2月末まで2,057名が対象になっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号寒河江市都市計画税条例等の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第45号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○高橋勝文議長 日程第25、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第22号、議第23号、議第24号、議第25号、議第26号、議第27号、議第28号、議第29号、議第30号及び議第45号の10案件を一括して採決いたします。

ただいまの10案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

10案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第22号、議第23号、議第24号、議第25号、議第26号、議第27号、議第28号、議第29号、議第30号及び議第45号の10案件は原案のとおり可決とすることに決しました。

議 案 上 程

- 高橋勝文議長 次に、日程第26、議第31号から日程第28、議第33号までの3案件を一括議題といたします。

厚生常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 高橋勝文議長 日程第29、厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生常任委員長の報告を求めます。國井厚生常任委員長。

[國井輝明厚生常任委員長 登壇]

- 國井輝明厚生常任委員長 厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月11日、委員5名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第31号、議第32号及び議第33号の3案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第31号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「市民浴場における避難者の利用者数及び使用料の今後の考え方について」の問いがあり、当局より「平成23年度は4,678名、平成24年度は1月末まで6,251名の利用がありました。被災者にとりましては、震災の真ただ中であり、当面はこのまま使用料無料を続けてまいります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、及び議第33号寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、関連があるため一括議題とし、当局の説明を求め質疑に入り

ました。

主な質疑を申しあげます。

議第32号について委員より「指定地域密着型サービスの運営方法及び適正運営の確保について」の問いがあり、当局より「運営方法は、これまで厚生省の省令で定められており、運営方法に大きな変更点はありません。運営の指定については定められた基準があり、これまでと同様に申請に基づき状況を調査し、介護運営協議会に意見を求め、指定します」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第33号について質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○高橋勝文議長 日程第30、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第31号、議第32号及び議第33号の3案件を一括して採決いたします。

ただいまの3案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

3案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第31号、議第32号及び議第33号の3案件は原案のとおり可決とすることに決しました。

議案上程

○高橋勝文議長 次に、日程第31、議第34号から日程第41、請願第1号までの11案件を一括議題といたします。

建設経済常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第42、建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

建設経済常任委員長の報告を求めます。工藤建設経済常任委員長。

〔工藤吉雄建設経済常任委員長 登壇〕

○工藤吉雄建設経済常任委員長 建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月11日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第34号、議第35号、議第36号、議第37号、議第38号、議第39号、議第40号、議第41号、議第43号、議第44号及び請願第1号の11案件であります。

一旦休憩し、市道路線の変更に係る現地調査を行った後、会議を再開し、審査に入りました。

審査の都合上、最初に議第39号の審査後に、議第44号の審査を行い、その後に議第40号、議第43号、議第41号の順に審査を行うことを諮り、異議なくそのようにすることに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第34号寒河江市牧場設置に関する条例の一部改正について、議第35号寒河江市道路占用料条例の一部改正について、議第36号寒河江市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、及び議第37号寒河江市営住宅条例の一部改正については、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、それぞれ全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第38号寒河江市空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「代執行をする場合の判断について」の問いがあり、当局より「前段に命令なり勧告の中で丁寧な手続を行いますが、それでもだめで第三者に危害・被害が及ぶようかなり危険な状態であると判断した場合に、行政代執行までの手続を踏んでいきます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第39号寒河江市都市公園条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「本市における区域内と市街地に設置する都市公園の市民1人当たりの敷地面積の現状について」の問いがあり、当局より「市民1人当たりの面積は、市の区域内が12.56平方メートル、市街地区域内が19.23平方メートルと既に基準は満たしておりますが、市街地区域内の公園の配置・規模につきましては国の基準には及ばない状況になっております。適正な種類の公園を適正に配置していくことについては、今後のまちづくりの中で検討していく必要があります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第44号市道路線の変更についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第40号寒河江市下水道条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第43号社会資本整備総合交付金公共下水道8-1号幹線（雨水）24-1工区工事請負変更契約の締結についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「工事の進捗状況について」の問いがあり、当局より「80%を少し超えるくらいの進捗状況です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第41号寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「本市の布設工事監督者と水道技術管理者の有資格者数について」の問いがあり、当局より「布設工事監督者の資格を有する職員は市職員全体で11名、水道事業所内には3名、水道技術管理者につきましても市職員全体で16名、水道事業所内には3名おります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号T P P交渉参加に反対する意見書の提出に関する請願を議題とし、審査に入りましたが、質疑・意見もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

請願第1号が採択されましたので、意見書案を議題とし、質疑・意見等を求めましたが、質疑・意見もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり議会案を提出することに決しました。

以上で、建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○高橋勝文議長 日程第43、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第34号、議第35号、議第36号、議第37号、議第38号、議第39号、議第40号、議第41号、議第43号、議第44号及び請願第1号の11案件を一括して採決いたします。

ただいまの11案件に対する委員長の報告はいずれも可決及び採択であります。

11案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第34号、議第35号、議第36号、議第37号、議第38号、議第39号、議第40号、議第41号、議第43号及び議第44号は原案のとおり可決とし、請願第1号は採択とすることに決しました。

議案上程

○高橋勝文議長 次に、日程第44、議第46号及び日程第45、議第47号を一括議題といたします

議 案 説 明

○高橋勝文議長 日程第46、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

私から、議第46号寒河江市一般会計補正予算（第8号）について御説明を申し上げます。

本日追加提案をいたしました補正予算は、国の地域経済対策に伴う平成24年度過疎地域等自立活性化推進交付金に係る内示が3月14日付でありましたので、幸生地区に対する過疎集落等自立再生緊急対策事業費補助金800万円を計上し、歳入について国庫支出金を同額追加し、対応するものであります。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ169億6,109万9,000円とするものであります。

次に、議第47号最上川寒河江緑地に係る指定管理者の指定団体の名称変更について御説明を申し上げます。

最上川寒河江緑地の指定管理者が、特定非営利活動法人の法人化を図ったことに伴い、変更後の当該法人を指定管理者に指定するに当たり、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上2案件を御提案申し上げますが、詳細につきましては担当課長より御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上御決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 それでは、最初に議第46号平成24年度補正予算（第8号）につきまして御説明いたします。

第8号に関する説明書の7ページ、8ページになります。

2款総務費1項総務管理費6目企画費の地域づくり推進事業に、ただいま市長から御説明ありました幸生地区を対象にいたしました過疎集落等自立再生緊急対策事業費補助金800万円を追加するものであります。

この事業は、過疎集落などを対象に地域資源や地場産業を積極的に活用して、地域経済の活性化を図るということと、さらに加えて日常生活機能の確保などの課題に総合的に取り組む事業といたしまして、複数の事業をまとめて計画を上げまして、それを実施するというものでございます。

補助率が100%でありまして、国の予算総額は15億円であります。事業主体は基本的に過疎集落等における住民の団体とされておりまして、小学校区など一体性がある地区が1つの単位というふうになっております。

過疎集落等といたしまして、本市の場合ですと振興山村地域と特定農山村地域が該当しまして、旧白岩町、あと高松・醍醐村が該当します。それで、白岩、高松、醍醐、あと幸生、田代の地区に連絡をいたしまして、非常に短い期間であったんですが事業を取りまとめていただきまして、国のほうに計画書の仮提出を行ったところでありまして、3月になってから、国において事業審査が行われまして、

本市の5地区の計画のうち幸生地区の計画が採択されたという状況になっております。

ちなみに情報によりますと、全国で約600件ほどの申請がありまして、県内では幸生地区を含めまして3件採択になったという状況にあるようであります。

この事業につきましては、24年度中の予算化を求められておりますので、追加で補正予算を計上していただくということになったところでございます。

幸生地区の計画の具体的内容といたしましては、大きく4つありまして、1つ目が地域の特産品生産拡大事業といたしまして、わらび園の拡大があります。あと、休耕田を活用しました新たな山菜の生産、さらに加工とか保存技術の研究などがあります。

2つ目ですが、交流促進による活性化事業といたしまして、交流施設であります友遊館のトイレの洋式化と、あと水辺の楽校への水車小屋の建設があります。それとあと、小水力発電に関する調査も行うという計画になっております。

3つ目が、鳥獣害対策事業がありまして、熊対策のための電気柵の設置などが出ております。

4つ目が、防災対策事業といたしまして友遊館の敷地に簡易な倉庫を置きまして、その中に小型発電機でありますとかトランシーバー、大鍋などの防災資機材を備蓄するという計画になっているものでございます。

続きまして、議第47号最上川寒河江緑地に係る指定管理者の指定団体の名称変更であります。指定管理者の指定につきましては、団体の名称と指定の期間を議決いただきまして指定をしております。指定した団体の名称が変わった場合には、再指定を行う必要がある場合があります。今回のように、法人格を持っていない団体が法人格を持つようになった場合には、団体の性格でありますとか構成員を見まして、変化がなくて単に名称が変わっただけだという場合には、再指定を行う必要がないというふうにされております。そうでない場合には、再指定が必要だというふうになります。

昨年12月18日付で、最上川寒河江緑地の指定管理者に指定いたしましたスペース・アンド・タイム・クリエーションにつきましては特定非営利活動法人、すなわちNPO法人の設立を目指して、県の認証手続を行っていたところです。3月14日付で県の認証を得まして、3月18日に法務局に登記申請を行っております。法務局におきまして登記申請書が受理されましたので、3月18日付で法人設立がなることが確実な状況になったということでもあります。

その提出された法人の定款を見ますと、事業の目的と内容について、任意団体のときの規約と変更になっております。1つは、従前は施設の利用者に対する事業を実施するという内容でありましたが、NPO法人の定款によりますと対象が広くなりまして、県内外の広い範囲の方を対象に事業を行うというふうになっております。また活動の種類も、任意団体のときにはなかった災害救援活動、あと国際協力の活動、地域活動の活性化、雇用機会の拡充支援などが追加されまして、拡充されております。

また、構成員につきましても、任意団体のときは正規の構成員が4人でありましたが、NPO法人としましては社員10名となっております。構成員についても変更がありましたので、団体としては変更があるというふうに判断をいたしまして、特定非営利活動法人スペース・アンド・タイム・クリエーションについて再指定を行おうとするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委 員 会 付 託

○高橋勝文議長 日程第47、委員会付託であります。

お諮りいたします。

議第46号及び議第47号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○高橋勝文議長 日程第48、これより質疑・討論・採決に入ります。

まず、議第46号について質疑はありますか。川越議員。

○川越孝男議員 今の課長の説明で、状況としてはわかりました。ただ1つお聞きをしたいのは、国からそういう事業があるんで、手を挙げてというふうな、時間的に非常になかったというふうには私は受けとめたんですが、いつ国のほうからそういうものが示されて、対象地区は旧白岩、それから醍醐、高松というのはわかりました。いつあって、地域にいつ落としたのかということだけ教えてください。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 1月16日に、県からメールが来まして、すぐ中身をいろいろ見まして、週明けですけれどもすぐ地域の方のほうに連絡しました。今、市のほうでは地域担当者がおりますので、そちらを通じまして地域の方に連絡をしまして、事業をまとめていただきました。

また、振興計画を策定の際にそれぞれ地域づくり計画をつくってもらっておりましたので、その中から取り出したとかということがありまして、仮提出の締め切りが2月1日でありましたので、市が受けてから2週間くらいしかなくて、地域の方にとっては1週間くらいで、急遽ですけれどもまとめていただいたという状況でございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 やはり、寒河江市では田代・幸生についてはずっと地域の計画があるわけでありまして、国の中の今の制度を受けて対応もされているわけでありまして、やっぱり醍醐とか高松地区もこういう新たな事業の対象地区になってもパッと受ける体制、先ほど職員の地域担当制もあるというようなことで、そこを通じて地域に落としたと言っても、幸生・田代は受け皿が地域的にあるんですね。

そうしたときに、醍醐とか高松となったときに、町会長連合会という、区長会かな、高松の場合はあるわけでありまして、こういう新たな事業を即受けられるというふうな部分はないわけでありまして、この辺も今後の課題として受けとめて、時間がない中でそういう事業が出たなどというふうな場合でも、地元でいろいろ対応できることを検討しておいていただきたいということをお願いとして申しあげておきます。

○高橋勝文議長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第47号について質疑はありませんか。 川越議員。

○川越孝男議員 これも課長の説明でわかりましたけれども、NPO法人になって登記もなっているというふうなことでありますので、ぜひ登記簿の写しは当局でもちろんとって、そして先ほどの提案の説明になっているというふうに思いますので、後ほどで結構ですからその写しをいただきたいというふうに、議長のほうにお願いをいたします。

○高橋勝文議長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

議題46号に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第47号に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより、議第46号及び議第47号を採決いたします。

まず、議第46号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議第47号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第47号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 次に、日程第49、議会案第4号を議題といたします

議 案 説 明

○高橋勝文議長 日程第50、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○高橋勝文議長 日程第51、これより質疑・討論・採決に入ります。

議案第4号について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

議案第4号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

常任委員会及び議会運営委員会の 閉会中における委員会調査申出並びに 委員派遣承認要求について

○高橋勝文議長 日程第52、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてであります。

このことにつきましては、お手元に配付しております文書のとおり、各委員長より申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり決しました。

閉 会 午前11時21分

○高橋勝文議長 これにて平成25年第1回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成25年3月8日（金曜日）予算特別委員会①

○出席委員（15名）

| | | | | | |
|-----|------|----|-----|-------|----|
| 2番 | 阿部清 | 委員 | 4番 | 後藤健一郎 | 委員 |
| 5番 | 太田芳彦 | 委員 | 6番 | 國井輝明 | 委員 |
| 7番 | 沖津一博 | 委員 | 8番 | 工藤吉雄 | 委員 |
| 9番 | 杉沼孝司 | 委員 | 10番 | 辻登代子 | 委員 |
| 11番 | 荒木春吉 | 委員 | 12番 | 木村寿太郎 | 委員 |
| 13番 | 新宮征一 | 委員 | 15番 | 内藤明 | 委員 |
| 16番 | 川越孝男 | 委員 | 17番 | 那須稔 | 委員 |
| 18番 | 鴨田俊廣 | 委員 | | | |

○欠席委員（2名）

| | | | | | |
|----|-------|----|-----|------|----|
| 3番 | 遠藤智与子 | 委員 | 14番 | 佐藤良一 | 委員 |
|----|-------|----|-----|------|----|

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|--------------------------|------|-------------------|
| 佐藤洋樹 | 市長 | 犬飼一好 | 総務課長 |
| 菅野英行 | 政策推進課長 | 奥山健一 | 財政課長 |
| 安彦浩 | 市民生活課長 | 富澤三弥 | 建設管理課長 |
| 小野秀夫 | 農林課長（併） 農業委員会 事務局長 | 荒木信行 | 商工振興課 企業誘致推進室長 |
| 那須吉雄 | 健康福祉課長 | 横山一郎 | 会計管理者 （兼）会計課長 |
| 荒木利見 | 教育長 | 工藤恒雄 | 学校教育課長 |
| 月光龍弘 | 生涯学習課長 | | |

○事務局職員出席者

| | | | |
|------|------|-----|------|
| 丹野敏晴 | 事務局長 | 佐藤肇 | 局長補佐 |
| 佐藤利美 | 総務主査 | 兼子亘 | 総務係長 |

予算特別委員会議事日程第1号 第1回定例会
平成25年3月8日(金曜日) 本会議終了後開議

開 会

日程第 1 議第 4号 平成24年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)
" 2 議案説明
" 3 質疑
" 4 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時50分

○内藤 明委員長 おはようございます。
ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

○内藤 明委員長 日程第1、議第4号平成24年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

議 案 説 明

○内藤 明委員長 日程第2、議案説明であります。
お諮りいたします。議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議なしと認めます。よって、議案説明は省略することに決しました。

質 疑

○内藤 明委員長 日程第3、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する

る質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って質問答弁とも簡潔明瞭に行うようお願いをいたします。

初めに、議第4号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 10ページの寄附金の内訳について教えていただきたいと思います。

○内藤 明委員長 財政課長。

○奥山健一財政課長 寄附金につきましては、全額がまちづくり寄附金でございます。

○内藤 明委員長 川越委員。

○川越孝男委員 まちづくり寄附金というのは、どういうふうな形で何件の人からあってとか、1人の人でその額なのか、5人なのか10人なのかという、そういう中身を教えていただきたいんです。

○内藤 明委員長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 件数の総額につきましては、24件でございます。額の大小につきましては、一番最大の方が200万円の方がいらっしゃいます。

あと、このまちづくり寄附金のうちの11万2,000円ほどは、震災分というふうなことでの寄附をいただいております。以上でございます。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款から歳出第4款までについて質疑はありませんか。13ページから16ページまでです。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出第6款から歳出第10款までについて質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 7款関係です。17、18ページです。

それで、981万9,000円の減額でありますけれども、企業誘致、立地が予定したとおりならなかったためというふうなことであろうというふうに思うわけでありまして、東京事務所で企業立地にかかわって市の職員1人を派遣をしながら、県と一緒に取り組んでいるんだというふうなことがあったわけでありまして。したがって、東京事務所での仕事の実態というのはどういうふうなことに、この企業誘致とのかかわりの中で実態はどういうふうなことなのか、教えていただきたいと思います。したがって、そこは私のところでないものだから、そここの絡まりが、ここでお尋ねをしておきます。

○内藤 明委員長 川越委員、予算にかかわることについて絞って御質問ください。

○川越孝男委員 だから、予算でそこが減っているというのは、企業の立地が予定しただけ来ないために金が余るわけだから、減額しているわけだ。

○内藤 明委員長 企業誘致推進室長。

○荒木信行商工振興課企業誘致推進室長 今回の補正の減額の理由についてということで、お答えさせていただきます。

この減額の理由につきましては、当時想定しておりました事業所が当時平成23年度内に土地を取得し、24年度中にも操業を開始するということが内定していたことから、当初予算に計上しておりましたが、その後事業所の都合によりまして操業開始が先送りになったことから、このたび減額しようとするものであります。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第4号第2表及び第3表について質疑はありませんか。2表及び3表について、川越委員。

○川越孝男委員 ページの5、6、23にかかわってお尋ねをしたいと思います。

これ、ずっと繰越明許の関係が、4ページ、5ページですね、大変失礼しました。4ページ、5ページです、繰越明許の関係。それから、23ページです。

それで、ずっと項目が載っているわけでありましてけれども、緊急経済対策でもう今回補正をするために、もちろん時間的なやつがないために次年度に繰り越しをするというのはわかりますし、既決予算の中でも既に24年度にできなくて25年度に繰り越すというふうなもの2つあるというふうに思うわけでありまして。したがって、その内訳をどの程度なのか教えていただきたいというのが1点です。

それから2つ目でありまして、補正で上げながら、予算執行は24年度中に無理というようなことで25年度に繰り越すわけでありまして、市長は提案の際にも13カ月予算を、今回25年度と繰り越しの部分と今回補正で上げる部分とで13カ月予算というような話もされたわけでありまして、やっぱりよどみなく事業をやっていくためには、25年度の当初から事業をやるようにすべきだというふうに思うんです。そうしたときの、4月、5月、6月あたりにどの程度執行していけるのか、その辺の関係をお聞かせをいただきたいと思います。

それから3点目でありまして、私ちょっと勉強不足なんで教えていただきたいんですが、繰越明許をした場合、25年度にというふうに持っていった場合に、その事業をするためのさまざまな前準備といますか、そういうふうな部分は3月中にできないのかどうか、24年度中に。この辺を教えてください。

以上、まず3点お尋ねをしたいと思います。

○内藤 明委員長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 それでは第1点につきまして、経済対策とそれ以外の内訳ということでございますが、経済対策につきましては上から3番目、除雪事業、その次の下の舗装整備事業、あと3つ飛んで公園整備事業、その次の寒河江公園整備事業、そして2つ飛んでまちなみ景観形成事業、あとその次の消防施設、またその次の避難所看板、その次のJアラート、その次の下の小学校、あと次のページの中学校の空調設備、中学校の施設防災事業が経済対策になります。

あと、6月ころまでに執行できるかというようなことでございますが、経済対策以外については今準備を進めているような事業がほとんどでございます。あと、経済対策につきましても、もうこの議案が成立になりますとすぐ業務委託なり発注する事業もございますので、いろいろばらつきはあると思いますが、早急に発注はしていきたいと思っています。

○内藤 明委員長 川越委員。

○川越孝男委員 今それぞれ説明いただいたわけですが、例えば中身的に繰越明許になっていく中で、例えば19、20ページをちょっとごらんになっていただきたいんですが、小学校の管理業務の1億4,292万6,000円、これらはそっくり繰越明許でなっているわけです。それで、中学校の場合などは、この繰越明許の金額と一部年内に執行というふうなことで、そして残りを繰越明許するというふうな形になるのかどうか。今回補正で上げながら、金額的に差があるわけでありまして、そこら辺の中身をちょっと教えていただきたいんです。

○内藤 明委員長 工藤学校教育課長。

○工藤恒雄学校教育課長 お答えいたします。

ただいま質問にあった予算につきましては、学校の空調設備工事関係、あと中学校につきましては防災関係で壁面の補修もご置きます。空調設備ということでご置きます。これにつきましては、できるだけ補正という特徴を生かしまして、できるだけ早く実施をしたいということで、予算が成立次第設計業務に入りまして、工事につきましては翌年度に繰り越してという計画でご置きます。

○内藤 明委員長 川越委員。

○川越孝男委員 そうしますというと、空調は小学校も中学校もやるわけでありましてけれども、中学校は設計やるけれども小学校のほうはしないと。小学校のほうは新年度になってからというふうなことに、今の説明からすると聞こえるわけでありましてけれども、先ほど財政課長も言われたように、そういう前作業的なやつは皆していくんだと。

設計業務の委託なんていうのは、何も直接学校の授業にかかわりもあるわけでないわけですから、中学校も小学校も一緒にその作業を進めておいたほうがいいんでないかって、私は思うんですね。そうするというと、新年度になったら発注すべきものはできるだけ早く発注していく、そういうことがこの今回の経済対策という補正の意味があるのでないかなと。国のほうで何ぼそういうような補正をしても、現場のほうでの予算の執行状況がおくれるということ、せつかくの銭が生かされないんでないかなとちょっと思ったものだから、中学校ができるんだとすれば、同じように小学校もできるんでないかという意味です。そこら辺の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○内藤 明委員長 工藤学校教育課長。

○工藤恒雄学校教育課長 申しわけございませんでした。私の説明がちょっと至りませんで、小学校についても設計、小学校、中学校一緒に設計調査業務を年度内に発注してまいります。

○内藤 明委員長 川越委員。

○川越孝男委員 その関係は、後でまたいろいろ事務的に聞きをしたいと思います。

あと繰越明許、この第2表が追加というふうなことで前に既に決まっているやつがあって、そのほか今回の部分をこういうふうな形で追加というふうなことで、追加というふうになっているのか。このほかにも、もう決まっているやつがあるというふうなことなのか、ここのちょっと前の予算の際に繰越明許というのは早い段階ではないわけでありまして、その関係をちょっと教えていただきたいと思います。この表記の仕方の関係。

○内藤 明委員長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 お答えいたします。

既に屋内多目的運動場が補正をいただきましたときに、それを繰越明許というふうなことで手続をとっていますものですから、それにこの事業を追加するというふうなことで、追加というふうなことで表示をさせていただきました。

○内藤 明委員長 川越委員。

○川越孝男委員 その1件だけだというふうなことでいいわけですね。

○内藤 明委員長 財政課長。

○奥山健一財政課長 そうです。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)
これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○内藤 明委員長 日程第4、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおりそれぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

| 委員会 | 付託案件 |
|---------|---|
| 総務文教分科会 | 議第4号第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第9款、歳出第10款、第2表、第3表 |
| 厚生分科会 | 議第4号第1表中歳出第3款、歳出第4款 |
| 建設経済分科会 | 議第4号第1表中歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款 |

散 会 午前10時08分

○内藤 明委員長 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

平成25年3月11日（月曜日）予算特別委員会①

○出席委員（15名）

| | | | | | |
|-----|------|----|-----|-------|----|
| 2番 | 阿部清 | 委員 | 4番 | 後藤健一郎 | 委員 |
| 5番 | 太田芳彦 | 委員 | 6番 | 國井輝明 | 委員 |
| 7番 | 沖津一博 | 委員 | 8番 | 工藤吉雄 | 委員 |
| 9番 | 杉沼孝司 | 委員 | 10番 | 辻登代子 | 委員 |
| 11番 | 荒木春吉 | 委員 | 12番 | 木村寿太郎 | 委員 |
| 13番 | 新宮征一 | 委員 | 15番 | 内藤明 | 委員 |
| 16番 | 川越孝男 | 委員 | 17番 | 那須稔 | 委員 |
| 18番 | 鴨田俊廣 | 委員 | | | |

○欠席委員（2名）

| | | | | | |
|----|-------|----|-----|------|----|
| 3番 | 遠藤智与子 | 委員 | 14番 | 佐藤良一 | 委員 |
|----|-------|----|-----|------|----|

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|--------------------------|------|------------------|
| 佐藤洋樹 | 市長 | 犬飼一好 | 総務課長 |
| 菅野英行 | 政策推進課長 | 奥山健一 | 財政課長 |
| 安彦浩 | 市民生活課長 | 富澤三弥 | 建設管理課長 |
| 小野秀夫 | 農林課長（併） 農業委員会 事務局長 | 秋場礼子 | 商工振興課長補佐 |
| 那須吉雄 | 健康福祉課長 | 横山一郎 | 会計管理者 （兼）会計課長 |
| 荒木利見 | 教育長 | 工藤恒雄 | 学校教育課長 |
| 月光龍弘 | 生涯学習課長 | | |

○事務局職員出席者

| | | | |
|------|------|-----|------|
| 丹野敏晴 | 事務局長 | 佐藤肇 | 局長補佐 |
| 佐藤利美 | 総務主査 | 兼子亘 | 総務係長 |

予算特別委員会議事日程第2号 第1回定例会
平成25年3月11日(月曜日) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第4号 平成24年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)
" 2 分科会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務文教分科会委員長報告
(2) 厚生分科会委員長報告
(3) 建設経済分科会委員長報告
" 3 質疑・討論・採決
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

- 内藤 明委員長 おはようございます。
ただいまから、予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議案上程

- 内藤 明委員長 日程第1、議第4号平成24年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 内藤 明委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教分科会委員長報告

- 内藤 明委員長 初めに、総務文教分科会委員長の報告を求めます。辻総務文教分科会委員長。
〔辻 登代子総務文教分科会委員長 登壇〕
○辻 登代子総務文教分科会委員長 おはようございます。

総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

本分科会は3月8日、委員4名出席し、開会いたしました。

本分科会に分担付託されました案件は、議第4号第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第9款、歳出第10款、第2表、第3表であります。

審査に入る前に審査の進行について、議第4号第1表中歳出第9款の審査終了後に、第2表及び第3表の審査を行い、その後に第1表中歳出第10款の審査を行うことについて諮り、異議なくそのように決しました。

審査の内容を申し上げます。

初めに、議第4号平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第2款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。委員より「財産管理費の基金管理事業だが、災害援助のための寄附金はその事業に活用されるのか」の問いがあり、当局より「寄附者の意思に合致した事業に活用することになりますので、災害援助に関連した事業に充当いたします」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「Jアラートの内容について」の問いがあり、当局より「Jアラートは、土砂災害等の大規模災害や弾道ミサイル等の武力攻撃等の緊急情報を市民へ瞬時に伝達するシステムです。今回の補正予算は、Jアラートの受信システムから直接人手を介することなく、同報系防災行政無線とエリアメールに接続する自動起動装置を整備しようとするものです」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第4号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第4号第3表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第4号第1表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「小中学校に設置するエアコンの台数について」の問いがあり、当局より「小学校で42台、中学校で21台です」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上をもって、総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生分科会委員長報告

○内藤 明委員長 次に、厚生分科会委員長の報告を求めます。國井厚生分科会委員長。

〔國井輝明厚生分科会委員長 登壇〕

○**國井輝明厚生分科会委員長** おはようございます。

厚生分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は3月8日、委員5名出席し、開会いたしました。

分付託されました案件は、議第4号第1表中歳出第3款及び歳出第4款であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第4号平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）第1表中歳出第3款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りますが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、厚生分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済分科会委員長報告

○**内藤 明委員長** 次に、建設経済分科会委員長の報告を求めます。工藤建設経済分科会委員長。

〔工藤吉雄建設経済分科会委員長 登壇〕

○**工藤吉雄建設経済分科会委員長** 建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は3月8日、委員全員出席し、開会いたしました。

付託されました案件は、議第4号第1表中歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第4号平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「工業団地の土地売買契約が、当初23年度の予定が24年度になったが、操業の時期と従業員数について」の問いがあり、当局より「契約の時点で企業立地計画書を提出していただきましたが、その計画では平成26年度に操業開始する予定であります。また、計画書には予定従業員の欄がありますが、その時点ではまだ確定していませんでしたので、空欄になっております」との答弁がありました。委員より「計画書を出してもらう際には、そのとおりにならなくとも予定従業員数をきちんと記載してもらうようにしてほしい」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「舗装整備事業で3カ所舗装工事を行うが、その路線と延長について」の問いがあり、当局より「市道山西線、西根前川原1号線、日和田箕輪線で、延長は3路線で2,500メートルになります」との答弁がありました。

委員より「寒河江公園のアクセス道路の先行整備について」の問いがあり、当局より「今回の補正予算はつつじ園を整備するものでありますが、アクセス道路については道路事業と公園事業を分けながら、総合的に検討する必要があると思っております」との答弁がありました。

委員より「事業活用調査事業の具体的な中身について」の問いがあり、当局よりまちづくりを支援している山形のNPO法人に業務委託をしており、流鏝馬通り協議会に対してまちの景観や集客イベントなどの指導・助言などを行うというソフト事業の業務委託になります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了すべきものと決しました。

以上で、建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○内藤 明委員長 日程第3、質疑・討論・採決であります。

初めに、総務文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、建設経済分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結します。

これより採決に入ります。

これより、議第4号を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長の報告はいずれも原案を了とするものであります。

本案は分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました

閉 会 午前9時46分

○内藤 明委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでました。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 内 藤 明

平成25年3月11日（月曜日）予算特別委員会②

○出席委員（15名）

| | | | | | |
|-----|------|----|-----|-------|----|
| 2番 | 阿部清 | 委員 | 4番 | 後藤健一郎 | 委員 |
| 5番 | 太田芳彦 | 委員 | 6番 | 國井輝明 | 委員 |
| 7番 | 沖津一博 | 委員 | 8番 | 工藤吉雄 | 委員 |
| 9番 | 杉沼孝司 | 委員 | 10番 | 辻登代子 | 委員 |
| 11番 | 荒木春吉 | 委員 | 12番 | 木村寿太郎 | 委員 |
| 13番 | 新宮征一 | 委員 | 15番 | 内藤明 | 委員 |
| 16番 | 川越孝男 | 委員 | 17番 | 那須稔 | 委員 |
| 18番 | 嶋田俊廣 | 委員 | | | |

○欠席委員（2名）

| | | | | | |
|----|-------|----|-----|------|----|
| 3番 | 遠藤智与子 | 委員 | 14番 | 佐藤良一 | 委員 |
|----|-------|----|-----|------|----|

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------|--------------------------|------|------------------|
| 佐藤洋樹 | 市長 | 犬飼一好 | 総務課長 |
| 菅野英行 | 政策推進課長 | 奥山健一 | 財政課長 |
| 船田一彦 | 税務課長 | 安彦浩 | 市民生活課長 |
| 富澤三弥 | 建設管理課長 | 山田敏彦 | 下水道課長 |
| 小野秀夫 | 農林課長（併） 農業委員会 事務局長 | 秋場礼子 | 商工振興課長補佐 |
| 安孫子政一 | 情報観光課長 | 那須吉雄 | 健康福祉課長 |
| 阿部藤彦 | 子育て推進課長 | 横山一郎 | 会計管理者 （兼）会計課長 |
| 丹野敏幸 | 水道事業所長 | 安食俊博 | 病院事務長 |
| 荒木利見 | 教育長 | 工藤恒雄 | 学校教育課長 |
| 月光龍弘 | 生涯学習課長 | 大泉辰也 | 監査委員 局長 |

○事務局職員出席者

| | | | |
|------|------|-----|------|
| 丹野敏晴 | 事務局長 | 佐藤肇 | 局長補佐 |
| 佐藤利美 | 総務主査 | 兼子亘 | 総務係長 |

予算特別委員会議事日程第3号
平成24年3月11日（月曜日）

第1回定例会
本会議終了後開議

開 会

- 日程第 1 議第 9号 平成25年度寒河江市一般会計予算
- 日程第 2 議第10号 平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 議第11号 平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第 4 議第12号 平成25年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 5 議第13号 平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 議第14号 平成25年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 7 議第15号 平成25年度寒河江市介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議第16号 平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- 日程第 9 議第17号 平成25年度寒河江市財産区特別会計（高松、醜醐、三泉）予算
- 日程第10 議第18号 平成25年度寒河江市立病院事業会計予算
- 日程第11 議第19号 平成25年度寒河江市水道事業会計予算
- 日程第12 議案説明
- 日程第13 質疑
- 日程第14 分科会分担付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

開 会 午前11時35分

- 内藤 明委員長 ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

- 内藤 明委員長 日程第1、議第9号から日程第11、議第19号までの11案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

- 内藤 明委員長 日程第12、議案説明であります。

お諮りいたします。議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しました。

質 疑

○内藤 明委員長 日程第13、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って質問答弁とも簡潔明瞭に行うようお願いをいたします。

初めに、議第9号の質疑に入ります。

議第9号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。新宮委員。

○新宮征一委員 ページ数でいきますと、20、21ページになりますが、12款の1項5目土木使用料、これについてちょっとお尋ねをいたします。

この3節の市営住宅使用料3,330万円が計上されております。昨年9月の決算委員会の際にも申しあげたんですが、いわゆる市営住宅の未納者がいる状況が見えてきたんですね。昨年の23年度の決算では、118万何がし、約120万円が収入未済額で決算されておりました。そのときも状況を聞いたところでありましたけれども、収入が当初よりも減ってきたんで、家賃が滞っているというような答弁だったというふうに記憶しておりますけれども、今回のこの3,330万円の内容ですね。いわゆる25年度に発生するものが幾らで、それから24年度、まあ24年度はまだ閉めていませんので、正確な数字は出てこないと思いますけれども、24年度でいわゆる収入未済額で処理しなければならない金額がどのくらいあるのか。それから、23年以前の何年かにわたって家賃が滞納されている方がおられるのかどうか、その辺の年度ごとの数字を教えてください。

○内藤 明委員長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 申しわけございません。年度ごとの資料についてはちょっと今持ち合わせてございませんので、ちょっと今お答えする資料が手元ございません。

ただ、議員御指摘ありましたやっぱり過年度の分につきまして、昨年度の決算で120万円ほどあったのは事実でございます、その分について削減に向けて努力しておるわけでございますけれども、一部滞納者についてまだ現存しておりまして、保証人も含めて私どものほうで一応滞納整理のための訪問なり呼び出しなりをしているわけでございますけれども、改善している方もございますけれども、そうでない方もいらっしゃるのことは事実で、年度末決算に向けて今努力しているところでございまして、数字的なところについては今手元の資料がございませんので、ちょっとお答えできないので、申しわけございませんけれども、よろしく申し上げます。

○内藤 明委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 年度別に明細にということのを要望したんですけれども、資料がないということでありました。ただ、過年度分も含んでいるということは間違いのないようですね、今の答弁ですとね。したがって、昨年9月の決算審査の際にも申しあげたんですが、複数年度にわたって市営

住宅の家賃を滞納している。これは、私は非常に公平性を欠くものではないかなというふうに、非常に憤りを感じます。

というのは、以前私も市営住宅の入居者選考委員も経験してまいりました。非常に市営住宅の需要が多くて、二十数倍から30倍程度もの入居申し込みがあって、その中から1人、2人を選考するという、非常に厳しい内容でありました。これは、現在もそういうふうな状況が続いているように伺っていますけれども、5回も6回も申し込んでもなかなか入居することができない、そういう方もかなりおられるんですね。そうしたときに、民間の家賃であればもう2年も滞納なんていえば、これは即退去ですよ。すぐ退去、そういうふうな事態に至ると思うんですね。

したがって、公営住宅の場合は当然住宅困窮者に対して市のほうで支援しようという、一般の民間の業者とは違うものがあるわけですが、その不公平さというのがここで浮き彫りになってくるんですね。先ほど申しあげましたように、何回申し込んでも入居できない人もいます。そして、収入が減ったから家賃が納められない、公営住宅だからそれをそのまま放っておくというのは、私は非常に問題だと。

そして、前回というか9月の議会でも申しあげたんですが、入居する場合には保証人というのをつける条件になっているはずなんですね。当然本人が払えなければ、保証人のほうにこれは債務が回っていくのが普通なんですよ、日本の今の社会からいった場合。これは絶対許されるべきものではない。保証人はそれだけの価値があるというものを、保証人としての資格に適合しているということで保証人を立てているわけですから、これは当然保証人のほうに請求をして、即払ってもらう。それでも払えないとすれば、当然待っている人がいっぱいいるわけですから、これは非常に厳しいかもわかりませんが、公の住宅だからそれでいいという状況は、放っておけないと思います。

ぜひ、ひとつ今年度の3,330万円、これは満額決済になるように努力していただきたい。そして、前回の場合ですと収入未済額ということで計上されましたけれども、ややもするとこれが不納欠損額で処理されるなんていうことがあった場合に、これは大変な問題になりますので、その辺についてどのようにお考えなのかお願いいたします。特に保証人に対する対応の仕方、その辺も含めてお願いします。

○内藤 明委員長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 入居者の申し込みにつきましては、現在のところ状況としましては最大で3回目の方というのが、前回の入居者審査委員会でありましたけれども、その方は一応入ったということで、現段階だと2回目の申し込みという方で、一番残って入居できない方というふうな状況でございます。ということで、数字的には3回申し込んだ方については、現段階では入っている状況かなというふうには思っているところでございますけれども。ただ、施設によって若干入居の倍率については違いますけれども、高田団地についてはちょっと高い、ひがし団地についてはちょっと少な目、あるいはぎりぎりというような状況などもあるようなことでございます。

あと保証人でございますけれども、私どものほうで保証人の方に対して文書で催告したり、あるいは本人に直接電話等で「あなたが保証している方について、滞納があるのでぜひ督促等含めて対応してほしい」ということでやってはいるわけですが、中にはちょっと保証人の方も大変な状況にあるというふうな方もおまして、事例としてそういう実態があるのも事実でありますけれども、議員おっしゃるとおり長年滞納して入居している方についての対処の仕方については今後十

分私どものほうもこれから対応を検討しながら、現場のほうでよりよく実施できるように検討してまいりたいというふうに考えております。

○内藤 明委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 申し込み回数何回も申し込んでもなかなか入れないというのは、先ほど私は1つの質問の中で、言葉の中で申しあげたんであって、それは2回目だからとか3回目だから、そういうことではないんです、問題は。ところが今の答弁ですと、保証人もそういうふうな状況、じゃあどうするかという問題なんです。その保証人をつけた段階で、保証人としての資格があるのかと、その辺まできちっと調べるといふか、そういうふうな確たるものをつかんだ上で保証人として「この人で結構ですよ」といふふうになっているのか。保証人をつける段階での審査なんかはやっているのかどうか。

それから、保証人もそういうふうな状態だからといって、先ほども申しあげましたけれども、入りたい人がいっぱいいるわけですよ。これは、本当に公金を使ってやっている。家賃も民間から見れば比較的安く、比較的というよりも極端に安く設定されているわけですから、これは公金を使ってこの事業をやるからには、やっぱり不公平・不公正感というものは、これはどんなことがあっても排除しておかないと、待機している人なんかは非常に憤っていると思いますよ、こういう状態がわかった場合。その辺についていかがですか。

○内藤 明委員長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 保証人につきましては、保証人の仕事の状況とかそういうものも含めまして、当然私どものほうも保証人としての資格が大丈夫かということについては審査させていただいていますが、ちょっと私のほうで先ほど申した事案については、途中で、当初についてはその資格が十分あったわけでございますけれども、その後ちょっとやっぱり状況の変化で、私どものほうで実際入居して滞納している方についての督促という形で保証人のほうに督促等を含めまして調査等々したところ、そういう実態の方がいたというふうなことでございまして、実際に入居する際の時点での保証人の調査というふうなことについては、職業とか所在地とかあるいは滞納とかも含めまして調査をしながら、保証人としての資格があることについては審査して、適格であるというふうなことを認定して実施しているところでございます。

○内藤 明委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 今の説明でおよその状況はわかりましたけれども、いわゆる問題は入居する段階での御本人の所得、あるいは保証人の所得、あるいは財産というものを精査して、そういうふうな入居を許可するというふうな形になっていると思うんですが、私はその後追いがなされているのかどうか。一旦入居してしまうという、収入が減ろうとふえようとそのままの状態でいられるのか。その収入の状況や何かは後追い調査なさっているんですか。

○内藤 明委員長 建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 家賃の問題もございまして、毎年収入の調査については実施しているところでございます。

○内藤 明委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 ここでこれ以上議論しても、なかなかというよりも解決できる問題ではありませんので、ぜひひとつ担当のほうでは電話での折衝ではなくして、直接行って「非常にこれは重大な問題だ」

というものを意識してもらって、適正な対応をしていただきたい。そして、満額未済額が出ないように努力していただきたいということを申しあげて、終わります。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第1款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款について質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 46、47ページ、総務費の総務管理費、財産管理費を見ているんですが、クアパークののり面が今回も7款で予算計上になっているんですね。前にも指摘をしながら、お願いをしてくれておるんですが、のり面の土地を10年間で分割して、今市で開発公社から買い求めているわけでありませけれども、そもそもあの土地は国などに買ってもらうという土地なわけですね。

そうしますというと、やっぱりあの土地1億円の部分は普通財産というふうなことで、2款で買っておくべきだというふうに私は思うんです。何回も、決算の際も指摘をしておるんですが、7款からというといかにもそっちのほうで予算は1,000万円、毎年その事業に出ているような形には予算上見えませけれども、何回も確認しているとおりの土地は国から買ってもらう方向で進んでいます。だけれども、なかなか大変ですというふうな言い方はされませけれども、したがって私は2款に計上すべきだというふうにこれまでも申しあげ、検討したいというふうに言われておるわけですので、今回も7款になっているんで、どういう検討がされているんだかね。やっぱり全体買い求めたときには、7款でするよりも、よそに売るというふうなことであれば普通財産になるんであろうというふうに思いますので、2款が妥当だというふうに改めて申しあげながら、見解をお聞かせをいただきたいと思ひます。

○内藤 明委員長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 それでは、クアパークの件についてお答え申しあげます。

この件につきましては、議員がおっしゃるようにこれまで何度か議論になった案件でございます。これも前回の答弁とダブるところが出てきますが、2款に持っていったときにも企業誘致推進費に予算を持ちまして、クアパークにつきましては一連の事業を推進してきたところでございます。当然現在ののり面になっているところにも、その予算を使いながら整備をしてきたところでございますが、機構改革によりまして企業誘致推進室が商工の7款のほうに行ったところで、予算も7款のほうに移したところでございます。

市の事務分掌につきましても、クアパーク事業につきましては企業誘致推進室の業務として載っているところでございます。予算のつくり方、予算の置き方としましては、担当する課に予算をつけるのが適当であろうというようなことで、今回も大分検討させていただいたんですが、そういうふうな考え方でこういうことにさせていただいたところでございます。

現在も企業誘致推進室のほうで、公社からの買い取りとか国土交通省への情報収集とかをやっているところでございますので、7款に置くのが適当かなというようなことで、処理させていただきました。

○内藤 明委員長 川越委員。

○川越孝男委員 そのことについては、私の考えは何回も同じことを申しあげませけれども、そういう

考えです。したがって、ぜひこの2款の中の2の1の5の公有財産の所得というふうなことだ
てできないわけでないわけでありますから、ぜひそういうふうな形で引き続き検討を求めたいと思
います。

それから、いっぱいあるんで、というのはソフト部分で委託費でもらっているやつがいっぱいあり
ます。ただ、委託費も業務委託でさまざまな、例えば管理業務であるとか設計委託業務などという
のがいろいろありますけれども、そうでなくてこの前一般質問でも申しあげましたように、さまざま
事業を進める上でのソフト面の、そして行政とそれからそういうコンサルとそれから企業などと一緒
になってやる部分のものが、いっぱい25年度にもずっと向こうにあります。したがって、こういう部
分については特別委員会でもなくてもいいです。それぞれの分科会の中で予算を審査する際には、丁寧
に説明をしていただきたい。

もちろん、きょうもありましたけれども、特別委員会も「本会議での説明を受けていますので」と
なるので、説明を省略して質疑に入っています。これもまた、分科会も同じように「本会議、特別委
員会で提案理由の説明を受けていますので」というふうになっていくというと、中身の理解が不十分
なままに議会審議が進んでいっているということ、ここ二、三年の議会の審議状況も私自身反省をし
ています。

したがって、各分科会での説明に当たっては、当局からはやっぱり丁寧に中身を説明をしていただ
きたい。議会の日程は十分に審議日程取ってありますので、ぜひそういうふうをお願いをしたいと思
いますが、このことについて市長の提案者としての見解をお聞かせをまずいただきたいと思いま
す。

○内藤 明委員長 犬飼総務課長。

○犬飼一好総務課長 ただいま委員のほうからお話がありました分科会の中での説明というふうなこと
につきましては、それぞれの分科会のほうで担当の課長等が説明してきたわけですが、それに
基づいて質疑というふうな形の中で答弁というふうな形で対応しているというふうな形が、これまで
の状況でございます。今委員がおっしゃいましたより詳しくというふうな部分については、その分科
会の中で詳しく説明する部分について、例えば今おっしゃいました委託費の関係とか工事の関係とか、
そういったものに関してはより詳しく説明するというふうな形で対応したいというふうに思います。

○内藤 明委員長 川越委員。

○川越孝男委員 それで、今当局からそういうふうに分科会での審査に当たっては、より詳しく丁寧
に説明をしたいという見解が示されました。したがって予算特別委員長にもお願いをしておきたい
んですが、各分科会の分科会委員長にも、そういうふうな形で分科会運営をするように、特別委員
長からも後で結構ですから要請というか、そういうことをしておいていただきたいというふうにお願
いをお願いします。

○内藤 明委員長 わかりました。

ほかに、第2款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

この際、暫時休憩といたします。

再開を午後1時といたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時00分

○内藤 明委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳出第3款について質疑はありませんか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 ページで言うと92、93ページ、3款3項の2目扶助費についてお伺いいたします。

こちらのほうに入っております生活保護扶助等事業についてお伺いいたしますが、昨年の24年度の予算書と比べますと、こちらのほうが予算として3,300万円ほどふえております。そちらのほうで、どれくらいの要は世帯数とか人数がふえることを見越してのこの予算かということと、あと、寒河江市の場合、生活保護を受けている方は非常に少数だと思うんですが、この金額の内訳を大別すると医療費と生活費というふうなことになると思うんですが、そちらのほうをお教えてください。

○内藤 明委員長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 確かに、24年度と比べますと3,270万5,000円ほど多く計上しておりますが、これは御案内のとおり生活保護は8つほどの扶助費がありますが、今回1億6,449万2,000円の扶助費ですが、この大半は医療扶助でありまして、額にして9,400万円ほどです。世帯数をどういうふうに見ているかということをございますが、予算では66世帯、78人ということで見えています。なお24年度は60世帯、70人で、予算の積算はそのようにしております。

生活扶助ですが、1億6,449万2,000円のうち3,441万6,000円ということで計上しております。これは1年間でございますので、先ほど申しあげた人数で割りますと一月1人当たり3万6,769円で積算しているところであります。以上です。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 生活保護の関係でありますけれども、これまでも何回か議論してきているんですが、確かに生活困窮者を救済をしていくというのはわかるんですけども、自立できる形にどうしたほうがいいのか、本当に大変になってから給付をしてなかなか立ち上がれないということと、大変になりかかったときに給付をして自立をさせるというふうなことと、お金の使い方はいろいろあるんだというふうに思うんですね。そういうふうな中で、24年度というかこれまで自立に向けてどういう実績があるのか、それから25年度もそういう視点に立ってやっぱり対応されないんだべなというふうにもう何ともならない形でなくて戻せるような、そういうふうな部分での方策や何かはどういうふう考えているのか、ありましたら教えていただきたいんですが。

○内藤 明委員長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 まず、本年の2月末の生活保護の世帯の状況ですが、64世帯74人ほどになっておりますけれども、そのうち高齢者世帯は30世帯、それから障がい者世帯は22世帯です。それから、病気で入院している傷病者の世帯が10世帯です。残りがいわゆるその他の2世帯であります。この方々で就労している方が1世帯、あとその他のお一人についてはなかなかそこまでにはいないという状況です。

ただ、平成24年の状況で申しあげますと、生活保護の開始ケースが8世帯ありますけれども、廃止が7世帯ということになっておりますので、2月末の状況ですが、やはり委員おっしゃるようにならざるを得ない状況です。年金をもらえるのにもかかわらず本人が手続をしていなかったというケースがありまして、私どもでそれらの手続をして最終的に年金が受給になったケースなどもありますので、就労という部分についてはなかなか今申しあげた世帯ですので、できるだけできる分は当然するようには対応してい

ますけれども、いわゆる生活保護をめぐる事件といたしますか、新聞に出ているようなケースはないというふうに御理解をいただければよろしいかと思えます。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第4款について質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 98、99ページの予防接種事業の関係でありますけれども、先日もテレビなどで報道されていましたが、風疹なりおたふく風邪の予防接種を受ける率が非常に低いというふうな、中1・中3の関係ですね。この関係で、寒河江の場合実態がどういうふうになっているんだかと、そいつを聞いて寒河江も低いんだとすれば、25年度にはそいつを上げるための方策などをどういうふう考えているんだか、お聞かせをいただきたいです。

○内藤 明委員長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 数字的にはあれですが、私どものほうの予防接種事業について、特段低いという状況にはないということで御理解いただきたいと思えます。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第5款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第6款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第7款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第8款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第9款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。新宮委員。

○新宮征一委員 ページ数では160、161ページになりますが、10款の2項小学校費の1目学校管理費の中でありますけれども、ちょっと私も気になってというか、気持ちの中で大変心配していた部分があるものですからお聞きしたいんですが、この15節の工事請負費986万5,000円計上されておりますけれども、どこの学校でどういう工事をなされるのか、その内容を教えてください。

○内藤 明委員長 工藤学校教育課長。

○工藤恒雄学校教育課長 学校施設につきましては、非常に年数のたっておる施設ばかりということで、いろいろな箇所で大都合が生じております。そういった全般的なものがたくさんあるんですが、その中から緊急性・安全性、そういった面を考慮しながら順に手をつけているというのが実態でございます。実際、完全な手だてをするにはもう少し予算が必要な部分もございまして、まずこのいただいた予算の中で先ほど申しました緊急性、安全性、そういったものを配慮しながら、順次維持管理をしてまいります。さまざまなものの積み上げでございまして。

○内藤 明委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 具体的にどこの学校でどういった工事ということではなくて、この中から必要なものからやっていくというような、そういうような理解でよろしいんですね、今の答弁ですと。そういうふうな理解でよろしいんですか。

じゃあ、そこで質問なんですけど、実は今寒河江中部小学校でトイレの問題が大変大きな問題になっているんですよ、現実には。というのは、学校のトイレが汚いと。臭くて汚くて、学校のトイレを使いたくないというような、子供は非常に素直な感覚なんですね。昨年ある生徒が下校途中でお漏らしをしてしまった、こういう実態があったんだそうです。それに対して、学校のほうの指導としては、そういうときにはすぐ近くの民家に行って、頼んでトイレを貸してもらいなさいと、こういうふうな指導をされておったようです。これは、ごく当然適正な指導の方法だというふうに理解しています。

ところが、そういった指導をうまく利用して、学校のトイレには行かないで下校してしまう。むしろしょっちゅう民家のトイレを借りてやっている、これが常態化しているんですよ。そして、私四、五人の子供に聞いてみたんですが、やっぱりもう学校のトイレには行かない。あそこの家に行くと喜んで貸してくれる、こういうことなんですよ。子供は非常に素直で、喜んで貸してくれる、これは実際喜んで貸してくれるのかどうかというのはこれは別問題にしても、子供たちはそういうふうにとめている。

これは去年から問題になっているんですが、このことに対しては生徒自身はもちろんのこと、保護者のほうからもかなり学校のほうへも問い合わせ、あるいはトイレの改修をしてほしいというような要望が寄せられているはずなんですね。学校のほうで配った「保健だより」というのをちょっと持ってきてくれた人がいたんですが、「私は学校では絶対に大便（ウンチ）をしないと決めている」、これが私が先ほど申しあげたような一つの子供たちの、もうそこまで行っている状況なんですね。

したがって、それに対して学校のほうでの指導は、やっぱりマナーをみんなで守りましょうと、そしてみんなできれいにしましょうというふうに指導しているんです。これは、間違いなく教育方針としては適正な正しい教育の方法だと思うんですが、そういうふうな実態で、しかも男の子なんかはもう学校のすぐ近くの民家と民家の間に行って用を足している、立ちションをしている、そういうふうな状況もあります。

それで実は州崎方面の、中部小としては一番地理的には遠い町会からなんですが、六供町公民館に相談があって、法務局のトイレを生徒に貸してもらえないかと、そういうような話をしてほしいという相談があったんだそうです。ところが、公民館のほうでもいろいろ考えた結果、いわゆる役所に子供が入るといのは非常に抵抗があるんじゃないかと。そんなことで、であれば六供町公民館を開放しましょうということで、夕方の3時から5時までの2時間を管理人のいない六供町分館の入り口をあけて、誰でもが入れるような状況に今開放して、便宜を図っているんです。

これは、やっぱり公共の施設ということもあるし、地域の子供たちに対する1つの方法としては、私は公民館でとったその対応の仕方というのは間違っているとは思わないんですが、ただし管理人のいない公民館を全く無防備な、しかもどこの部屋にも入れるわけですから、冬の寒い時期なんかは子供たちが二、三人で、集団で入って公民館のストーブをつけて、そしてつけっ放しにして忘れて帰ったなどということも、これはあっては困るんですが、やっぱり世の中想像しないことが起きるのが現実ですので、非常に私は防犯上、それから防災上、これは社会問題だなというふうに捉えておったんです。

そういう中で、今のお話を聞きますとというと、この986万5,000円、この中でそういったいろいろな部分を勘案しながらこの予算を使っていきたいというふうなさっきの学校教育課長の答弁でありましたから、ぜひこの中部小学校の実態、これらを捉えていただきたい。

と同時に、ちょっとお聞きしておきたいんですが、この予算が編成されて提案されるまでのいわゆるプロセスなんですが、学校現場からそういった予算要求といいますか、トイレの改修について考えてほしいというような要望があったのかどうか。あったけれども、教育委員会の中で調整の段階で、これを予算には要求しなかったというものなのか。あるいは、予算要求はしたんだけど、査定の段階で削られたのか、その辺の内容、ちょっと流れだけ教えてください。

○内藤 明委員長 工藤学校教育課長。

○工藤恒雄学校教育課長 ただいま貴重な例をお教えいただきまして、ありがとうございます。私どものほうには、今学校のトイレを使いづらいといったそういう話、情報は上がってきておりません。一般的に学校での用足し、特に大便の場合なんかですと一部ちょっと恥ずかしいなんていう、そういう風潮がかつてあったようでございますが、今は教育的な配慮をしながらやはり健康のために当然なんだというふうな、そういう教えもしておるようでございます。

また、最近の子供たちの家庭のトイレが皆洋式化になっておるということで、学校のほとんどが和式のトイレなんですが、用を足しづらい子もふえてきておることは確かなようでございます。そんな観点で、教育委員会としましてはトイレの洋式化については計画的に今進めておりまして、来年度の予算の中でも中部小学校への洋式改造1カ所、予定をしておるところでございます。

ただ、今委員からお話をお聞きしました内容ですと、民家に飛び込んで用を足すということで、恥ずかしいとかなんとかそういう問題ではないような気がしておりますし、またトイレにつきましては当然学校挙げて清掃に努めておりまして、恐らくそういう実態はないのではないかと私どもは思っておりますが、なお調査をしたいと思えます。

あと、学校の修繕関係でございますが、一応先ほど申しあげましたけれども、我々としてしましては修繕すべき箇所を皆リストアップはしております。それに基づきまして予算要求をしておるところでございますが、学校現場のほうからはその予算要求の案をつくる前にきちんと聞き取りをしながら、予算要求に反映をさせておりますので、中部小学校の今の実例につきましてはちょっと想定外でございますので、直ちに調べて対処したいと思えます。

○内藤 明委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 やっぱり、今課長からもあったように、今それぞれの家庭のトイレの環境というのが、非常に昔から見ると変わっているわけですね。最近新築されたいわゆる醍醐小とか、あるいは比較的新しい幸生小学校であるとか、そういうようなところは結構ある意味では現代の生活様式にマッチした設備、施設になっていると思うんですけども、寒河江中部小学校はその間改修や何かあったのかどうかちょっと定かではありませんけれども、三十何年もたっている非常に市内でも古いほうの学校なんですね。

と同時に、約700名という寒河江市でもマンモス校と言える学校なんです。しかも町の中心部にあって、さっきのような現象がある。決して民家のトイレを借りるのが悪いというんではないんです。そういうような指導というのは、これはもうごく当然のことなんですけれども、学校のトイレを使いたくないから、学校から出て近くの民家に飛び込むというのは、私は根本的に解決しないとまずい問

題かなど。さっきの公民館の問題もしかりなんです。全く2時間の間、もう子供だけじゃなくてそういった話が「この時間、六供町公民館はあいている」なんていうことになれば、誰でもがそこに入れるというような環境になっていますので、これは非常に社会的にも私は大きな問題だろうと。

全国的に見ても、小学校というかいわゆる公立校のトイレの問題は5Kという言葉で呼ばれているんですね。「汚い」「臭い」「暗い」「怖い」「壊れている」、これを5Kという言葉で表現されているようなんですけれども、やっぱりそれにはトイレに行けない症候群、こんな変な名前までつけられているのが今の学校の、これは中部小だけに限らずそういうふうな状況であるということをもまず認識していただきたいし、先ほど申しあげましたような中部小学校の状況をまず真っ先に調査をしていただいて、これは学校から何のそういった話もないということでもちょっと私も驚いたんですが、要望があった、なしにかかわらず、ぜひひとつ私が今申しあげたようなことを踏まえながら、現場のほうを調査していただいてぜひ今年度の予算の中で、夏場になればますます今度気温が上がってくるとにおいもひどくなる時期に入ってきますので、できるだけそちらのほうに意を注いでいただきたいということをお願いをしておきます。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 10款の小学校の関係です。というのは、直接というよりも2月18日に市議会に対して市教育委員会から県の特別支援学校の分校の話がありました。そして、その後、高松小学校で関係者への県教委の説明を私も聞かせていただきましたけれども、そうしますという議会にも説明あったように、26年度から分校を開校したいと、高松小学校に小学部ね。そうしたときに、25年度でこれ対応さんなねぐなっていくんだらうなというふうに思いますし、5月中に県教委と寒河江市との協定も締結したいというような1つのスケジュールも示されました。

そこで、私は、この前議会の中でも杉沼議員も一般質問で申されておりましたけれども、私も西村山地区に特別支援学校がないという、そして子供たちが遠距離通学をしなければならないということ解消するというのは、非常にいいことだというふうに思っています。ただ、この前説明されたのだという、高松小学校に小学部の分校をつくりたい。そして、大江町のほうに中学部と高校部というふうなことで分校という話がございました。そうしたときに、私は西郡につくるということは、非常に結構なことだ。そして、高松小学校を選んだ理由なども交通の要衝と。112号と287号が交差をしている。JRの左沢線もあって、高松駅もあるというふうなことから、高松地区を選定をしたというふうなことは、極めて妥当だというふうに思います。小学校というふうなことで、高松地区という場所としては極めて妥当だというふうに思うんです。

ただ、そのときに地元の学校関係者などからも、保護者などからも出たのは、「わかるけれどもなぜ高松小学校なんだべ。いろいろな心配がある。安全だというふうに言われても、すぐは具体的に安全が担保されていることはどうなんだ。あるいは、みんなから理解をもらうためには、一定の時間も必要なんでないか」というふうなことが出されました。

そうしたときに、私がお尋ねしたいのは今どういう状況になっているのか。この前説明した以降もあるわけでありますので、どういう状況になっているのかということと、あと高松小学校に特別支援学校の小学部と一緒にするというふうなことが、県の話だと小・中・高の一体的なものが望ましいというふうなことからして、過渡的なとか暫定的なとか、そういうふうな形で当面5年間で、そして5年たつと見直しをするというのがこの前議会でも答弁されているわけでありますけれども。

そうしたときに一体化というふうになった場合には、今の中学校、高校のところに小学部が行って一体化するという1つの方法もあると思います、方法論としてね。あるいは、高松小学校に小学部を設置をすれば、中学・高校かこっちに来て、そこにするという方法もあるだろうし。あと、小学校、中学、高校の部分は新たな場所にするというふうなこともあるだろうし、そういうふうな意味ではどのように市教委として考えているのかと、あと学校は寒河江市の市立高松小学校として設置されているわけですし、県の教育委員会の方針を市教委を通じて議会や地域に説明はわかりますけれども、高松小学校を設置している市長としての考え方はどうなのかなというふうなこともね、市長と今度県教委が協定を結ぶというふうなわけでありますから、その辺の関係はどうなのかなというふうな思いをしています。

私は、高松小学校が固定をしていくというふうなことについては、私は異議があるんです。問題意識を持っています。したがって、そういうふうなことも含めて現状どうなっているのかもお聞かせをまずいただきたいと思います。

○内藤 明委員長 教育長。

○荒木利見教育長 お答えをいたします。

まず、なぜ高松小学校かと、こういうふうなお話であります。今議員が指摘された地理的条件も当然あるわけですね。あと、私たちは当面、杉沼議員にもお答えしたようにとにかく寒河江市につくってほしいと。その根底には、やっぱり小中一環の新しい学校をつくってほしいということが根底にあって、それは要求して「こういうところもあるんじゃないか」「こういう場所も使えるんじゃないか」という提案をしているわけですが、そういった中でまだ再度県としては5つの地区は全部同じ方式でいきますと。空き校舎、空き教室を活用しますということで、その候補地を出してくださいと。条件は交通の条件がいいこと、耐震性があること、教室が5つ確保できること、いろいろな条件がある。その条件に全て合うのが高松小しかなかったというのが、その答えです。

もう一つは、田代小学校もあることはあるんですが、冬の時期なんか考えても、交通の便からいけば非常になかなか大変だということがあって、分校として条件に合うのが高松小学校というふうなことで、県としては候補地をその中で、幾つかの候補地がほかの市町も出ていましたので、検討した結果、小学校の分校は高松小学校にお願いしたいという県の考えが示されてきたという経過は、この前御説明したとおりであります。

今の状況でありますけれども、議員懇談会で話をして、あとその日に高松地区の区長さん方、川越議員も同席していただきましたけれども、あとPTAの関係者、評議員の皆さんに御説明を、県から来てもらってしていただきました。区長さん方はおおむね了解していただいたのかなという思いです。

ただ、PTAの皆さんからは「余りにも急な話で、オーケーという返事を出すのはすぐはできない」ということでありますので、当然私たちも計画していましたが、ちょうどその2日後に授業参観がありまして、保護者が集まってくるというふうなちょうどいい機会がありましたので、その機会にまず説明をして、理解を願うための説明をしたいということで、私が行って説明をさせていただきました。議員の皆様にも説明したのと、あと高松小学校の関係者を集めて説明したときに出た質問をあわせて説明をさせていただきました。夕方からでしたので、1時間弱くらいの説明で、保護者の皆さんも突然聞いてなかなかすぐ「はい、わかりました」というふうにはできないという状況もありましたし、時間も遅くなりましたので、PTA会長さんが「じゃあ、質問する用紙を全保護者にお渡しし

て、その質問を寄せてもらったことに対して回答するまた機会を設けましょう」ということで、その次の週に保護者会をまた開きまして、県からも来てもらって寄せられた質問1点1点にお答えをさせていただきました。

質問の中身は、手続論の問題もありました。「余りにも唐突じゃないか」という手続論もありましたけれども、ほとんどは開くことによってその中でどういうふうに教育が行われていくのかという、その中身の不安に対する質問がほとんどでありました。ですから県の担当者から、自分も勤めた学校の経験も含めて、詳しく説明をさせていただきました。そのときは、20名ほどの参加者でありましたので、非常に関心のある方の参加だったと思います。たくさん質問も出されました。寄せられた質問とそのとき出された質問と合わせて、1時間半程度の質疑応答ということで話し合いをさせていただきました。

そして、参加できなかった人もおりますので、この話だけで、参加した人だけの話ではだめだということで、その後そのときの様子について全保護者に資料をお渡しをして、こういう質疑応答がありましたというお話をしています。

その後、学校やPTA会長さんに「その後、何か声は寄せられていますか」と、こういうふうにお聞きをしたら、「何もありません」ということでありました。ただ「何もありません」といっても、いろいろなこれからの過程の中で、やっぱりいろいろな疑問とか心配なことが出てくると思いますので、そのことについてはいつでも私たちは丁寧に対応させていただきますので、学校や教育委員会、直接PTA会長さんでもいいですから、御意見をお寄せください、お考えをお寄せくださいということを申しあげて、いつも丁寧に対応させていただきますと。ここで終わりということではなくて、説明はさせていただいて、御理解を得るようにしたいというふうなことでお話をしたところです。

そして、県のほうには一応そういうことで説明して、完全に理解を得たということではないのかもしれないかもしれませんが、不安がまだ残っているかもしれないので、これからも機会あれば説明してくださいということで、県のお話はわかりましたという返事を申しあげたところでありました。県のほうでも、締結前には地区の人、関係者に説明をしたいという考えを持っているようでありますので、丁寧な対応を心がけてまいりたいというふうに思っております。

あと、小中高一体化というのは、当然この前も川越議員にもお話しを申しあげましたように、私たちも願うところでありました。その場所をどうするかということについては、今はまだ高松小学校の小学部をどううまくそこでさせていくのか、平成26年からどう充実して高松小の子供たちにとっても、それからそこに来た障がいのある子供たちにとっても、「ああ、ここで学んでよかった」と言えるようなそれぞれの教育活動をどうつくり上げていくかということに、まず当面は力を注いでいかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

その後、5年ごとに見直しをしたいという県の考えもありますので、その後今後の方向性としては、将来の方向性としては、できればやっぱり小中一貫の同じ校舎の中で発達段階に応じて学べるような校舎が建ってほしい。地勢的条件からいけば、私たちの寒河江市が最適であろう。ただ、その場所については、この前も杉沼議員にもお答えをしたように、いろいろな関係機関、団体等の調整も必要だろうし、今ここというのはなかなか言えないのではないかなということで、御理解を得ながら進めなきゃいけないというふうに思っているところでもあります。

寒河江市教育委員会としては、これから国の方向としても「共生社会」というふうなことがよく言

われて、障がいのある人も障がいのない人もともに生きる社会をつくっていかなくやいけない。その社会の小さな社会が学校の中に出てくるわけでありますので、常に周りに健常な人とそれから障がいのある人がいて、その触れ合いの中で思いやりの心を持って、みんなが生きていけるような社会をつくっていくための一つの学びの場にできればなというふうな思いを持っていますので、教育委員会としてはぜひその充実を図って、うまくスタートできるように保護者の皆さんからも理解を得る努力をしていきたいというふうに思っているところです。以上です。

○内藤 明委員長 川越委員に申し上げます。予算関連に絞って御質問を、簡潔になさってくださるようお願いをいたします。

川越委員。

○川越孝男委員 今そこまで進んでいるわけで、地域も26年度にスタートしたいというふうなことからすれば、当然そういうふうに協定を結んだ段階で補正予算というふうな形が出てくるんであるというふうに思いますが、全然寒河江市では、高松小学校に特別支援学校の小学部を併設というか、あそこにつくる場合には、市の予算は全然関係ないという、全て県ですというふうな形になるのか。今のような、これはもちろん行政財産だというふうに思いますが、私そこは専門的にわからないから、県に貸すというふうな形をとるのか、どういう協定をするのかわかりませんが、当然にしてそういう関係の部分があるんでお尋ねをしているんですが、どういうふうな形になっていくのか、予算上もお聞きをしたいんです。

それで、やっぱり先ほどあったように、私は条件つきで賛成なんです。というのは、永久に高松小学校にそれがセットになるというのは問題だというふうに、私は議会にも提案されていますので、問題なんです。というのは、高松小学校は1学年2クラスの形で学校がつけられているんです。今も、当分の間は1クラスで間に合う状況だというふうに、私も受けとめています。しかし、高松地区には夢がある。今のままどんどんどんどん人口や世帯が減っていくという、地域自体の地域の経営が成り立たないというふうなことで、これは前から議会でも提案をしていますけれども、そういう夢がありますので、その地域の夢ができなくなるような、後々にそれが足かせになるようなことはだめだというふうなことなんです。したがって、今回5年間の条件でなくてずっとなるということについては、「ノー」というふうなことなんです。

それから、あと先ほど教育長からありましたけれども、十分地元と協議しながら理解を得て進めていきたい。ぜひそういうふうにやっていただきたいんです。この県が示しているようなスケジュール、5月中に寒河江の市長と県教委で協定を結んでというふうなことは、このスケジュールオンリーでなくて地元の了解、合意を得て進めていくというふうに、協定の当事者である市長にはぜひこのスケジュールオンリーでなくやっていただきたいというふうなことでありますけれども、見解をお聞かせいただきたいと思います。

○内藤 明委員長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 県教委のほうも未来永劫というふうに、永久というふうに固定化という方向は考えていないという保護者会の説明でもありましたので、状況が変われば当然高松の子供たちの学校が優先されるべきだというふうに私も思っていますので、御理解いただきたい。

それから、予算にかかわってということでもありますので、あのかのときの保護者からの要望も、区長さん方からの要望も、子供たちは車で通ってくるわけですから、あと、あそこに保育所もあるわけですね。

子供たちの通学路、常に一緒になるんじゃないかというふうなことで、安全上の問題が出されました。あそこを一方通行にすればいいんじゃないかという提案も出ています。それから、特別支援学校の分校が来れば、職員の駐車場もふえてくるんじゃないかという話も出されましたので、もう少し具体化した時点ではそのことを市として、市当局にもお願いしながら、環境整備、安全に対する配慮は当然市としてもしていかなきゃいけない問題だというふうに思っています。

○内藤 明委員長 ほかに質疑ありませんか。

佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 川越議員の要望は要望として、受けとめさせていただきたいと思います。

○内藤 明委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第11款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第12款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第13款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、第2表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、第3表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第10号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第11号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第12号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第13号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第14号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第15号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第16号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第17号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第18号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第19号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○内藤 明委員長 日程第14、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

| 委員会 | 付託案件 |
|---------|---|
| 総務文教分科会 | 議第9号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第10款、歳出第12款、歳出第13款、第2表、第3表、議第17号 |
| 厚生分科会 | 議第9号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、議第13号、議第14号、議第15号、議第16号、議第18号 |
| 建設経済分科会 | 議第9号第1表中歳出第2款の一部、歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第11款、議第10号、議第11号、議第12号、議第19号 |

散 会

午後1時44分

○内藤 明委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成25年3月21日（木曜日）予算特別委員会②

○出席委員（15名）

| | | | | | |
|-----|------|----|-----|-------|----|
| 2番 | 阿部清 | 委員 | 4番 | 後藤健一郎 | 委員 |
| 5番 | 太田芳彦 | 委員 | 6番 | 國井輝明 | 委員 |
| 7番 | 沖津一博 | 委員 | 8番 | 工藤吉雄 | 委員 |
| 9番 | 杉沼孝司 | 委員 | 10番 | 辻登代子 | 委員 |
| 11番 | 荒木春吉 | 委員 | 12番 | 木村寿太郎 | 委員 |
| 13番 | 新宮征一 | 委員 | 15番 | 内藤明 | 委員 |
| 16番 | 川越孝男 | 委員 | 17番 | 那須稔 | 委員 |
| 18番 | 嶋田俊廣 | 委員 | | | |

○欠席委員（2名）

| | | | | | |
|----|-------|----|-----|------|----|
| 3番 | 遠藤智与子 | 委員 | 14番 | 佐藤良一 | 委員 |
|----|-------|----|-----|------|----|

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------|--------------------------|------|------------------|
| 佐藤洋樹 | 市長 | 犬飼一好 | 総務課長 |
| 菅野英行 | 政策推進課長 | 奥山健一 | 財政課長 |
| 船田一彦 | 税務課長 | 安彦浩 | 市民生活課長 |
| 富澤三弥 | 建設管理課長 | 山田敏彦 | 下水道課長 |
| 小野秀夫 | 農林課長（併） 農業委員会 事務局長 | 宮川徹 | 商工振興課長 |
| 安孫子政一 | 情報観光課長 | 那須吉雄 | 健康福祉課長 |
| 阿部藤彦 | 子育て推進課長 | 横山一郎 | 会計管理者 （兼）会計課長 |
| 丹野敏幸 | 水道事業所長 | 安食俊博 | 病院事務長 |
| 荒木利見 | 教育長 | 工藤恒雄 | 学校教育課長 |
| 月光龍弘 | 生涯学習課長 | 大泉辰也 | 監査委員 局長 |

○事務局職員出席者

| | | | |
|------|------|-----|------|
| 丹野敏晴 | 事務局長 | 佐藤肇 | 局長補佐 |
| 佐藤利美 | 総務主査 | 兼子亘 | 総務係長 |

予算特別委員会議事日程第4号 第1回定例会
平成25年3月21日(木曜日) 午前9時30分開議

再 開

- 日程第1 議第9号 平成25年度寒河江市一般会計予算
日程第2 議第10号 平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
日程第3 議第11号 平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算
日程第4 議第12号 平成25年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
日程第5 議第13号 平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
日程第6 議第14号 平成25年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
日程第7 議第15号 平成25年度寒河江市介護保険特別会計予算
日程第8 議第16号 平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
日程第9 議第17号 平成25年度寒河江市財産区特別会計(高松、醜醐、三泉)予算
日程第10 議第18号 平成25年度寒河江市立病院事業会計予算
日程第11 議第19号 平成25年度寒河江市水道事業会計予算
日程第12 分科会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務文教分科会委員長報告
(2) 厚生分科会委員長報告
(3) 建設経済分科会委員長報告
日程第13 質疑・討論・採決
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

- 内藤 明委員長 おはようございます。
ただいまから、予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

- 内藤 明委員長 日程第1、議第9号から日程第11、議第19号までの11案件を一括議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

○内藤 明委員長 日程第12、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教分科会委員長報告

○内藤 明委員長 最初に、総務文教分科会委員長の報告を求めます。辻総務文教分科会委員長。

[辻 登代子総務文教分科会委員長 登壇]

○辻 登代子総務文教分科会委員長 おはようございます。

総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は、3月11日及び12日、委員4名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第9号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第10款、歳出第12款、歳出第13款、第2表、第3表及び議第17号であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第9号第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「固定資産税の家屋新築件数の伸びについて」の問いがあり、当局より「現時点では14棟の増になっており、トータルでは183棟の新築を見込んでおります」との答弁がありました。

委員より「平成25年度の実質公債費比率の見込みについて」の問いがあり、当局より「実質公債費比率は平成24年度と大体同じか、若干下がるくらいではないかと思っています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第1款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「市民交通対策事業のバス路線維持費補助金関係で、寒河江水沢間の寒河江市の負担割合について」との問いがあり、当局より「路線距離の案分になっており、寒河江市が52%くらいです」との答弁がありました。

委員より「デマンド型公共交通運行事業で、地域公共交通会議のメンバーの構成について」の問いがあり、当局より「バス関係者、国、県、警察、地域の代表の方、沿線の市町村です」との答弁がありました。

委員より「ギレスン市姉妹都市締結25周年記念相互交流事業関係で、訪問する人数について」の問いがあり、当局より「市側から5名、慈恩寺舞楽の方が10名、合計15名です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「防災備蓄倉庫の整備箇所について」の問いがあり、当局より「3つの中学校、南部・柴橋・西部の各公民館、幸生地区、田代地区、そして寒河江小学校の9カ所です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「スクールバス運行事業で、田代小学校の廃校により田代小学校の生徒を白岩小学校まで乗せてくることになるが、上野・宮内地区の児童も乗車させることについて」の問いがあり、当局より「宮内・上野地区の児童は、山交バスを使って新町まで来ております。市内全域を見た場合に、特別にバスを出さなければならない距離ではないという判断で、教育委員会としては考えております」との答弁がありました。

委員より「慈恩寺国史跡指定の申請状況について」の問いがあり、当局より「平成26年1月をめぐりに具申書を文化庁に提出したいと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第12款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、報告する質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第13款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第9号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「駅前駐車場、本町駐車場管理業務の委託先について」の問いがあり、当局より「入札で決定することになると思います」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第3表を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「起債の利率について」の問いがあり、当局より「年限が10年、15年、20年などさまざまあり、一概に言えませんが、一般の民間資金については5年利率見直しで0.5%近辺で、政府資金は1%強くらいになります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第17号平成25年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上をもって、総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生分科会委員長報告

○内藤 明委員長 次に、厚生分科会委員長の報告を求めます。國井厚生分科会委員長。

〔國井輝明厚生分科会委員長 登壇〕

○國井輝明厚生分科会委員長 厚生分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は、3月11日及び12日、委員5名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第9号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、議第13号、議第14号、議第15号、議第16号及び議第18号であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第9号平成25年度寒河江市一般会計予算第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「道路をつくる際は、関係課で連携をとり交通安全上から道路を設計することが大事だと思うが、このことについての考えについて。また、道路法24条申請に対する市の指導について」の問いがあり、当局より「第9次交通安全計画は、市民生活課、建設管理課、国・県道の管理者等が参加して策定しており、その中で道路をつくる際は交通安全を考慮することとしております。道路法24条申請については、道路管理者が承認しますが、意見を反映できる体制づくりが必要であると考えております」との答弁がありました。

委員より「LED防犯街路灯の設置はどのように進めていくのか」との問いがあり、当局より「街路灯の割り振りは、町会長連合会などに御意見をいただき、一定のルールをつくり進めてまいります。なお、危険箇所や通学路は優先的に整備をいたします」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「地域福祉計画と地域福祉活動計画の進行管理について」の問いがあり、当局より「地域福祉計画の進行管理は社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の事業評価とあわせて実施することにより、きめ細やかな進行管理を図ってまいります」との答弁がありました。

委員より「放課後児童指導の配置基準の資格について、及び資格がない指導者がいる学童クラブへの指導について」の問いがあり、当局より「県で示した運営指針では、配置基準として常時2名体制、児童最大70名程度、おおむね40名程度となっており、教員免許、児童指導員、母子支援・児童厚生指導員の資格を有することが望ましいとしております。県としては、平成25年度から資格を持たない指導者への資格取得のための補助事業を実施することとしておりますので、その活用を検討しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1表中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「自殺対策事業の取り組みについて」の問いがあり、当局より「毎月1回精神科の医師による健康相談を開設しております。また、健康診断のチェックリストからふるい分けした人につ

いて保健師が訪問し、健康指導をしています」との答弁がありました。

委員より「環境基本計画及び地球温暖化対策計画の策定検討委員の構成及び策定期間について」の問いがあり、当局より「検討委員は学識経験者、住民組織等に属する者、商工関係者、農業団体に属する者、環境団体に属する者など17名になります。環境基本計画、地域温暖化対策計画とも、平成26年2月の策定予定です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第13号を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「保険税収納率を高めるための方策について」の問いがあり、当局より「納税コールセンターだけでなく、ハートフルセンターにおいて納税の機会をつくり、直接滞納者と話をするなど、税金を納めていただく勧奨をしております」との答弁がありました。

委員より「ジェネリック医薬品の利用率と普及させるための方策について」の問いがあり、当局より「平成24年11月分の薬剤業額におけるジェネリック医薬品の利用率は13.3%です。普及の方策として、国民健康保険証にジェネリック医薬品の説明を載せています。また、薬剤師会でジェネリック医薬品の説明書を作成するなど、PRを進めているようです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第14号を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第15号を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「普通徴収の収納率を高める方策について」の問いがあり、当局より「介護保険税に未納があると介護保険が利用できなくなる制度があり、そのことをお知らせするなど収納率の向上を税務課と一体的に進めております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第16号を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第18号を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「臨床実習生の受入状況、療養病床における連携の状況及び院外処方箋の1日平均発行枚数について」の問いがあり、当局より「臨床実習生は2月18日から3月15日まで整形外科に1名受け入れており、今後は4月1日から4月26日まで外科に1名を受け入れることになっております。臨床病床の紹介実績としては、山形大学附属病院、県立中央病院など9つの病院等から紹介となっています。また、1日平均の院外処方箋発行枚数は、133枚になります」との答弁がありました。

委員より、「新しいMRIの設置場所と稼働時期について」の問いがあり、当局より「新しいMRIは現在のMRI室に設置することにしております。工事期間としては8月から9月の2カ月間を予定していますので、稼働はその後になります」との答弁がありました。

委員より「一般会計からの基準内繰入と基準外繰入の金額について」の問いがあり、当局より繰入額5億1,000万円のうち、基準内繰入は3億3,200万円であり、1億7,800万円が基準外繰入金に

なります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、厚生分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済分科会委員長報告

○内藤 明委員長 次に、建設経済分科会委員長の報告を求めます。工藤建設経済分科会委員長。

〔工藤吉雄建設経済分科会委員長 登壇〕

○工藤吉雄建設経済分科会委員長 建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は3月12日、13日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第9号第1表中歳出第2款の一部、歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第11款、議第10号、議第11号、議第12号及び議第19号であります。

審査の都合上、議第9号中歳出第6款の審査終了後に歳出第11款第1項を審査することを諮り、異議なく了承されました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、第9号平成25年度寒河江市一般会計予算第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第9号第1表中歳出第5款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「雇用創出特別奨励金制度について」の問いがあり、当局より「中央工業団地に新規で企業を誘致する場合、または事業主都合によりリストラされた方を雇う事業主に対して奨励する制度であり、1人当たり10万円の35人分で350万円と考えております」との答弁がありました。

委員より「事業主都合でリストラされた人数を把握しているのか」との問いがあり、当局より「リストラ者の実態はなかなか把握し切れないのですが、いろいろな情報を集める中で30名から40名の間くらいではないかと思っております」との答弁がありました。

委員より「行政は緻密なデータがあると思いますので、それらを駆使しながら、市民の暮らしに結びつく部分にはぜひ生かしながら、行政対応をしていただきたい」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第9号第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「農業委員会での臨時職員の雇用期間について」の問いがあり、当局より「11カ月です」との答弁がありました。

委員より「臨時者の雇用は月単位で雇用しているとのことだが、月単位ではなく別の方法での雇用のやり方をぜひ検討していただきたい」との意見がありました。

委員より「担い手新規就農支援事業補助金について」の質問があり、当局より「青年就農者に対しては1名100万円の3名分で300万円、中高年の就農者に対しては1名50万円の6名で300万円を

見込んでおります」との答弁がありました。

委員より「紅秀峰の里づくり推進事業費補助金と紅秀峰の里確立事業補助金を組み合わせて活用することについて」との問いがあり、当局より「管理費に対しての補助と苗木供給事業なので、これらを結びつけながら取り組んでいただければと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第9号第1表中歳出第11款第1項を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第9号第1表中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「技術振興推進事業の委託料について」の問いがあり、当局より「寒河江市技術振興協会に委託をし、山大工学部と連携を図って、再生可能エネルギー技術の開発支援をしていきたいと考えております。また、この委託事業は2カ年事業としてやっていきたいと思っております」との答弁がありました。

委員より「公共施設であるフローラ・SAGAEに入る学童保育の家賃や光熱水費は無償なのか」との問いがあり、当局より「民間の施設を借り上げている場合も家賃分は市から補助金を出しますので、フローラでは無料と考えております。光熱水費は支払っていただき、維持管理費に充当していきます」との答弁がありました。

委員より「観光協会の活性化について」の問いがあり、当局より「観光振興のための事業への取り組みを率先して行っていただくよう、事務員を増員しながらやっていきたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「もっと若い人のセンスやアイデアなどを出していただき、新しいニーズに応えるように変えるべきではないか」との意見がありました。

ここで一旦散会し、3月13日午前9時30分より会議を再開しました。

委員より「どまんなか田んぼプロジェクトについて1市4町で取り組む事業も必要だが、それぞれの自治体の取り組みに対してお互いに参加したり、広報紙に載せて参加を呼びかけたりするという取り組みで一体感が出るのではないか」との意見がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第9号第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「除排雪活動補助金の積算根拠について」の問いがあり、当局より「大雪の場合、2回までを限度として50町内会ということで積算しております」との答弁がありました。

委員より「ほなみ団地の組合解散のスケジュールについて」の問いがあり、当局より「来年の3月までに精算事務を完了し、本年度で全て終了する予定です」との答弁がありました。

委員より「4月以降に決定する国の補助金と市の子育て定住住宅建築事業補助金を4月から同時に利用できないか」との問いがあり、当局より「国の予算の決定が5月の連休ころではないかと思われれます。利用者にとって、4月から活用したいと思われれますので、現在検討しているところだ」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第9号第1表中歳出第11款第2項を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第10号平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「公債費が減額となっているが、これからも減額になっていくのか」との問いがあり、当局より「起債の残高がまだ107億円ほどあります。ここ数年は起債を制限しながら、毎年3億円から4億円程度計画的に減額となってきましたが、平成27年度より浄化センターの更新事業に着手することにしておりますので、起債の残高を勘案しながら、公債費を管理していくことになろうかと思えます」との答弁がありました。

委員より「施設の更新部分との計画をきちんと立ててやっていただきたい」との要望がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第11号平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

委員より「配水管が遠距離になる箇所については、市でバイオクリーンを設置するようだが、市が想定している具体的な地域について」の問いがあり、当局より「いこいの森付近の地域にバイオクリーンを導入していくことになると思えます」との答弁がありました。

委員より「25年度の浄化槽配水管整備計画について」の問いがあり、当局より「24年度は2,800メートルを整備し、25年度は申し込みにより箇所を決定しますが、延長は3,000メートルを予定しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第12号平成25年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「簡易水道の加入が進まない理由について」の問いがあり、当局より「加入促進についてのお願いの文章を全戸配布するなど行っておりますが、田代地区につきましては水道組合からの給水を利用されていますので、なかなか簡易水道への切りかえが進んでいないという現状です」との答弁がありました。

委員より「市の簡易水道に切りかえるための課題を取り除くために、話し合いをぜひしてほしい」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第19号平成25年度寒河江市水道事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○内藤 明委員長 日程第13、これより質疑・討論・採決であります。

初めに、総務文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、建設経済分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これより採決に入ります。

議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号、議第15号、議第16号、議第17号、議第18号及び議第19号の11案件を一括して採決いたします。

ただいまの11案件に対する各分科会委員長の報告はいずれも原案を了とするものであります。

11案件は分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号、議第15号、議第16号、議第17号、議第18号及び議第19号の11案件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前10時10分

○内藤 明委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 内 藤 明